
令和4年 第2回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和4年6月22日

閉会 令和4年6月23日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（6月22日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	3
○日程第 3 会期の決定について	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告について	6
○日程第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について	8
○日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	10
○日程第 9 報告第 5号 専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	10
○日程第10 報告第 6号 専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	12
○日程第11 報告第 7号 専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	12
○日程第12 報告第 8号 令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	13
○日程第13 報告第 9号 法人の経営状況の報告について	14
○日程第14 町の一般行政について質問	17
9番 佐藤大輔君	17
1 高校生と、そのご家族に対する支援について	
2番 北條隆男君	24
1 子育て世帯（高校生）への補助について	
11番 小林啓太君	26
1 町の少子化対策に関して	
12番 小田島久尚君	35
1 学校給食費について	
2 定住移住促進対策について	
4番 中瀬実君	39
1 ジェットコースターの路に駐車場の設置は	
○散 会 宣 告	43

目 次

第 2 号（6月23日）

○議 事 日 程	4 5
○出 席 議 員	4 5
○欠 席 議 員	4 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 5
○議会事務局出席職員	4 6
○開 議 宣 告	4 7
○諸 般 の 報 告	4 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 7
○日程第 2 町の一般行政について質問	4 7
7 番 米 沢 義 英 君	4 7
1 高齢者対策について	
2 高齢者の補聴器助成について	
3 高校生への支援制度について	
4 営業と暮らしを守る対策について	
5 道路の改修について	
6 泥流地帯の映画化について	
8 番 荒 生 博 一 君	5 5
1 ラベンダーハイツの将来像について	
2 上富良野町パークゴルフ場について	
○日程第 3 議案第 1 号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	6 2
○日程第 4 議案第 2 号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6 5
○日程第 5 議案第 3 号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6 6
○日程第 6 議案第 4 号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6 7
○日程第 7 議案第 5 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6 8
○日程第 8 議案第 6 号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6 9
○日程第 9 議案第 7 号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6 9
○日程第10 議案第 8 号 令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	7 0
○日程第11 議案第 9 号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	7 1
○日程第12 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	7 1
○日程第13 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	7 1
○日程第14 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	7 1
○日程第15 議案第13号 財産の取得について（福祉バス）	7 3
○日程第16 議案第14号 財産の取得について（ロータリ除雪車）	7 4
○日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	7 4
○日程第18 発議案第1号 議員派遣について	7 5
○日程第19 発議案第2号 議員派遣について	7 5
○日程第20 発議案第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見について	7 6
○日程第21 発議案第4号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見について	7 7

○日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出について	7 8
○閉 会 宣 告	7 8

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 4 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
2	令和 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
3	令和 4 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
4	令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
5	令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
6	令和 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
7	令和 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
8	令和 4 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
9	令和 4 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）	6 月 23 日	原 案 可 決
1 0	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	6 月 23 日	原 案 可 決
1 1	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	6 月 23 日	原 案 可 決
1 2	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	6 月 23 日	原 案 可 決
1 3	財産の取得について（福祉バス）	6 月 23 日	原 案 可 決
1 4	財産の取得について（ロータリ除雪車）	6 月 23 日	原 案 可 決
	行政報告	6 月 22 日	
	町の一般行政についての質問	6 月 22 ・ 23 日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6 月 22 日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告について	6月22日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	6月22日	報 告
4	専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	6月22日	報 告
5	専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月22日	報 告
6	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	6月22日	報 告
7	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	6月22日	報 告
8	令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月22日	報 告
9	法人の経営状況の報告について	6月22日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月23日	同 意 可 決
	発 議		
1	議員派遣について	6月23日	原 案 可 決
2	議員派遣について	6月23日	原 案 可 決
3	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見について	6月23日	原 案 可 決
4	北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見について	6月23日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月23日	原 案 可 決

令和4年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和4年6月22日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 6月22日～23日 2日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告について
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(上富良野町税条例の一部を改正する条例)
第 9 報告第 5号 専決処分の報告について
(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
第10 報告第 6号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第11 報告第 7号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第12 報告第 8号 令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第13 報告第 9号 法人の経営状況の報告について
第14 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	元井 晴奈 君	2番	北條 隆男 君
3番	高松 克年 君	4番	中瀬 実 君
5番	金子 益三 君	6番	中澤 良隆 君
7番	米沢 義英 君	8番	荒生 博一 君
9番	佐藤 大輔 君	10番	今村 辰義 君
11番	小林 啓太 君	12番	小田島 久尚 君
13番	岡本 康裕 君	14番	村上 和子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉藤 繁 君	副 町 長	佐藤 雅喜 君
教 育 長	鈴木 真弓 君	代表監査委員	中田 繁利 君
農業委員会会長	井村 昭次 君	会 計 管 理 者	及川 光一 君
総 務 課 長	北川 徳幸 君	IT・組織機構担当課長	宮下 正美 君
企画商工観光課長	狩野 寿志 君	町民生活課長	山内 智晴 君
保健福祉課長	深山 悟 君	保健福祉課健康づくり担当課長	星野 章 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大谷 隆樹 君	建設水道課長	菊地 敏 君
教育振興課長	谷口 裕二 君	ラベンダーハイツ所長	鎌田 理恵 君
町立病院事務長	長岡 圭一 君		

○議会事務局出席職員

局 長	星野 耕司 君	次 長	飯村 明史 君
主 事	真鍋 莉奈 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和4年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長（村上和子君） 御報告いたします。

令和4年6月14日、北海道町村議会議長会第73回定期総会において、議長会会長より、自治功労者表彰として、在職25年以上の村上和子議長に対して、また、在職15年以上の金子益三議員に対し、町議会議員としての長きにわたり、議会制度の高揚と地方自治の振興発展に寄与された功績により、また、優良議会広報表彰として入選、上富良野町議会に対して、表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

○事務局長（星野耕司君） 村上議長、岡本副議長におかれましては、演壇前をお願いいたします。

○副議長（岡本康裕君） 表彰状。

上富良野町議会、村上和子殿。

あなたは、議会議員として、多年にわたり、議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされ、もって地方自治の発展に寄与・貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（星野耕司君） 続きまして、金子議員におかれましては、演壇の前をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 表彰状。

上富良野町議会、金子益三殿。

あなたは、議会議員として、15年以上にわたり、地方自治の振興発展に寄与、貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年6月14日。北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（星野耕司君） 続きまして、小林広報特別委員長、元井副委員長におかれましては、演壇の前をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 賞状。入選。

上富良野町議会。

貴議会は、第42回北海道町村議会広報コンクールにおいて、頭書の成績を収められましたので、その創意と努力に敬意を表し、記念品を贈り、これを賞します。

令和4年6月14日。北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（星野耕司君） 以上で、表彰伝達を終わります。

○議長（村上和子君） 議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

本定例会は6月17日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告書の提出、町長から法人経営状況報告書の提出がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、令和4年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、議案第14号財産取得について（ロータリ除雪車）及び諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての2議案については、明日23日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

5番 金子益三君

6 番 中 澤 良 隆 君
を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第2回定例会の議事運営等について、審議、決定した内容を御報告いたします。

去る5月27日及び6月15日に、議会運営委員会を開催し、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました13件の陳情、要望の取り扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案14件、報告案件6件、諮問1件、議長からの報告案件3件、議員からの発議案件4件であります。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。6月8日正午までの通告期限までに、佐藤大輔議員外6名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日22日に5人が質問を行い、明日23日に2人が質問を行うことといたしました。

また、質問の順序は、先例により通告書を受理した順となっており、質問の要旨は、本日記付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月23日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月23日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤 繁君） 議員各位におかれましては、公私共に何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告をさせていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてであります。職員数については、昨年度中の定年退職者など18名の欠員に対して、看護師2名、介護士1名、診療放射線技師1名、保健師1名、一般事務職7名の採用を行い、昨年度当初から5名減の184名による執行体制としたところであります。

今後とも町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。4月29日発令の春の叙勲において、危険業務従事者の防衛功労として2名が瑞宝双光章を受賞されたところであります。改めてこれまでの功績に心から敬意を表しますとともに、ますますの御活躍・御健勝をお祈り申し上げます。

次に、自衛隊関係についてであります。3月20日に、小野寺元防衛大臣との意見交換会、また、6月3日、北部方面総監部に富良野地方自衛隊協力会により、陸上自衛隊と富良野地域の共存共栄のための駐屯地部隊体制の堅持及び部隊運用教育訓練に係る施策の推進に関する要望を、6市町村により要望を行ってきたところであります。

基地対策関係については、6月10日に、上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策に関する要望を北海道防衛局へ、また、その他道内関係機関については、書面により要望を行ってきたところであります。

記念行事関係では、5月21日の北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月4日から5日に、上富良野駐屯地創設記念行事、6月19日の第二師団及び旭

川駐屯地創立記念行事へ参加したところであります。

次に、令和3年度のふるさと応援モニター事業の実績についてであります。件数で2万618件、金額にして約3億5,356万円の御寄附があったところであります。モニター商品代や配送料、取扱委託料など必要経費の約1億7,806万円を差し引いた金額は約1億7,550万円となり、今後の事業に備えた基金への積立てを行うとともに、事務事業の円滑な遂行に向け、適切に歳出化を図ってまいります。

今後におきましても、本事業を通じ、上富良野ブランドの知名度、魅力向上を図っていくとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、地域活性化起業人事業についてありますが、総務省の地域活性化起業人交流プログラムを活用し、Mip s 合同会社並びに同社社員の田中康之氏との三者協定を4月1日付で締結しました。これまでの株式会社ジパングとともに、地域振興、活性化に向けて御活躍を期待しているところであります。

次に、地域おこし協力隊については、観光推進員井上馨氏の5月31日の任期満了に伴い、4月12日付で新たに大道チアキ氏が着任しました。また、十勝岳ジオパーク専門員として、5月1日付で富島千晴氏が着任いたしました。今後は、ロケ誘致支援やジオパークの地質等の調査・研究、教育活動など、御活躍を期待しているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。12歳から64歳までの3回目のワクチン接種を希望された方に対し、5月31日現在で4,400人に接種を終え、接種率は76.2%となったところであります。また、5歳から11歳までの小児コロナワクチン接種については、富良野圏域の市町村と連携して、富良野協会病院及び町立病院に御協力を賜り、3月18日から157人の方に対して2回目の接種を実施し、接種率28.7%となったところであります。

なお、4回目の接種の対応につきましては、医療機関と連携し、7月21日から実施できるよう体制を整えてまいります。

次に、令和3年12月1日から令和4年3月1日までの間、原油価格高騰により、灯油価格等の高騰が家計に与える影響が大きいため、世帯全員が住民税非課税の高齢者、障がい者、独り親の世帯を対象として、臨時福祉生活支援事業を実施し、高齢者87世帯、障がい者25世帯、子育て15世帯、合計127世帯に対し、上富良野町小規模商工業者共通商品券1万円分を交付したところであります。

次に、農作物の生育状況についてであります。4月は雨天が少なく、5月も晴天が続いたため、耕起作業を初め播種、移植など全ての作業が順調に推移しており、生育も平年よりやや良好なところであります。引き続き今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連携を図り、農業者の皆様とともに、豊穰の秋を迎えられることを期待しております。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月26日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設事業従事者約90名が集い、開催されました。大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、道路整備及び治水・砂防関係についてありますが、4月19日に北海道道路整備促進協会、北海道治水・砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の通常総会、また、4月20日には、北海道道路利用者会議に出席し、道路・砂防両事業の拡充及び促進を図るための活動を行ったところであります。

次に、上富良野高校への入学状況についてありますが、今春の新入学者は、地元の中学卒業者9名を含む22名となり、全校生徒は80名となったところであります。

また、特色ある学校づくりの一環として、令和2年度から導入している学校給食については、全校生徒80名中64名の生徒が利用され、高い評価をいただいているところであり、次年度も入学者の確保に向け、魅力ある学校づくりの支援を引き続き進めてまいります。

次に、上富良野町いしずえ大学開校50周年記念式典についてであります。昭和47年の開校から50年の節目を迎えることから、上富良野町教育委員会と協賛会が主催し、6月17日に保健福祉総合センターかみんにおいて、記念式典及び芸能発表が執り行われ、総長である私を初め来賓各位、学生が出席する中、クラブ講師への感謝状授与などを行い、節目の機会をお祝いしたところであります。

次に、コロナ禍における生活支援・地域経済支援対策に関する主な支援策の状況であります。まず、町税等の収納状況については、徴収猶予の特例制度等を適用するとともに、納税相談や滞納者に対する督促、差押え等を行い、徴収に努めてまいりました。これらにより、令和3年度の収納率は、滞納繰越し分を含め、町税で前年比0.8%増の98.5%、国保税で0.2%増の98.3%と一定の水準を確保できたところであり、滞納繰越し金は、町税で1,591万2,000円、国保税で485万7,0

00円となっております。今後も納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

次に、本人及び同居家族の健康観察期間並びに臨時休園及び臨時休業した期間に登園自粛されました児童の保育料につきまして、日割計算による減免措置を実施したところであります。1月から5月分の減免額は、4園延べ114名に対しまして、101万4,630円を決定し、各園、保護者様に通知させていただきました。

なお、保育料の精算等の事務手続については、各園をお願い申し上げたところであります。

次に、町独自の新生児特別定額給付金事業については、4月15日現在55名の分の支給を完了しているところであります。

次に、緊急経済対策の関係では、今月末までに融資取扱期間を延長しました。町独自のつなぎ融資については、今年度貸付実施分として、8月末現在、総件数10件、融資総額で2,350万円となっております。

なお、このつなぎ融資につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が現在もなお続いていることから、取扱期間を来年3月末まで延長し、町内中小企業の安定経営を図ってまいります。

次に、令和3年度の町内中小企業の新たな取組を支援する中小企業再構築支援事業の実績につきましては、町内26事業所に対しまして計画認定を行い、補助金額として約4,293万円を交付したところであります。今後においては、町内中小企業の経済活動が回復し、安定した経営が図られることを期待しております。

次に、5月23日の臨時議会にて議決いただきました宿泊誘客促進事業につきましては、7月に再開が見込まれる観光支援事業、GOTOトラベルと併用した活用ができるよう、観光協会において準備を進めているところであります。

また、町内飲食店を対象とした上富良野グルメクーポン事業につきましても、7月の販売に向けて、商工会において準備を進めているところであります。

次に、小中学校における新型コロナウイルス感染症の状況についてですが、4月以降も各校において陽性者の確認がされており、上富良野小学校においては、4月に一クラス、5月に二クラスの学級閉鎖が行われました。各校においては、文部科学省が示す衛生管理マニュアルに基づいた感染予防対策を継続的に取り進めているところであり、入学式、運動会、修学旅行などの春の諸行事についても、保護者等の協力の下、感染予防行動を取りながら開催してきたところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。3月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、6月8日現在、件数で9件、事業費総額で1億877万9,000円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は43件で、その情報については、4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に令和4年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、令和4年4月25日に町立病院の棚卸しを監査の対象とし、令和3年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を閲覧するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページを御覧ください。

車両検査について、令和4年6月3日に公用車両82台の整備及び管理の状況を監査の対象として、実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和3年度会計の令和4年2月分から4月分及び令和4年度会計の令和4年4月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、令和3年度分を17ページに、令和4年度分を18ページに添付していますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上で、監査・例月現金出納検査結果の御報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 2ページの定期監査の車両検査について、二、三点確認をさせていただきたいと思えます。

監査の内容を見ますと、いつも同じような文章できておりますけれども、この車のいわゆる法定点検等につきましては、一般的に我々も車を持っている関係上いろいろ点検等をさせていただいておりますが、町の公用車も同じような形で点検をされているのだと思えますけれども、いわゆる6か月点検、12か月点検、そういったものの点検について、こちらは、当然役場では法定点検できませんので、業者委託ということになると思えます。

こういった業者委託をする段階で、当然町内業者、それから町外業者等々が委託されるのだと思えますけれども、それらは、町内では十分対応できないで、ほかの町の人に業者委託するのかということ。その業者等々は、いつも同じ業者ではなく、町の中でも何か所かある業者にうまく回しながらやられているのかということ。

それから、最後に、車両の点検、整備、管理状況はおおむね良好だったという報告になっております。おおむね良好ということは、小さな指摘事項はあったのかということを確認させていただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 代表監査委員。

○代表監査委員（中田繁利君） ただいまの4番中瀬議員の質問にお答えいたします。

定期点検の関係につきましては、監査の対象になっておりませんが、毎月の支出の伝票を見まして、町内の業者でおおむね検査を受けているのではないかと確認しておりますけれども、特殊車両とかはどこでやっているのかちょっと分からない面もありますので、担当にほうに説明していただければと思えます。

それから、おおむね良好ということでしたけれども、2班に分かれて、それぞれ全部の車、外観を見たり、それからそれぞれライトがつくとか、方向器がちゃんと作動しているとか、ブレーキとかを全部チェックしております。内部につきましては、目視では確認できないので、おおむね良好という形で報告させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま中瀬議員の車の点検等に関する御質問にお答えしたいと思えます。

当町の車両の点検につきましては、基本的には、車検時の法定点検を行っているところでございます。業者の関係につきましては、重機等も含めまして、原則町内業者で賄われているような状況でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ということは、いわゆる車検等の整備等はやられているけれども、12か月点検とか、そういったことはやられていないという感覚でいいのか。

それから、先ほど監査委員のほうからも話がありましたけれども、大型重機等々についての点検、整備についてはどういった形で行われているのかということは答弁されておりませんので、お願いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいまの中瀬議員の再質問にお答えしたいと思えますが、まず、任意点検については行っておりません。車検時の法定点検のみ検査を行っている状況でございます。

大型車両につきましては、町内の業者で点検できる場所がありますので、そちらのほうにお願いしているような状況でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告について、報告を求めます。

議員定数・議員報酬調査特別委員会委員長、岡本康裕君。

○議員定数・議員報酬調査特別委員会委員長（岡本康裕君） ただいま上程されました報告第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告書を朗読をもって報告いたします。

議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告書。

本特別委員会の事務調査として調査した事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年6月16日。上富良野町議会議長、村上和子様。

議員定数・議員報酬調査特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

1、事件名。

議員定数・議員報酬調査特別委員会調査。

2、調査の経過。

令和2年8月26日、第1期（前期）上富良野町議会活性化計画が策定され、議会が一丸となり、活性化を計画的に推進し、より身近で開かれた議会を目指すこととしている。

その中で、新しい時代にふさわしい議員定数についての施策項目及び町民の意思を反映し、その役割を果たすための議員報酬が、職務や責任、また、他の市町村の比較において適切であるか、計画の推進項目に位置づけられたところである。

このことから、令和3年12月16日開会の第4回定例会において、議員定数・議員報酬調査特別委員会の設置に関する決議がなされ、その後、調査特別委員会を6回開催し、議員定数や議員報酬について調査・検討を行った。

3、特別委員会の委員会構成につきましては、議長を除く13名でございます。

4、調査の報告。

議員定数について。

（1）上富良野町議会の議員定数と選挙結果について。

現在のの上富良野町議会の議員定数は14名で、これまでの経過については、別表2のとおりとなっています。

別表につきましては、お手元資料6ページ、上富良野町議会議員選挙の結果という表を御参照いただければと思います。

2ページ、（2）議員定数について。

まとめ。

特別委員会の中で、多様な意見聴取の場、町の産業構造からも、議員定数を検討するときは、行政執行部局に対する人数の比ではなく、常任委員会で委員間討議や委員長採決で、必要な人数をもって審議したほうがよいという意見が出された。

また、町民の多様なニーズや意見を聴取するには、多くの委員が必要である意見も出され、このことから、常任委員会定数は、現状の7名のままとし、2常任委員会の設置で、議員定数は14名が妥当であるとの結論に至った。

2、議員報酬及び期末手当について。

（1）議員報酬について。

議員報酬について。

議員報酬の在り方を検討する際に、現在の月額報酬額が妥当かどうかの判断について、下記の検討方式がある。

ア、町村政への貢献度を基にする方式。イ、職員の活動量と町村長の活動量を基にする方式。ウ、類似自体と比較する方式。

ウにつきましては、このことで議員報酬は、議員活動という役務に対する対価であるという考えに基づき、説明に優れ、計算方法も容易な議員の活動量と町村長の活動量を基にする方式（町村長の給与額を基準とする方式）を採用し、十勝管内の先進地行政調査を行った清水町の清水基準の試算方法を参考にして議員報酬を試算した。別表3参照でございます。

（2）議員活動日数と町長職務遂行日数との比率。

ア、町村長の職務遂行日数。首長は一般的に平日、休日を問わず公務に就く場合が多いので、日曜、祝日等の半分程度は公務に当たるものと推定し、全国標準と同様に年間330日とした。

※町村長の職務遂行日数365日引く35日（休日、祝日の半分イコール330日）（全国標準）。

（3）議員活動日数と町長職務遂行日数との比較の計算。

ア、議員活動日数と町長職務遂行日数との比率を算定した。議会活動時間数及び議会活動換算日数。

※1、上記の議会活動の回数に単位時間乗じて、令和2年、令和元年、平成30年、平成29年の議会活動時間数を算出した。回数掛ける単位時間イコール議会活動時間数。

※2、常勤職員の勤務時間、7時間45分を参考に、1日の活動時間を9時間と定義し、議会活動等の合計時間数を8時間で除して得た数値を議会活動日数とする。表1のとおり。議会活動時間の合計割る8時間は、議会活動の換算日数ということで計算させていただきました。

少し長くなりますが、3ページ中ほどの※議会議員活動日数の町長に対する比率イコール議会活動日数に町村職務遂行日数、令和2年、平成31年、平成30年、平成29年の活動実績をベースに基づき、それぞれの議会活動日数と町長職務遂行日数と

の比率を算定し、4年間の平均値により、議員報酬（月額）を試算する際に使用する比率を31%としました。

議員報酬の月額の試算。議員報酬の試算について、上富良野町長給与月額75万円に議員活動に日数と町長の職務遂行日数との比率31%を乗じて算出した額を議員報酬月額とした。議長、副議長、委員長の報酬については、先進地の浦幌町議会方式を採用し、算出した議員報酬に対して、議長1.5、副議長1.2、委員長1.1を乗じて得た数字をそれぞれの報酬月額とした。

議長につきましては7万3,000円の増、副議長に対しましては6万9,000円の増、委員長に対しましては6万6,000円の増、議員に対しましては5万3,000円の増という結果が得られました。

(5) 期末手当について。現在の議員の期末手当の率が決定された経緯は、平成17年に遡り、当時、国の三位一体改革により地方交付税が大きく減額となる方針が示され、上富良野町行財政改革実施計画を策定し、平成20年までに人件費を15%削減抑制を行うことが必要であるとの町長からの諮問により、特別職報酬等審議会では、当初、勤勉手当を削減し、3.5か月分相当まで引き下げることで審議したが、一般職との均衡から現行の4.0月とした。

削減の趣旨としては、特別職に勤勉手当としての支給はできないことから、削減することとしたが、他の自治体では、自治体独自の削減については、その後、市町村合併した特例措置による地方交付税の減額が解消されたことから、一般職と同様の水準に戻した経緯があり、特別職や議員、職員も皆統一した率での支給となっている。

(6) 議員報酬及び期末手当のまとめ。

特別委員会の調査結果から、現在の議員報酬額は、若い世代から見ると、道内及び近隣市町村の平均報酬額から見ても低い水準にあり、議員報酬のみで生計を維持することは難しい状況という意見が出た。

また、我が町の議会は、現在のところ選挙が行われ、定数を超える立候補者がいる状況ではあるが、議員報酬の低水準化は今後において、議員のなり手不足の問題にもつながることが懸念される。このことで特別委員会では、議員報酬の増額も視野に入れ検討し、様々な手法を用いて議員報酬が議会議員活動に適した報酬となっているかについて検証、試算した結果、議員報酬額が増額となる根拠が出された。

しかし、昨今のコロナ禍に加えて物価高騰、給与

水準が上がらない地域事情の中で、議員報酬だけが上がることは町民に理解を得られるかについては疑問である。報酬の増額に理解を得るためには、町民との対話が必要不可欠で、明確な根拠で説明責任を行っていく必要がある結論が出され、町民に理解が得られるまでは現状維持が望ましいという結論となった。

また、期末手当については、行財政改革当時より、各自治体と同様に我が町も暫定措置で下げた部分である。しかし、現在は上川管内もほとんどの自治体において、職員と同率の支給率に戻されている。このことは、人事院勧告が行われた際、速やかに期末手当等の支給基準が改定されることにより混乱が起こらないという利点があるので、期末手当を職員と議員、特別職を同率に戻すことが望ましいという結論とした。

特別職及び議員の報酬額の決定については、全て町長が特別職報酬等審議会に諮問し議論の上、答申を得て方向性が示されることから、特別職報酬等審議会では客観的な判断を行っていただきつつ、今回の調査した特別委員会の報告書を参考としていただきたい。

5ページ以降の表については、御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上、報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会調査報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長、金子益三君。

○厚生文教常任委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました報告案件につきまして、内容の概要を朗読をもって報告と代えさせていただきます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出た次の調査事件について、調査の経過及び結果を、会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年6月13日。上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、金子益三。

恐れ入ります。記が抜けておりましたので、記を追加をお願いいたします。

記。

調査事件名。子どもセンターと発達支援について。

調査の経過。令和3年2回、令和4年8回にわたり委員会を開催し、調査を行った。

1、子どもセンターと発達支援のテーマについて。

子どもセンターは、町内の母子及び子育ての支援拠点施設として、子育て支援拠点機能と発育段階に遅れが見受けられる児童への療育機関として、発達支援センターの機能を担っているが、令和2年9月に、町立病院改築基本構想により解体が決定され、新たな場所に移転が求められた。

子どもセンターの持つ子育て支援拠点機能及び発達支援センターで、特に就学前児童に対する対策に調査テーマを絞って調査を行った。

2番の子どもセンターの現況の(1)地域子育て支援拠点事業並びに(2)発達支援センター事業につきましては、御高覧いただきましたものとして、説明を割愛させていただきます。

3番、子どもセンターの課題。

(1)地域子育て支援拠点事業の課題。2歳未満児の子どもが対象となる事業について、利用者人数は微増傾向にあるが、職員数が増加していない状況にあります。

6ページをお開きください。

(2)発達支援センターの課題。現在の上富良野町発達支援センターは、受入れ定員の上限が定められておらず、療育指導員1人当たりの担当する通級児童数が11.4人と、近隣の施設に比べると非常に多い人数であり、また、療育指導を必要とする通級児が必ずしも1人とは限らず、通級児と年の近い兄弟が同席を必要とするケースがあり、対応するスタッフがいないため、社会福祉協議会のボランティアに依存している状況にある。また、一般的に発達支援という言葉に抵抗感を感じる御家庭があるので、支援を受ける機会を逃してしまう御家庭も少なくない。

(3)その他子育てに対する課題。現在の上富良野町の子育て支援は、保健福祉総合センターかみんにある保健福祉課子育て支援班と子どもセンターの二つの拠点を窓口として対応している。

今後においても、子育ての過程において様々な不安や悩みが生じるため、これらの解消に向けたワンストップ化が求められている。

また、当町は、陸上自衛隊上富良野駐屯地を有する我が町として、地元出身者ではなく、保護者の両親が遠く離れた地域に住むケースもあり、相談先や病児病後児や兄弟等の一時預け先選定に悩む方も少

ない状況が見られています。

4番、上富良野町子どもセンター改築事業。

8ページをお開きください。

現在の子どもセンターの場所に新しく上富良野町立病院が建設されることから、子どもセンターを移転することになった。子どもセンターの建て替え場所の選定に当たっては、現在の東児童館施設に上富良野子どもセンターを改築することが決定がなされた。

併せて、現在の保健福祉課子育て支援班の持つ子育て支援機能、子どもセンターが持つ発達支援センター機能、子育て支援拠点事業に加え、東児童館が持つ児童館、そして新たな交流機能を持った新子どもセンターの改築が令和3年に決定されました。

5番、まとめ。

子どもセンターで行われている事業では、就学前児童については、近年、認定こども園の入園率は高まり、一定程度保育の場所も確保されているが、地域子育て支援拠点事業において、2歳未満児が対象の事業については、子どもや保護者の居場所やコミュニティの場所として、利用者人数が微増傾向にある。その中で、事業に対応する職員が増加していないことに加え、児童相談支援センターの相談支援専門職員も専任ではなく、子ども・家庭総合支援拠点などと兼務しており、専門スタッフ不足の状況にある。

発達支援センターにおいても同様に、発達に不安があり、支援を必要とする子どもが年々増加傾向にあり、早期発見により早期対応・支援を行うことで、将来の生活において、困り事などの軽減にもつながることから、様々な支援に関わる事業を行うための指導員の人員配置や人材確保、療育体制の構築、専門性を高める研修の機会の充実を図ることが急務である。

これらの対応策としては、職員定数の見直しによる会計年度任用職員から正職員への処遇改善や現在の会計年度任用職員の勤務時間等を柔軟に対応できるような条例改正が必要と考える。

また、親族などの間違った認識により、発達支援センターの利用をちゅうちょされる保護者への発達支援センターの必要についての理解を得るとともに、そのような偏見が起きないような啓蒙活動も重要である。

新設される子どもセンターが、子育て支援拠点機能や発達支援センター機能、児童館機能などの新たな交流機能を持った全ての相談窓口のワンストップ化が図られ、我が町も保健福祉課から独立して、子ども・子育てに特化した新しい課の新設が望まれる。

新型コロナウイルス感染症拡大により、近年は多くの施設に利用制限があり、子育てに対する相談が難しい時期であった。今後、アフターコロナ社会において、我が町の子育て施策は、新設される子どもセンターを中核として、地域における子育て世帯の孤独感、不安感の解消に加えて、誰もが安心して利用でき、親しまれる場所として役目が果たされるよう、各関係機関との調整や連携を図りながら、施設整備や運営に努められるとともに、我が町に暮らす障がいがある子ども、支援が必要な子ども、健康な子どもなど、全ての子どもや保護者の皆様の心がバリアフリー化を広げていきながら、親も安心して子育てができて、子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めていくことが肝要である。

以上、厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑あれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑なければ、これをもって、報告第2号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

日程第9 報告第5号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、日程第9 報告第5号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

国の令和4年度の税制改正関連法案の成立が令和4年3月末になることから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決いただきました。

本年度の税制改正関連法案は、令和4年3月22日可決、成立し、3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、3月31日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例について、専決処分いたしましたので御報告申し上げます。

まず、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

令和4年の税制改正におきまして、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等の見直し及び景気回復に万全を期すため、固定資産税の負担調整措置の変更について所要の改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目、固定資産税、土地につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%に変更するものであります。

2点目、個人住民税につきましては、令和4年から7年までの間に居住の用に供した所得税の住宅ローン控除の適格者につきまして、所得税額から控除し切れなかった額を課税総所得金額等の5%、最低9万7,500円の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除いたします。

3点目、地方税法等法令改正に伴い、その他所要の改正を行うものです。

以下、議案の朗読をし、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

令和4年3月31日。上富良野町長 齊藤繁。

1ページを御覧ください。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

第1条、上富良野町税条例の一部を次のとおり改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条文を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

まず、18条の4、納税証明書の交付手数料は、

証明書の住所に代わるものとして、規定に定める事項を記載したものを交付しなければならないとする法律の改正に合わせて改正するものです。

第33条、所得割の課税標準は、総合課税または分離課税を確定申告の記載のみによって適用する法律の改正に合わせて行うものです。

第34条の7、寄附金税額控除は、平成26年から7年間経過したことから、経過措置の終了に伴い改正するものです。

第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除は、総合課税または分離課税に係る場合の特別徴収額の税額控除を確定申告書に記載によって行う法律の改正に合わせて行うものです。

第36条の2、町民税の申告は、公的年金の受給者、住民税申告義務に係る規定の整備について、法律改正に合わせて改正するとともに、法令改正による項ずれの改正を反映するものです。

第36条の3は、法律改正に合わせて規定の整備を行うものです。

第36条の3の2、個人町民税に係る給与所得者の扶養控除申告書は、給与所得者の扶養控除申告書について記載事項に、退職所得等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する法律改正に合わせて改正するものです。

2ページを御覧ください。

第36条の3の3、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書は、公的年金等公的年金受給者の扶養親族申告について、一定の配偶者及び18歳超の扶養親族（退職手当を有する者に限る）を有する者について、規定提出義務を追加及び記載事項に配偶者の氏名を追加する法律に合わせて改正するものです。

第48条、法人の町民税の申告納付。

第53条の7、特別徴収税額の納付義務者等は、法律改正に合わせて規定の整備、項ずれの改正を行うものです。

第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧手数料。

第73条の3、固定資産税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、法律の規定による措置等に応じた閲覧に伴う法律改正に合わせて改正するものです。

附則第7条3の2、個人住民税の住宅取得等特別控除額は、住宅借入金等特別控除の延長及び見直しの法律改正に合わせて改正するものです。

附則第10条の2、附則第15条2第2項第1号等の条例で定める割合、貯留機能保全区域の指定を受けた特別措置の割合を定める規定の新設の法律改正に合わせて改正及び項ずれの反映を行うものです。

3ページを御覧ください。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、省エネ改修工事を行った住宅に関わる特例の拡充等に伴う法律改正に合わせて改正するものです。

附則第12条、住宅等に関して課する令和3年度から令和4年度までの各年度分固定資産税の特例は、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅2.5%とする法律改正に合わせて改正するものです。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税課税の特例は、申告分離課税を所得税で適用する場合に限り、適用する法律改正に合わせて改正するものです。

附則第17条の7、優良住宅造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、引用条文の削除に伴う規定の整備の法律改正に合わせて改正するものです。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、申告方式の選択に係る規定の整備の法律改正に合わせて改正を行うものです。

4ページを御覧ください。

附則第24条、新型コロナウイルス等に係る寄附金税額控除等の特例は、次条削除に伴う規定の整備を行うものです。

附則第25条、新型コロナウイルス感染等に係る住宅借入金等特別控除の特例は、住宅借入金等特別控除の延長、見直しに伴う規定の法律改正に合わせて削除を行うものです。

続きまして、上富良野町税条例の一部改正する条例の一部を改正する条例。

第2条、上富良野町税条例の一部改正する条例の一部を次のとおり改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条文を追って主な改正点のみ説明させていただきますので御了承願います。

第1条は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備、法律の改正に合わせて改正するものです。

附則第1条は、施行規則について定めるもので、令和4年4月1日から施行するものです。ただし、施行規則を定めている項目については、各該当各号に係る日から施行するよう定める規定となっております。

第2条は、納税証明書に関する経過措置について定めるものです。

第3条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

5ページをお開きください。

第4条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

次に、報告第5号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

基礎課税額に係る課税限度額を65万円（改正前63万円）に後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（改正前19万円）に引き上げることができる法律改正に合わせて改正するものであります。

以下、議案の朗読をし、御説明を申し上げます。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和4年3月31日。上富良野町長、齊藤繁。

次のページを御覧ください。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項、ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項、ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則、施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に

よる。

以上をもちまして、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、報告といたします。

○議長（村上和子君） これより、報告第4号及び報告第5号について、一括して御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）及び報告第5号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告を終わります。

◎日程第10 報告第6号

日程第11 報告第7号

○議長（村上和子君） 日程第10 報告第6号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）、日程第11 報告第7号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

一括して提出者から報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました報告第6号及び第7号の専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）、御説明申し上げます。

まず、報告第6号の発生状況につきましては、令和4年2月3日午後2時頃、公共土木施設維持管理業務の委託業者である山本建設株式会社の従業員が、官貸車で町道北2丁目通の排雪作業中にNTT柱のワイヤー支線に接触し、ワイヤーが破損したものでございます。

事故の原因につきましては、作業中に確認不足のまま大型ロータリー車を前進し、誤って道路脇にあったNTT柱のワイヤー支線に接触、破損させたものであります。

なお、官貸車には損傷がなく、また、運転手にけがはありませんでした。

当方の過失割合を10割、賠償金額5万637円とし、2月21日に示談が成立したことから専決処分を行ったところでございます。

委託業者に対しましては、運転について注意喚起をしたところであり、今後、さらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故を発生させたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和4年6月22日提出。上富良野町長、斉藤繁。

次ページをおめくりください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月21日。上富良野町長、斉藤繁。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、報告第6号専決処分の報告についての説明といたします。

続きまして、報告第7号専決処分の報告、同じく専決処分の報告でございます。

本件の発生状況につきましては、令和4年1月24日午前10時頃、公共土木施設維持管理業務の委託業者である山本建設株式会社の従業員が、同じく官貸車で、町道の東5丁目通の排雪作業中に、セイコーマート上富良野宮町店の歩道に隣接する駐車場の照明灯を破損したものでございます。

事故の原因につきましては、作業中に確認不足のままショベルローダーを後退し、誤って後方にあった照明灯に接触し、破損させたものであります。

なお、官貸車には損傷がなく、また、運転手にけがはありませんでした。

当方の過失割合を10割、賠償金額29万5,427円とし、3月11日に示談が成立したことから、専決処分を行ったところでございます。

同じく委託業者に対しましては、運転についての注意喚起を行ったところであり、今後、さらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故を発生したことにつきまして、深くおわび申し上げます。

それでは、以下、議案を朗読し、説明申し上げます。

報告第7号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会

において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和4年6月22日提出。上富良野町長、斉藤繁。

次ページを御覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月11日。上富良野町長、斉藤繁。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容については記載のとおりでございます。

以上で、報告第7号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

報告第6号、第7号につきまして、御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第6号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）、報告第7号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を終わります。

◎日程第12 報告第8号

○議長（村上和子君） 日程第12 報告第8号令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました報告第8号令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、報告第8号を御覧ください。

報告第8号令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページの繰越明許費繰越計算書を御覧願います。

記載の全11事業につきましては、それぞれ令和

4年第1回臨時会、第2回臨時会及び第1回定例会におきまして、一般会計補正予算（第12号）、（第13号）、（第15号）及び（第16号）として上程し、所要の補正及び事業完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定の議決をいただいたところでございます。

まず、ナンバー1の新型コロナウイルス感染症対策用物品購入事業については、新型コロナウイルス感染症対策のための備品及び消耗品を購入するための経費となっています。

令和3年度の決算期を迎えまして、限度額を設定した1,100万円のうち、事業完了が翌年度となる300万円を令和4年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー2の住民基本台帳システム改修につきましては、国の行政手続のオンライン化における転出・転入の手続のワンストップ化に対応するため、本町の住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

限度額の358万円全額を、事業完了が翌年度となることから、令和4年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー3の臨時特別給付金事業及びナンバー11の臨時特別給付金事業（職員手当）につきましては、令和3年度の国の補正予算を活用いたしまして、住民税非課税世帯等を対象に給付金を支給するものでございます。

限度額を設定した2事業で、総額1億7,658万円のうち6,386万円を令和4年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー4の保健福祉総合センターボイラー更新事業については、保健福祉総合センターかみんの温水ボイラー2基につきまして、供用開始から既に17年を経過し、更新時期を迎えていることから、特定防衛施設調整交付金を活用いたしまして、2か年計画で整備を計画しており、その実施設計費となっております。

限度額を設定しました248万6,000円のうち225万5,000円を令和4年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー5の情報収集等業務効率化支援事業、ナンバー6の道営草地畜産基盤整備事業、ナンバー7の島津第二地区道営農業水利施設保全合理化事業及びナンバー8の経営体育成基盤整備事業については、国の補正予算に伴いまして、それぞれ事業実施を進めているところであります。

限度額を設定いたしました当該4事業の総額3,293万円を令和4年度会計へ繰り越したものであります。

次に、ナンバー9、ナンバー10の学校保健特別対策事業については、国の補正予算を活用いたしまして、町内小中学校の感染症対策、児童・生徒の学びを保障する体制の整備を行うものであります。

限度額を設定いたしました当該2事業の405万円を令和4年度会計へ繰り越したものであります。

以上、11事業の合計で1億967万5,000円を、地方自治法第213条第1項の規定により、令和4年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、その内容を議会に報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源につきましては、事業完了時期に応じまして受入手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第8号令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第8号令和3年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程第13 報告第9号

○議長（村上和子君） 日程第13 報告第9号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました報告第9号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出させていただいた経営状況に関する報告に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類を御覧ください。

1ページをお開きください。

まず初めに、1ページにつきましては、令和3年度の事業報告書であります。ここには、株主総会、臨時株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

2ページを御覧ください。

2ページと3ページにつきましては、令和3年度における部門別報告書となっております、振興公社が指定管理者として町から受託し、管理運営しております4施設について、それぞれの実績概要を記載しております。

最初に、2ページの吹上温泉保養センター白銀荘についてであります、入館者数は6万9,938人で、前年対比115.9%、利用収益は5,927万1,361円で、前年対比121.6%の実績となりました。

新型コロナウイルス感染症対策の北海道緊急事態宣言により、5月16日から6月20日の36日間と8月30日から9月30日までの32日間、合わせて68日間は日帰り入浴のみの営業ではありましたが、入場者数及び利用収益は微増の実績となっております。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万2,272人で、前年対比108.1%、有料入場者数では9,520人で、前年対比105.1%、利用収益では1,809万6,556円で、前年対比113.3%の実績となりました。

新型コロナウイルス感染症対策の北海道緊急事態宣言により、5月17日から6月20日の35日間と8月30日から9月30日までの32日間、合わせて67日間の営業休止期間があり、また、Bテントサイトの入場制限を行ったところではありましたが、キャンプブームなどの影響もあり、入場者数及び利用収益は微増の実績となったところであります。

次に、3ページをお開きください。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は3,033枚で、計画対比で106.4%となり、利用収益では130万5,230円で、前年対比108%の実績となりました。

昨年度は降雪量が少なく、1月3日のオープンとなったこと。また、新型コロナウイルス感染症などの影響から利用者は大きく伸びず、利用券の売上げ及び枚数収益は、計画対比で微増にとどまりました。

最後に、日の出公園ですが、公園の使用料収入による利用収益は11万2,306円で、前年対比125.4%の実績となりました。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、夏期シーズンの展望台での営業が見送られたことなどから、自動販売機設置使用料等の収入に限られております。

4ページを御覧ください。

4ページ以降は、令和3年度の決算報告書であります。

5ページをお開きください。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部の流動資産合計は3,199万1,528円で、現金・預金の3,053万6,700円、売掛金7万8,500円、商品の137万6,328円が主なものとなっております。

固定資産合計は60万566円で、有形固定資産57万566円と出資金3万円であり、資産の部の合計は3,259万1,584円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債合計は619万2,573円で、その内訳は、未払い、預かり金等であり、資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部は、株主資本が2,639万9,011円で、その内訳として、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金の1,639万9,011円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益に当たります売上高についてありますが、利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は7,878万5,457円となっております。

次に、営業費用に当たります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高を合わせた976万6,636円から期末商品棚卸高137万6,328円を差し引いた839万308円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益金額は7,039万5,149円となりますが、販売費及び一般管理費合計の9,989万5,619円を差し引いた営業損失金額は2,950万470円となったところであります。

営業外収益といたしまして、町からの管理委託料に当たる受託収入の3,008万5,641円を初め、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ3,339万4,665円となっております。

以上のことから、営業損失金額2,950万470円に営業外収益3,339万4,665円を加えた経常利益金額は389万4,195円となり、法人税などの79万6,500円を差し引きまして、当期純利益金額は309万7,695円となったところであります。

次の7ページから21ページにかけましては、ただいま説明いたしました部門別報告書及び貸借対照表並びに損益計算書の作成資料として、販売費及び一般管理費の内訳書及び施設ごとの損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、株主資本等変動計算書のほか、各施設の月別利用集計を掲載しておりますので、参考として御覧いただきたいと存じます。

次に、22ページをお開きください。

22ページは、令和4年度事業計画及び予算書と

なっております。

令和4年度の事業計画及び予算についてであります。いまだに終息しない新型コロナウイルスによる影響が続いている状況の中、新年度を迎えたところでありますが、今後はアフターコロナを見据えて、感染症対策を徹底しながら施設等の快適な環境づくりや親切丁寧な対応に心がけてまいります。

経営方針といたしましては、適正な売上げを見込み、経費の効率化や節減を図るとともに、運転資金の管理に細心の注意を払いながら、コロナ禍に対応した経営に努めることを事業経営方針として取り組んでいくこととしております。

個別の取組といたしましては、日の出公園オートキャンプ場におきましては、手ぶらでキャンプを楽しめるなどの新しい試みや、白銀荘におきましては、改修したサウナのロウリュなどのPRなどで、集客力の向上、売上げの確保を図ることとしております。

次に、23ページをお開きください。

23ページと24ページにつきましては、施設ごとの利用者見込み数並びに収入見込みを記載しております。

最初に、23ページ、白銀荘についてであります。計画入館者数を宿泊客8,570人に、回数券利用者を含めた日帰り客6万5,430人を合わせた7万4,000人とし、売上高は6,791万9,000円を見込んでおります。

次に、24ページを御覧ください。

日の出公園オートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を1万2,380人とし、売上高は2,118万5,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売上げ総枚数を2,380枚として、売上高は100万円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料としまして12万円の売上げを見込んだところであります。

なお、各施設とも売上げ総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引いた営業損失につきましては、町からの管理委託料などにおいて賄う予定とされているところでございます。

アフターコロナを見据え、観光産業の強化を推進し、新型コロナウイルスの終息と来場者数の回復に期待をしながら、収益の確保に努めていくこととしていただいております。

以降、25ページから34ページにつきましては、参考資料として、予定損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書につきましては、公社全体と施設ごとに掲載をしております。

最後に、35ページですが、振興公社の株主名簿、役員名簿を掲載しておりますので、参考として御覧いただければと思います。

以上、報告第9号法人の経営状況報告について、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 1点だけ確認させていただきます。

こちらスキー場の関係でちょっとお聞きをします。

令和4年度から中学生までリフト券が無料になるというような話を聞いております。この中で、いわゆる回数券とか1日券とかいろいろある、小人、子供、この部分というのは、どちらの年齢を指しているのか確認させてください。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番中瀬議員の御質問にお答えします。

振興公社のほうの本年度予算計上の中で、まだ小学生、中学生、それから高校生も含めるかとか、その辺の協議がまだ教育委員会と整っていないことから、例年どおりの予算計上をさせていただいております。今後、教育委員会とリフト券の取扱いをきちんと決めた上で、その部分については下方修正して決算をするようなことで、今後、冬のオープンに向けて、どのような形でお子さんたちの年齢確認の仕方とか、いろいろな部分がまだまだこれから教育委員会と煮詰めていかなければならない部分でありますので、そういったことで、とりあえず今年度当初については、今までどおりの収入を予算計上させていただいているということで、今後の協議の中で修正させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） この法人経営につきましては、振興公社で株主で運営されておりますので、御了承いただきたいと思っております。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 概略だけ伺いたします。

良好というか、努力も経営上はされていると思っております。このオートキャンプ場と白銀荘の2点について概略を伺いたします。

非常に、2000年にオートキャンプ場が建設されて、相当屋根だとか外壁、内装のクロスだとか非常に劣化が出てきているというふうに思われます。それで、こういったものに対する補修だとか改修、

長寿命化の中ではうたわれておりますが、具体的な改修とかというのは、どのような計画をお持ちなのか、お伺いいたします。

この白銀荘についても、もう20何年も建設されておりますので、相当雨漏り、電気系統の劣化という形になっておりますので、こういった部分の改修等というのを計画は持っていらっしゃると思いますが、当面こういったものが課題になっているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、日の出公園オートキャンプ場のほうでございます。先般、うちの建設水道課のほうから日の出公園の魅力、再生化計画、計画といっても内部の指針的なものなのですけれども、それらの中で検討した中で、ロジックですとか、そういったものも一定程度は盛り込んでおります。

それから、白銀荘につきましては、振興公社のほうからも、こういうところがちょっと調子悪いです、壊れていますといったもののリストが上がっておりますので、振興公社と町とでいろいろ協議しながら、一定程度のスケジュールは立てたいと思っております。

ただ、やっぱり振興公社のほうでも一定程度、大規模な改修とか、本来的な施設を新たに増やすとかということではなくて、目に見えて、カーペットの張り替えですとか、そういったものは、予算の範囲内で小規模なものの修繕についてはやっていただけるようお願いもし、実際にやってもらっているところですので、それらのことは振興公社と相談しながら、白銀荘のほうについても一定のスケジュール感を双方確認できるような取組をしていきたいということで、現在のところ明確に白銀荘の外壁をどうする、屋根をどうする、浴室をどうするというものが、年次を決めて定めている状況にないことは御理解賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第9号法人の経営状況の報告についてを終わります。

◎日程第14 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第14 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してございました1項目3点について、町長にお伺いいたします。

高校生とその御家族に対する支援について。

我が町は、上富良野高校の存続を目的として、町内外問わず、上富良野高校に通う全ての生徒を対象に、入学準備金や就学支援金、通学費補助金などの支給など様々な支援策を講じてきました。近年、安定的に入学者を確保しているのも、その成果の現れと評価しております。

一方、町内から旭川市内や富良野市内などの高校に通う生徒に対しての支援の手は差し伸べられておらず、町内で義務教育を終えた全ての子どもたちに対する町の関わり方が、果たして適切と言えるのかどうか疑問が残ります。

町の将来を担う子どもたちが人生設計を立てる上で重要な選択を迫られる高校進学に際し、目標に向かってちゅうちょなく歩みを進められるよう、切れ目のない子育て支援制度を構築し、全ての子どもたちとその御家族にしっかりと寄り添うことが求められていると思っておりますが、町外の高校に通う生徒と保護者の負担軽減策に関する以下の3点について、町長の御所見をお伺いいたします。

（1）全国的に通学費の補助事業を実施している自治体が散見されますが、今後、我が町も同様の支援策を講じるお考えはあるのでしょうか。

（2）利便性の高いJR美瑛駅までの輸送サポートなど、今後、直接的な費用面以外での支援策を講じるお考えはあるのでしょうか。

（3）他の自治体との連携やJR北海道及び各学校への働きかけなどにより、最も早い上り始発列車で通学する生徒や保護者の負担を軽減する方策を研究・検討するお考えはあるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の高校生とその御家族に対する支援に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、切れ目のない支援を必要とする方々に対する本町の子育て支援策につきましては、子ども・子育て支援事業計画において、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の子育てステージと、小学校高学年、中学校、高校の子育ちのステージの二つのステージで区分しており、さらに町民生活課、保健福祉課で所管する保健・医療・福祉と教育委員会が所管する教育・生活の二つの分野で、それぞれの役割を担っていることは御存じかと思っております。

本町の高校生に対する支援策については、地元の上富良野高校の存続と魅力ある学校づくりを応援す

ることを目的として、上富良野高校に通学する生徒や保護者に対して補助金を交付しており、高校が指定するタブレットパソコンの購入経費を含む入学準備金のほか、就学支援金、通学費、下宿費、介護職員初任者研修資格取得費用、学習コミュニケーションツール補助、青少年海外派遣人材育成事業補助、学校給食の導入といった施策を教育委員会で展開しているところであります。

また、上川管内の自治体が支援する通学費補助につきましては、本町と同様に、地元を設置された高校に通う生徒に対して通学費を補助している自治体は、士別市、美深町、幌加内町、下川町、剣淵町、上川町、美瑛町、南富良野町の8市町であり、また、地元には高校がなく、通学費を補助している自治体は、和寒町、愛別町、東神楽町、中富良野町の4町が実施していることを把握しております。

1点目の子育て支援としての高校生への通学費補助についてであります。高校進学には相当の経費を要することは承知しておりますが、本町は、地元上富良野高校の存続と魅力ある学校づくりに対して施策を展開しておりますので、通学費を町内外の高校に通う高校生に一律に補助することは、現段階では、地元には高校がある本町にとっては、子育て支援策として拡大することは相反する施策と考えております。

しかしながら、低所得世帯への支援策については、北海道公立高校生等奨学給付金等の活用や実態の調査・検討も重要と認識しております。

なお、中学校卒業時に所在市町村の道立高校が募集停止になり、通学費が生じる場合においては、所得制限はありますが、北海道において、募集停止後5年間に限り、通学費月額負担額に対し、1万円を超えた額の補助があることを申し添えておきたいと思っております。

次に、2点目のJR美瑛駅までの輸送サポートについてであります。各高校の登下校時刻や部活動等により、乗車時刻のばらつきが想定できること。さらに旭川方面の高校の登校時刻に間に合わないことや、下校後に本町まで運行する列車が全くない状況ではありませんので、高校生を対象とした上富良野町と美瑛間の輸送サポートは厳しいものと認識しており、JR富良野線の維持・存続、利用促進と相反関係にあることから、現時点で子育て支援の新たな施策として検討する考えはないことを御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の始発列車で通学する生徒、保護者への負担軽減について、JR北海道への働きかけでございますが、始発列車の時刻が各高校の登校時刻に間に合わないことではないことから、通学で富良

野線の始発列車を利用する高校生の保護者の負担軽減を目的とした各学校への働きかけについては、JR他路線やバスなど、他の公共交通機関がある中で、富良野線のみで単独で行うことは考えていないところであり、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） まず、誤解のないように申し上げておきますけれども、支援金制度のほか、ジョオ教育や介護士養成の取組、給食制度や通級の導入など、魅力ある学校づくりのために上富良野高校、以下、上高と表現させていただきます。上高と教育委員会が連携し、努力しておられることは十分に評価しております。

また、上高の支援制度は、近隣市町村からの入学者を獲得する手立てとして、一定程度効果が見込めると考えております。

そもそも2年前の一般質問において、eスポーツ同好会を取り上げたときから、子どもたちのためにも上高を存続させたいとの思いは私の中で何ら変わっていないことを述べておきます。

それでは、まず、私と町長のお互いの論点を整理させていただきたいと思っております。

上高振興策は評価しつつも、その内容を見ると、中富良野や富良野の子どもたちにまで支援しているということもあり、町外の高校に通う上富良野の子どもたちにも何らかの支援が必要ではないか。要はバランスの取れた施策が、政策を展開すべきではないかとの私の質問に対し、町長は、町外の高校に通う子どもたちに何らかの支援策を講じた場合、子どもが町外に流れてしまい、上高に入学する生徒が減少するおそれがあるので、応援したいのは山々だが、応援したいのだけれども、現時点では、町外の高校に通う子どもたちに支援を行うことはできないのだというような考えだということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、そのとおり捉えてもらって構いません。上高の支援策と相反する施策、ちょっと矛盾するような施策だと。上高を応援する施策が十分効果が発揮できないおそれがあると考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 1か月ほど前に、町長にはお時間をつくっていただきまして、この件で事前に

意見交換をさせていただきました。その際にも町長は、今と同じように、上高の入学人数が減少すること、上高の存続が危ぶまれることを懸念されておられましたので、町長の懸念が払拭されない限り、今回の私の質問においては、特に（１）、（２）のような具体的な施策の話にまでは至らないであろうと、このように考えまして、実際どうなのだろうということ、実態把握のために、私、独自にアンケート調査を行いました。町長には昨日、アンケートの結果の詳細を資料としてお渡ししておりますけれども、アンケートの協力者に、情報開示に関する了承を事前に得ておりませんでしたので、大変申し訳ありませんが、ほかの皆様方に対しては口頭での報告となることを御容赦願いたいと思います。ゆっくりお話ししたいと思います。

アンケートの対象としたのは、上中を卒業して、現在、上高に通う生徒の保護者４０件の御家庭のうち１４件の御家庭から回答をいただきました。質問は全部で三つです。

一つ目の質問は、「進学先として上高を選択された一番の理由を教えてください」この質問には、様々な回答がありました。上高の振興策に関わる部分では、「給食があるから」と回答されたのが２件のみで、ほかには見当たりませんでした。この質問の回答から、進学先の選択は、やはり子どもが主体であるということを確認した次第でございます。

二つ目の質問は、「上富良野高校の入学準備金や就学支援金などの支援制度は、高校を選択する際、影響しましたか」という質問であります。この質問は三択で、「影響した」と答えた御家庭が９件、「影響しなかった」と答えていただいたのが１件、「どちらとも言えない」が４件でございます。この質問の御回答の結果からは、学校の選択には、保護者の思いも大きく影響していること。また、上高振興策の効果のほどを改めて実感いたしました。

そして三つ目の質問は、「もし旭川や富良野の高校に通う高校生に対し、通学費の補助制度があったとしたら、高校の選択に影響を与えたと思いますか」ただし、目安としては、旭川に通う場合、月１,０００円から１,５００円の補助、これはほかの自治体を参考にしました。ということをお聞きしました。「影響したと思う」が２件、「影響しなかったと思う」が７件、「どちらとも言えない」が５件という結果でございます。この結果から注目すべきは、「影響したと思う」と答えた御家庭が２件あったことであります。この２件が多いのか少ないかの判断は難しいところではありますが、「どちらとも言えない」とお答えいただいた方の中に「半額助

成ぐらい出ないと選択肢が広がるとは思えない」とコメントしてくださった御家庭がありました。

これはあくまで私の推論です。私は、このアンケート結果から、支援の程度によって、要は、町外の高校に通う子どもたちに対する支援の程度によって、上高入学人数の減少を最小限に抑えることは十分に可能であると、このように考えておりますが、このアンケート結果を御覧になって、町長の懸念は払拭されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ９番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、佐藤議員も御自身でおっしゃっていたとおり、推論です。この推論を基に私が意見を申し上げるのは控えさせていただきたいと思うのは私の回答なのですが、まず、２人の間だけでしか分からないアンケート、皆さんが目にしていない、共通認識に立っていないことを今この場で、公の場で佐藤議員と話すことは控えたいと。

アンケートの精度といえますか、当然アンケートは回答率があって、回答率は３分の１なのか４分の１なのか分かりませんが、それを一般論として、１００%にした場合、推定されるという、統計学的にサンプル数とか回収率、誤差とか、そういうものが一切公表されていない状況で、私が意見を述べるのはいかがないものかと思っております。

結論から申し上げますと、私もこれは参考にしますが、今までの私の持論といえますか、思っていることが払拭されたか、これをもって払拭されたとはなかなか言い難いと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

９番佐藤大輔君。

○９番（佐藤大輔君） アンケートに協力していただいた方に、今の話を報告すると。サンプル数として足りないということで、町長は取り合ってくださいらなかつたというふうに御説明するしかないというふうに、私としては非常に残念な思いでございます。

町長の懸念が払拭されない。それこそ統計学的な御持論等があって、今、現時点ではアンケートは取り合っていただけないということを確認しましたので、ちょっと切り口を変えて質問いたします。

ただ、このアンケートの一部に関しては、引用した質問となりますこと、ここは御理解いただきたいと思っております。

それこそ町長御指摘のとおりでありますけれども、やはり少数意見というのは、ある程度私は尊重すべき。それこそ、一体どのようになったら町民の声を聞けるのかというところの手法であったり、定

義であったりというのは、非常に今明確ではないところでありすけれども、先ほど「影響したと思う」と答えた方、町外の高校に通う支援制度がもしあったら、上高に今通っていらっしゃる保護者にとって、影響したなと思った方が2件あった。私はこの2件というのは非常に重要だと。別の佐藤大輔がいるので、私も二つ考え方があって、別の考え方で再質問します。

もし我が町に町外の高校に通う子どもに対して支援制度があったとすれば、この2件の御家庭の子どもは、本当に行きたかった高校に行けたかもしれないと考えることもできると思うのです。

美瑛町でも美瑛高校振興策を展開しておりますけれども、令和2年度からは、美瑛町高校生就学支援助成事業として、町外の高校に通う子どもに対し3万円を1回限り支給しております。令和2年度から始まっております。

美瑛町保健福祉課、子ども福祉相談係の担当者の方に、では、美瑛高校入学者数への影響はどうなっているのだということをお伺いしました。そうすると、そこを分析するのは困難であり、基本的には分けて考えているので、特に考慮していないというふうにお答えいただきました。要は高校の振興策、町外の学校に通う高校生に対する支援、これは全く別物であって、両方とも町、子どもたちに対しての事業であるので、これはこれ、それはそれとして捉える。私は、この美瑛町の考え方には激しく同意であります。

目標に向かって歩み出す子どもたちが第一志望の高校に進学できるよう、その背中を押して上げることが、本来優先すべき行政の責務であると私は考えますが、それでも町長はあくまでも上高の存続を最優先するのだという考え方であるということによるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、前半の、先ほどの最後のほうの答弁で、町長は、アンケートに答えてくれなかったと、上高の生徒に言う。生徒には、こういう意見があったという事実は事実ですので、それは、別に生徒を無視して、意見を述べないという意味ではございません。こういう意見があったということは承知しておりますが、この割合がどうだったかというのは疑義があるところですので、それに対しては、アンケートを基に答弁はできませんという意味ですので、アンケートに協力してくれた生徒たちには感謝の意を表したいと思っております。

余り細かい話になってしまうのもあれなのです

が、旭川や富良野に通学費が出ればそちらに行っていたかもしれない、影響していたかもしれないという人は事実いるのだらうと。アンケートの結果の数字があるにせよ、ないにせよ、そういう人が事実いるかもしれないというのはありますが、上高に今通っている生徒が影響したかもしれないということで、上高の存続が、今年入学した人が22名ですので、1人、2人を争う。20名を2年続けて切ると、上高の存続の問題に関わります。そうすると、アンケートは引用しないと書いていますが、上高を選んだ生徒が、行きやすい学校だから選びました。eスポーツがあるから選んだ。地元の高校だから選んだという、今、選んでくれている生徒たちが毎年二、三十人ぐらいいるのですが、もし地元が高校がなくなってしまったら、そういう人たちの選択肢が上富良野の中学生に対してなくなります。旭川に行くしか、富良野に行くしかなくて、今までのような上富良野高校を選ぶ選択肢がなくなってしまいます。100人弱の上中の卒業生がいますが、上中から10名ほど、その他の市町村から20名ちょっとということなのですが、上中の生徒の割合からすると、今でも上中から上高に進学する割合は低いかもしれませんが、そういう少数の方の学校を選ぶ選択の幅を狭めてしまう。しかも上高だから行っている。富良野や旭川の高校だと、ドロップアウトとか、いろいろ勉強に影響が出て自信がない。だから上高にという人たちのためにも、選択の余地を残しておくということは非常に重要なことだと思っております。

決して、旭川や富良野の高校に通っている生徒たちに援助の手は今のところありませんが、決して妨害といえますか、不利益を与えているわけでは決してありません。ただ、そういう人たちが大多数ですが、上高にぜひ通いたいという少数の意見、少数の方がおられるのも事実です。どちらを優先するのか。私は55歳ですが、私の二回りぐらい上の、本当昔から汽車通で旭川、富良野に通っていた先輩たちがおります。脈々と伝統といえますか、続いておりまして、私も通っておりますし、多くの方が通っております。それで特に不都合はなかったわけでありまして、確かに不便ではあります。朝早く起きなければなりませんので。不便ではあります。朝一の汽車で間に合いますので、不都合はないのです。

一方、上高がなくなるということは、上高に通っている生徒は少数かもしれませんが、それがなくなることは非常に重大なことですので、多数決ではありませんが、多くの人々が享受される政策を取るべき場面と、それによって失われる、少数ではあ

りますが、不利益。どちらを優先するのかと言われると、やはりこの場合は、両方を、プラス・マイナス、斟酌した場合、上高がなくなってしまうほうが影響は大きいのではないかと。今の上高を存続すべき、今は存続に力を注ぐべきなのだろう。それに反するようなどいいますか、旭川、富良野に流れていく生徒を止めるわけではありません。行きたいのであれば、それが希望なのであれば、それは止める手立てはございませんので、通学してもらっても構いませんが、上高はしっかり、魅力ある学校をつくって募集して、人員が集まるような努力を町はしっかりして、できる限り、上富良野中学校のみならず、近郊の町からも多く生徒を集めて、長く存続させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ちょっと訂正させていただきます。アンケートの対象にしたのは保護者ですので、保護者に対して私は、こうこうこういう理由でアンケートをお願いしますというふうに申し上げているので、大変申し訳ありませんが、町長に対しては、それを参考にはしていただけなかったという報告をする義務は私に、責任は私にあるということでございます。答弁は結構です。

私は上高がなくなっているなんて一言も言っていないし、むしろ逆です。さっきから私の持論といいますか。町長は、石橋をたたいて渡るぐらい慎重な方なので、非常にお気持ちは分かりますけれども、ただいまの答弁で、旭川、富良野に通う高校生、保護者には特に不利益はないだろう。不利益はあります。朝早くから起きて弁当をつくって、6時18分に乗せて、私の次男が野球部、旭川の高校に通っておいりましたから、大体21時32分着の旭川に迎え、時には20時11分着、美瑛止まりの列車に迎えに来てくれ。冬は、JRは今非常に止まりやすくなっているので、旭川まで迎えに行ったりと。本当に大変な思いをしたなど。今はみんな仕上がっているの、いい思い出ではありますけれども。

これもアンケートの中の一つを引用すると、質問の3の中で、町外高校に通う子どもたちへ支援すると、上高の存続が危ぶまれるという保護者の御意見がありました。一方で、これはアンケートとは別に、なぜ上高生だけ支援されるのか、なぜ上高生だけ優遇されるのかという不満の声もあちこちで聞かれるのです。この両者は直接交わることはありませんが、実は対立関係にあります。見えない対立があるということだけは間違いないと私は思うのです。

私は、町内全ての子どもたちにバランスの取れた

支援策を講じることで、上高が妬まれたり、疎まれたり、そういった要素が取り除かれて、より一層上高が愛され、必要とされ、存続に対する町民全体の理解も深まると思います。上高を守りたいのであれば、むしろ上高ファーストをやめて、上高最優先をやめて、バランスの取れた政策を展開すべきだと私は思いますけれども、町長の見解を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

不利益の捉え方ですが、私は不便はあると申し上げました。朝早く。それを不利益と誤解されては困るのですが。上高に支援することによって、旭川に通っている方に不利益は特にないだろうということ、不便はあります。そういう意味で、不利益と不便を混同されたのかなと思いますので、改めて説明させていただきたいと思っております。

その上で、上高だけになぜかという声もあるのかもしれませんが、私は、先ほど申したとおり、20名を2年続けて切ると廃校ということで、その影響はかなり大きいと思っておりますので、100%みんなが賛成してくれないかもしれませんが、上高を守ることは大切なことだと思っております。今の上高の募集に関する制度は是として、続けていきたい。教育委員会の事業ですが、要求があれば、それは是としていきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） この点につきましては、これで最後の質問といたします。

町長の公約で、中学生までの医療費が無料化となりまして、町民の多くの方が喜んでおられるというようなことになりました。しかし、上川管内でいえば、やっと他の市町村に追いついたというのが実情でありまして、まさにここからが町長の子育て支援という分野における本領を發揮する腕の見せどころであろうと私は思います。

まして2025年には、富良野高校と富良野緑峰高校が再編統合され、間口が減る予定であり、今回改めて上高の必要性も再認識されたと、先般、教育長から報告があったばかりであります。私は、まさに追い風が吹いているというふうに感じております。町外の高校に通う子どもたちに対する支援に着手する絶好のチャンスだと思いますが、町長の見解を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

高校の通学費にかかわらず、通学費だけの問題で

はないと思っております。子育てに関しては、上富良野は乳幼児から切れ目ない子育て支援策を行っております。今年から医療費が無料になったのも一つでありますし、子育てに関するいろいろな施策というのは、管内でもトップクラスのものとして自負しておりますので、特に高校の通学費だけにとらわれず、子どもの支援というのは、私、理事者もそうなのですが、子ども・子育て支援会議というメンバーもごございますし、もちろん町民の皆様から御意見を賜って、しっかりと三者の中で、よいものがあればぜひ推進していきたいと。子育ては皆さん頑張って応援していきたいと、そのような気持ちは変わっておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長のお気持ちは十分にいただいま受け止めました。

それでは、（3）の再質問に移ります。

（3）の質問、少々言葉足らずでありましたので、おわびいたします。再度、分かりやすく質問させていただきます。

先日、旭川行き始発6時18分に乗ってみました。高校卒業して以来30年ぶりに乗ってみました。当然ですが、乗客の95%が高校生で、約20名の生徒が座れずに立ったり、地べたに座ったりというような乗車率でありました。後日、旭川行き2番列車、7時11分にも乗ってみました。乗車率は大体五、六十%だなどというところで、乗客は主に、2番列車でも間に合う旭川工業と旭川南高の生徒が多かったように思います。

この2番列車ですけれども、ほかの列車は、旭川までの所要時間というのが大体50分前半が多いのですけれども、この2番列車は、下り列車の待ち合わせのため、美馬牛で8分停車するので、実に1時間2分かかるのです。そうなると旭川到着8時13分なので、もう少し早く旭川に到着すれば2番列車も使えるのになど。それこそ五、六年前、次男が旭川に通っている当時思っておりましたが、今も変わっていないのだということに少々驚いております。

この2番列車がもし10分早くなれば、美馬牛駅ではなくて美瑛駅で交差することになるので、また、美馬牛駅での8分停車もなくなるので、計算上は7時55分頃に旭川に到着することになります。この到着時刻だと、少なくとも旭川商業や旭川東高校の生徒は、8時25分のショートホームルームに間に合うのです。今、富良野、上富良野間で、旭川商業と旭川東に、合わせて約30名の生徒が通って

おります。仮にこの30名の生徒が始発から2番列車にスライドした場合、始発列車の混雑緩和や、2番列車を選択できる。子どもや御家庭の負担軽減が期待できるという妄想です。

このようなことを富良野沿線で議論をして、課題を整理して、必要と判断された際には、JRに対して要望等のアクションを起こすべきではないのかということをお願いしたかったのですが、再度、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

（3）です。ホームルームに間に合うので、JRのみならず、始業時間も含めてということになるかと思いますが、JRはJRの都合があって、生徒のことは考えてくれているのかなとは思いますが、昔からそうであるようになかなか実現しないし、あと、学校もホームルームの時間を、学校全体の授業時間帯でするので、富良野線の人だけのために10分、始業時間をというのはなかなか難しいのかな、宗谷線のみならず、旭川電気軌道とか、市内のバスで通っている人等もいますので、なかなか要望も難しいのかなというふうに考えております。

ただ、何回も言いますが、朝一の電車で行けば間に合うというのは、確かに状況が、昔ほど列車も座席がなくて、相当込んでいるのは分かるのですが、朝一で行けば間に合う状況の中で、ほかのJR、そして旭川市内の学校の始業時間を富良野線だけのために移動したりするというのはなかなか難しいことなのかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 確かに町長おっしゃるように、学校に対しては若干難しいかなというふうに私も理解しておりますけれども、JRに関しては、今、町長がおっしゃったようなことでもないようです。実際、私、今のくだらない妄想話を先日、美瑛駅長にぶつけました。どうなんだと。美瑛駅長は、まず知ってほしいのは、富良野線は学生の利用が多い路線のため、毎年3月のダイヤ改正の際には、学生の通学実態を調査している、JRでということでもありました。

そして、これはあくまで個人的な見解と前置きしながらも、JRの調査ではつかみ切れない地域の生の声は大いに価値があると考えするというような美瑛駅長からのお言葉もいただきました。当然駅長の懐の深さというものもあるのでしょうけれども、私は決してリップサービスではないのではないのかというふ

うに感じました。

通学環境の改善は、保護者の負担軽減のみならず、子どもたちの生活リズムを整え、学力や部活動でのパフォーマンス向上や、今まさに感染予防対策にもつながるので、ぜひ町長が、いわゆる通学弱者と言われる美馬牛からこちら、上富良野から富良野間の富良野沿線で、町長がイニシアチブを取って、JRに対しての要望行動に向けて動き出してほしいと思います。その点、見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

要望のほうは、機会があれば、そういう声もJRのほうには、機会があるごとに通学実態をお伝えしていこうかと思えます。確かにあと10分の問題ですので、ひょっとしたら佐藤議員が言うようになる可能性もあるのかなと、今、再質問を受けながら聞いていて、改めまして地元の声というのはJRに伝えていこうと思ったところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 一般の町民が私のような行動はなかなか取れないと思うのです。実際心の中で思っている、先ほどの話ですけれども、子どもの通学環境は厳しいと、保護者の負担も大きいと。だけれども、上高を選ばなかった自分たちが悪い。要は自己責任なのだというふうに心に収めてしまうので、JRに対して要望行動を起こしてほしいと、それは鼻から無理だと私自身が決めつけて、美瑛駅長とお会いしておりましたので、正直、そうなのだ、私が一番驚いたようなことであります。ですので、受け身では、なかなかこういう声は上がってきません。

そして、私は、今回のアンケートを通じて思ったのが、保護者の方々からは、自分たちでも町に関わることができるという喜び、また、満足感、そういったものが、アンケートにお答えいただいた際に伝わってきました。私は改めて、こういった町の声、町民の声、子育て世代の方の声を聞くきっかけづくりというものが本当に大切なのだなということを実感いたしました。目標に向かって努力する全ての子どもたちには、この町で高校時代を過ごせてよかった。そして、その子どもの保護者の方々には、この町から子どもを高校に通わせてよかったと思ってもらえるよう、町長にはより一層積極的に、自らの信念を明確にした上で、子育て世代の方々としつかりと向き合っていたいだきたいと思えます。

いろいろと検討するという明確な答弁ではありま

せんでしたが、もし今後検討するという段階に入る、もしくは水面下で検討すると、高校生に対する支援に関してでありますけれども、そういった場合、どこの部署で、どこの課で検討するのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

高校生に対する支援は、担当はどこなのだというのですが、基本的に、子育てに関することであれば、保健福祉課の子育て支援班でありますし、殊、上高の維持・存続に関してのみは教育委員会が所管しておりますので、そういう所管になっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） すみません。もう一度確認なのですけれども、全体を通して、ただいまの質疑応答を経ての確認でありますけれども、町長は、上高以外の高校生に対して支援の手を差し伸べる、また、JRに対して、子どもや保護者の負担軽減のための働きかけはされないというような、現時点では、そういうことで、私としては、そういう理解でよろしいかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、上高以外、町外に通う、富良野、旭川に通う生徒に対しては、町で何か通学費を助成するという考えは、現在のところ持ち合わせていないということです。

あと、不安解消といえますか、JRに対しては、いろいろ情報を発信をしていきたいなど。実現するかどうか別として、美瑛の駅長は確かにそう言ったかもしれませんが、実際はなかなか、どうなのかということも含めて、ダイヤ改正のときには、地域の実情というのを伝えていく努力はしていきたいと。それが親御さんたちの不安解消とか負担軽減になるのであれば、ぜひJRに対して、機会があれば実情を述べていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は13時でございます。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、2番北條隆男君の発言を許します。

2番北條隆男君。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 私は、さきに通告しました1項目、3点について質問いたします。

子育て世帯（高校生）への補助について。

1点目、町外へ通学する高校生のJ Rの定期代の補助について。

町外の高校に進学する生徒が大半を占めている現状の中、通学に使用しているJ R定期代は子育て世代にとって大きな負担となっている。1年間の定期代、富良野まで10万2,640円、旭川まで13万8,280円。子育て世代への負担軽減のため、半額程度の補助はできないか伺います。

2点目、高校生のタブレット補助について。

今年度から入学のときからタブレットが必要となった。町としても上富良野高校に入学した生徒に対し、90%のタブレットの補助を行っている。町外の高校へ進学する生徒に対しても50%程度の補助を行ってはいかがか。

3点目、高校生の医療費無料化について。

本年度から始まった中学生までの医療費無料化が高校生まで範囲を広げてもよいのではないか。

以上、1項目3点について、町長に考えを伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の子育て世帯への補助に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町外へ通学する高校生へのJ R定期代の補助についてであります。さきの佐藤議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、高校進学には相当の経費を要することは承知しておりますが、本町は、地元上富良野高校の存続と魅力ある学校づくりに対して施策を展開しておりますので、通学費を町内外の高校に通う高校生に一律補助することは、現段階で地元にある本町にとっては、子育て支援策として拡大することは相反する施策と考えます。

しかしながら、低所得世帯への支援については、北海道公立高校生等奨学給付金等の活用や、実態の調査・検討も重要と認識しております。

次に、2点目の高校生へのタブレット代補助についてであります。道立高校においては、本年度入学生から1人1台のタブレットパソコンにより、I

CTを効果的に活用し、生徒一人一人に応じた分かりやすい授業を実施して、情報活用能力やコミュニケーション力の向上を図ることとしております。

今年度から生徒が使用するタブレットパソコン購入については、生徒個人が専用して使用する教科書等と同様に私費負担しております。タブレットパソコンの購入について、その対応については、地元自治体の補助制度、私費購入、学校からの貸付け対応、既に所有しているタブレットパソコンの使用が可能など、各高校での対応が様々であることから、現段階では、制度を検討する時期ではなく、上富良野高校の施策と相反するものと判断しておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の高校生の医療費無料化についてありますが、本年の4月より中学生までの医療費の無料化を実施しております。第1回定例会においても、高校生までの無料化については、議会でも検討していただいたところでありますが、今後の医療費実績、児童・生徒数の推移及び財政状況を見極め、効果が一定程度検証された後に検討を行うことと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 私は、今質問したのは、佐藤議員と同様な考え方で、町長が言う相反するという言葉がありましたが、私が思うには、上富は普通科しかありません。でも、専門高校に行くというと、町外へ出ないとないのです。そういうことから、子どもの夢をかなえるためには、ほかの地方へ出なくてはならない場合もあると思うのです。その中でもう少し、半額とは言わなくても、もうちょっと補助するという気持ち的なものはないのでしょうか、町長の考えの中でも。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに普通高校で、旭川にも普通高校があります。工業高校とか農業高校があるのですが、特に、私、後段で先ほど述べさせてもらったのですが、低所得のため、経済的理由で、本当は工業高校とか農業高校に通いたくても経済的理由で上高をと、これは私もそういうことは思っておりませんで、経済的理由で上高を選ぶのではなく、自分の行きたいところに行けるといのが本来の姿かなと思っております。

そこで、高校生に通学費の一律補助というのは私も考えていないところですが、低所得者のケアに関しては、奨学金等もございますので、その辺は、奨学金の利用等を含めて相談等、実態把握に努めて、

そのようなことがないように努力してきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、専門高校は考えられないと、町長の考えでは、補助するという範囲の中にも入らないと。あくまでも上富高校があるから、上富高校でなければ、そういう対応にならないという考え方でいいのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

基本的に、子育ての施策として、高校生に通学定定期代、高校、専門学校等を含めて支払うということは、現段階では考えていないところです。

特に、上富良野高校は、高校の存続のために、魅力ある高校、またちょっと別の目的で施策を打っておりますので、そういう施策と、子育ての事業として、高校生に一律補助するということが、町の施策として矛盾する部分がありますので、特に現段階では、上高の学校の魅力づくりのために施策を行っているところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 私の言いたいのは、上高があるからできないではなくて、子育ての考えの中で、平等に教育は受けなくてはならないので、上高に全員が来たら、町長、なりませんよ、そういうことには。誰でも100%出せというのではなくて、10%でも20%でも支援したらどうだという考え方で聞いているだけで、町長は、100、ゼロの考えがあるのではないかなと思うのです。その辺はどうなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

特に、私は100、ゼロの考えではなくて、金額の多寡は具体的には申しませんといいますか、それには触れませんが、子育てとしても、定期代を補助することによって上高の存続が危ぶいものになってしまつては困るということで、上高の施策と矛盾するからですが、上高の存続が現段階としては第一の重要な施策と認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 町長の言うことは分かりましたけれども、タブレットも同じような考え方で、子どもたちは上高があるからそこへ行くというので

はなく、いろいろな条件があつて、みんな高校を選んでいと思うのです。町長、そこは考えたことはないのですか。町長も自分の子どもであれば、自分の子どもの将来と未来、子どもの夢をかなえるために、ある程度高校を選択すると思うのです。それは町民みんな平等だと思うのです。だからといって何もしないというのは、上高があるからという理由ではないと思うのです。町長、そのあたりはどうなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

特に、定期代の補助をするだけが上高の魅力ではなくて、いろいろ上高の魅力は、先ほどのeスポーツとか、町と関わった10の地域学習ですとか、介護とか、そういうのを含めて、上高の魅力アップに努めておりますので、それで上高の存続というものを町として、施策として打っておりますので、それに相反することといいますか、先ほども申し上げましたが、上高生に補助することによって、他の生徒が不利益を被るわけではありませぬので、その辺は、上高の存続のためということで、今のところは、それに反するといいますか、足を引っ張るような、内部で矛盾するような施策はなかなか考えづらいなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） ということは、町長の考えからいくと、上高があるからやらないと、上高がなければ考える余地があるという考え方でいいのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

上高がなくなるだけではなくて、安定的に魅力ある学校ができて、安定的に募集人員が、生徒が集まれば、こういう施策がなくても来るような、しっかりとしたい学校が、魅力ある学校ができれば、今打っている施策なんかも、これは将来続く、上高への施策は未来永劫続くわけではありませぬ。学校の状況によって変化していくものだと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、今の答えであれば、将来的には考える余地が出てくる可能性もあるという考えでいいのですね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

将来の状況は不確実で、お約束はできませんが、可能性というのはもちろんゼロではありません。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） ということは、タブレットも同じような考え方でいいのですね、町長。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

タブレットも同じような考えです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） それでは、3点目の高校生までの医療費の無料化なのですけれども、もう検討に入ってもよろしいのではないですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだ1年たっておりません。今年始まったばかりで、実績がどうなるかというのは、今年はまだコロナが収まっていますので、複数年様子を見ないと、将来の推計は分からない、不確定なところがありますので、3月の定例会の付議意見にもありましたように、今後の医療費の助成の実績、児童・生徒数の推移及び財政状況を見極めて、本条例による効果が一定程度検証された後に、適正な時期に再検討すべきと考えるという意見をいただいておりますので、私どもも一定期間様子を見て、将来の推計を見極めて、そのときに判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 今の町長の答弁によりますと、財政が許さないというのが大きいように聞こえるのですけれども、推移をうかがうよりも財政のほうに力が入っているのかなと思うのですけれども、そのあたりはどのようなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

特にそここのところに力を入れた意識はないのですが、財政も判断の材料の一つかなと。児童数の推移とか利用状況と、負担する町の財政、その三つはよく見極めていかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） ということは、今後、推移を見て、二、三年程度見て、財政的にも何とかなると思ったときには高校生までやる考え方はあるのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

そのときの状況によってですが、当然今言った3点のほかに、高校生まで無料にすることによる効果とか、いろいろな要素がありますので、必ずやるといふ断言はできないのですが、検討するという事です。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、2番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告していた1項目6点に関して、町長の所信をお伺いいたします。

1番、町の少子化対策に関して。

上富良野の総合戦略において、少子化が進んだ原因は多岐にわたるが、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは最も優先して取り組むべき課題の一つであるということが明記されています。

一方で、上富良野町の合計特殊出生率は現状の1途をたどり、20年前の2002年は148人いた出生数も、令和2年度には59人と大きく減少しています。

少子化が進んでいる原因の一つとして、不妊に悩む夫婦が増加しているという現状があると考えます。厚生労働省の発表によると、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体の18.2%、夫婦全体の約5.5組に1組の割合に上ると言われています。

また、体外受精等の生殖補助医療を受けて出産に至る出生児の割合も増加傾向にあり、こちらも厚生労働省の発表では、2008年には、全出生児の2%だった割合は、2019年には全体の7%まで増加し、全出生児の約14人に1人が生殖補助医療の力を借りて誕生しているという事実があります。14人に1人というのは、まさに私たち議員が14名いますので、まさに14人いれば、そのうちの1人が生殖補助医療を受けて誕生している現状があるというようなイメージかと思えます。

これらの社会的背景を鑑み、国は本年4月より、一般不妊治療（タイミング療法や人工授精）と特定

不妊治療（体外受精）などの保険適用をスタートさせました。

これまでの間、北海道においては保険が適用されず、特に医療費が高額になってしまっていた特定不妊治療に関しては、一部制限はあったものの、治療費に対して助成が行われ、それでも補い切れない分は、各市町村が独自の支援体制で治療に取り組む夫婦をサポートしていた実態がありました。

一方、上富良野町では、これまで不妊治療に対して、自治体としての独自の支援はなく、上川管内19町村のうち16町村が独自の助成を行っていた中でも沈黙を保ってきました。

私は最も優先して取り組むべき課題の一つである安心して子どもを産める環境づくりをする上で、出産を望んでいるが、子どもを授かりづらい夫婦に対して、町としてサポートしていくことが上富良野町の繁栄には必要であると考えています。

そこで、以下6点に関して質問し、町長の所信をお伺いいたします。

1、少子化は、子育て世代の課題と考えるか、それとも全世代に関わる課題と考えているか。

2、上富良野町における不妊治療に取り組む夫婦の実態に関して、町としてどの程度の情報を把握しているのか。

3、これまで不妊治療支援に関して、政策として検討を行ってきた経緯はあるのか。

4、不妊治療に対して、今後、町独自の助成を含む支援等を行っていく方向性はあるのか。

5、ふるさと納税の使途目的に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに係る事業を加えることは可能か。また、検討を行っていく方向性はあるか。

6、厚生労働省の調査によると、不妊治療と仕事の両立ができず、19%（女性の場合は23%）が離職に至っているというデータがあります。上富良野町職員が不妊治療に取り組む際は、どのような制度を利用して、働きながら不妊治療に取り組むことが可能か。また、今後、制度改善に向けて取り組んでいく考えはあるのか。

以上、1項目6点につき、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の町の少子化対策に関する6点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の少子化問題は、子育て世帯、または全世代に関わる課題かと考えるかという御質問ですが、少子化は、日本においては、1970年代半ばから合計特殊出生率は2.0を割り込み、少子化

現象が続いており、2020年には1.33と、急速に少子化が進んでおり、社会問題の一つになっております。

本町においても合計特殊出生率1.62であり、出生数も令和2年度からは60人を割り込み、少子化が進んでいる現状であります。

少子化の原因については、結婚や出産に対する個人の価値観の多様化や女性の社会進出により、未婚化・晩婚化、仕事と育児の両立の負担などによる出生力の低下などが大きな原因と捉えております。

少子化は、少子高齢化による労働力の供給の減少に加え、現役世代の負担の増加、消費、購買の低下など、経済社会に大きな影響を及ぼすことから、全世代に係る課題と考えております。

次に、2点目の不妊治療に取り組む夫婦の実態の把握についてであります。北海道が助成する特定不妊治療費助成事業の町内の件数を富良野保健所に照会して把握するにとどまっているところであります。

富良野保健所や町に対しましては、住民からの不妊治療等に関する相談や問合せはほとんどない状況にあり、町として、不妊治療に取り組む夫婦の実態把握は難しい状況であります。

次に、3点目の不妊治療支援を政策として検討した経緯についてであります。令和4年3月31日まで、不妊治療は医療保険が適用されていませんでしたので、高額な治療費で夫婦の経済的負担が大きという課題は認識しておりましたが、不妊治療支援については実施できていない現状であります。

これまでは、国においては、経済的負担の軽減として、平成16年度に不妊治療の助成が開始され、年々助成内容が拡充されておりましたので、町に対して、夫婦が自ら選択し、助成を希望され、相談を受けた場合は、北海道の制度を十分に説明し、活用していただいたという経緯があります。

次に、4点目の今後、町独自で不妊治療の助成を含む支援等についてであります。不妊治療に関しましては、国において少子化に対処し、令和4年4月から全世代型社会保障改革として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用になりましたことから、子どもを望みながら経済的な問題を理由に不妊治療を諦めていた方にとって大きな支えになったところであります。

このたびの医療保険適用により、治療費の自己負担は3割生じることとなりますが、治療費が高額となった場合は、高額療養費制度の利用により、上限額を超えれば高額医療費の支給対象となること。さらに、医療費控除の申請も可能になりましたので、保険適用外であったときと比較して、夫婦の負担が

大きく軽減されることになりました。

町といたしましては、高額な治療費負担を生じていた不妊治療も他の疾病と同様に医療保険の適用になりましたので、現時点では、町独自の支援策は考えておりません。

しかし、子どもを望み治療を続けても、治療による出産率は12.9%と高くはなく、治療に伴う様々な心身の負担や、子どもがいないことに対する不快な言動、子なしハラスメントに悩みを抱えるなど、気軽にオープンにできない非常にデリケートな問題であります。相談を希望された場合には、少しでも精神的負担が軽減できるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、5点目のふるさと納税の使途目的に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに係る事業を加えることに関する御質問でございますが、ふるさと納税については、ふるさと応援モニター事業として、寄附の申し込みに当たり、十勝岳魅力再発見事業、ラベンダーのまちづくり事業、高齢者福祉推進事業、児童・生徒の教育振興事業、自衛隊との共存共栄のまちづくりの五つの分野と、使途を指定せず、町に委ねるものと、寄附者の意向により指定していただいております。意向に基づき、積み立てた各基金からそれぞれ歳出事業に繰入れを行っています。

出産、子育てについては、使途目的を町に委ねられた寄附から、地域福祉基金に積立て、該当する事業に繰り出していることから、ポータルサイト上に出産、子育てに係る寄附の選択肢を増やしていくことができるのか、サイトの運営管理等を委託している事業者とも協議をしてみたいと考えています。

併せて、ポータルサイトの五つの分野がタイムリーなものとなるように協議をしてみたいと考えていますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、6点目の町職員が不妊治療に取り組む際の制度に関する御質問でございますが、人事院は、令和3年の人事院勧告において、不妊治療のための休暇の新設について示し、これに伴い、人事院規則について所要の改正を行い、令和4年1月1日より施行しているところであります。

町といたしましても、人事院勧告を参酌した中で、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いと考えられることから、上富良野町職員の勤務時間・休暇等に関する条例、施行規則の一部を改正し、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときの特別休暇を加え、令和4年4月1日よ

り施行しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、まず、1点目の質問に関して再質問させていただきたいと思えます。

1点目は、少子化は子育て世代の課題と捉えるか、それとも全世代に関わる課題と考えているかという質問です。

町の少子化対策は、全世代に関わる課題であるという答弁をいただき、この点に関しては町長と同じ思い、共通認識を持つことができたのかなと思えます。

また、先ほど来から上富良野高校の振興策であったり、存続にかける町長の思いなどを聞くにおいても、これは決して今生まれてくる子どもたちだけの問題ではなく、これからのこの町の在り方に大きな影響を及ぼしていく問題なのかなということ、聞きながら考えておりました。

そこで、町長としても、上富良野で生まれ育てられる新生児が増えるということに関しては、大切なことであると、こちらも共通認識を持っていたいただいているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野町においても新生児が増えていくことは望んでおります。合計特殊出生率が1.62、これは非常に高く、海外の北欧並みなのです、実は。フィンランドとかノルウェーは1.4とか1.5で、むしろ上富良野より低いので、上富良野は産みやすいといえますか、少子化が進んでいる日本の中でも非常に新生児が多い町だと思っています。昔から比べたら減っているのですが、総体的には1.6と高くても、昔から比べて相当減っていますので、これは、先ほども答弁で述べさせていただきましたとおり、子どもが少なくなると地域経済等にも影響が出てきますので、これは地域全体の問題として、子どもが今より多く、合計特殊出生率も上がるように、何らかの子育て施策等はいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の御答弁で、町長は、現状の上富良野の合計特殊出生率でも非常に満足されている数字であるとお考えだというふうに理解しました。個人的には、もしかしたら、近隣の市町村

と比べれば、自衛隊関係の方がたくさんいらっ
しゃったりするので、人口の構成比などでも大きな影
響があるのかなと考えております。

ただ、先ほどの町長の御答弁の中で、少子化の進
行は、夫婦の出生力の低下などが大きな原因と捉え
ているということでした。では、上富良野町では、
出生力の低下という課題に対して、現状、具体的
どのような対策を講じて、出生力の向上を目指して
いるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問に
お答えしたいと思います。

出生力の低下というのは、一番大きな要因は、晩
婚化とか結婚を望まなかった、早い時期に結婚を望
まない、個の価値観の多様性といますか、そうい
うものが大きく影響している部分がありまして、こ
れはなかなか町の力だけでは解決できない問題かな
と思っております。

そのほかに、出生力の低下というのは、経済的な
問題であれば、これも町としては、直接個人の所得
を保障したりすることはなかなか難しいのですが、
やはり子育てにおける、小さいお子さんは特に手が
かかりますので、そういうことのサポートは、子育
て事業を通じて最大限の努力を今後も払っていかな
ければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ただいまの答弁では、具
体的に出生力の向上という題名目において何をして
いるのかというのは少し分かりづらかったのです
が、ただ、恐縮ながら町長のお気持ちを代弁する
と、いろいろ価値観の多様化であったり、行政とし
てなかなか手が届かないようなところの原因で出生
力が低下してしまっていることに対して、何をして
いいのか分からないというような状態なのかなとい
うお気持ちかと思うのですが、その辺のお考えをお
聞かせ願えればと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問に
お答えしたいと思います。

大きく言えばそうなのです。晩婚化となると、当
然その間、合計特殊出生率の数字に影響してきます
し、個人の選択ですので、昔のように何歳になっ
たら結婚適齢ということすら、ハラスメントと言われ
がちですので、個人の価値観の中に行政が踏み込ん
でいくのは本当に至難の業なのかなと、難しいな
と。

ただ、PRといますか、子どもが少なくなった

ら、少子高齢化になったら将来大変だと、間接的な
PRなんかを政府もしているのかと思っております
し、結果から申し上げますと、直接的にああせ、こ
うせというのは、なかなか難しい問題なのだろうと
思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長、御安心ください。
そんな悩める町長に私が一筋の光を指すような質問
を御用意してきたので楽しみにしていただければと
思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきま
す。

上富良野町における不妊治療に取り組む夫婦の実
態に関して、町としてどの程度の情報を把握してい
るのかという質問ですが、町に対し相談や問合せが
ほとんどないよう状況で、実態把握も難しいとの答
弁でしたが、少子化対策に向けて、出生力の向上を
目指す町としては、子どもを授かりたいと思ってい
るはいるが授かりづらい状況にある方々がどのよう
な支援を必要としているかなど、総合的な実態の把
握が必要であると私は考えますが、相談者がいない
ということは、支援等を必要としている人がいない
という認識であられるのか、町長の考えをお伺い
いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問に
お答えいたします。

相談がないからニーズがないと、全くゼロという
ことはないと思います。ただ、見た目だけといいま
すか、夫婦2人で暮らしていて、しばらく子どもが
いない状態で5年、6年と暮らしている状況だけ
を見て、子どもが授からないのかなとか、そういう判
断もできませんし、ひょっとするとその夫婦が夫婦
2人の生活を望んでいるだけかもしれません。先ほ
ど述べたように、価値観の多様化という問題があっ
て、夫婦2人暮らしの人を不妊で悩んでいると断定
とか、推定することもできず、どちらかという受
け身といますか、相談待ちの状況であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長がおっしゃるよう
に、この点は、直接的なヒアリングでの現状把握は
かなり困難を極める作業なのかなと私も思っており
ます。

さきの御答弁の中で、保健所に照会して町内の実
態を把握するにとどまりとありましたが、何かそこ
でデータに関して、実態把握につながるような情報

があったのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

保健所からもらったデータは、当然個人情報なんかは入っていないで、実人数と延べ人数と助成額ぐらいの情報でして、特にこれが相談業務につながったとか、そういう活用はなかなかしづらい。大ざっぱな傾向といいますか、そういうものを把握するぐらいのデータにとどまっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ただいま町長が手にされているデータは、僕が保健所のほうに確認したときに、保健所のほうで照会してくれたデータを町のほうにも共有するというふうに言われていたので、恐らく同じデータをお持ちなのかなと思っておりますので、それをベースにお伺いしたいと思います。

上富良野町の御在住の方で、令和3年度に不妊治療を受けられた方は、実数で12名いらっしゃるとお伺しております。この12名という数字に関しても、町長は多いとお考えになるか、少ないとお考えになるか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

このぐらいいらるだろうかと、12というのが少ないかなと、逆にもうちょっといるかなと思いました。私も55年生きていまして、私の友達なんかかなり多く不妊治療を受けておられた方、個人的に友達の中にいますので、私の知らない人まで含めると、結構いるのではないかとというふうに推測していましたので、特に12という数字を見て驚いたりした、そういう数字ではありませんでした。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私もこれが本当に実数値かどうかというのは、確実なことは言えないと思っておりますし、担当の所管でお話をしていたときにも、かなりこれはデリケートな問題でもあるので、周りに人に知られたくないという理由から、助成すらも受けない方もいらっしゃるのではないかとというお話を伺って、そうなのかもしれないというふうに考えた次第であります。

ただ、令和3年度は実数では12人であったというのが、保健所のデータによると、令和2年度は実数は3人で、延べ人数は5人というふうに伺いました。なぜ令和2年度から令和3年度にかけてこれだ

け人数が増えたかというのに関し、令和3年度は所得制限が撤廃され、助成回数も生涯で通算6回までだったのが、1子ごと6回までに変更されたということが背景として大きいだろうということを保健所の御担当の方から伺いました。

ですので、これは支援が届きやすくなると不妊治療に取り組む方が増え、また、取り組む回数さえも増えるという、まさに少子化に対して、出生率が上がる可能性が非常に高い施策になるのではないかなと考えますが、その点に関して町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和2年と3年を比べまして、費用の部分、所得制限が撤廃されたりして、これは大きなファクターであって、自己負担が軽減されると、実人数、延べ人数等も当然ある程度までは増えていくのだろうと、容易に想像はつきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） もう少し踏み込んで、上富良野の実態、実際に不妊治療を受けられている方が、どれぐらいの費用をこれまで負担されてきたのかというのを何とかして調べられないかと模索・検討していたところ、近隣の富良野市においては、既に市独自で助成を行っていた背景もあり、不妊治療を受けられている方々が実際にどれぐらいの費用を負担されたかという、かなり詳細なデータを持ち合わせているということが、富良野市の議員の方の御協力で教えていただくことができました。

令和3年度において、実人数で14名の、延べ件数で29件、これは上富良野が実人数12人に対して延べ人数が27人ということで、かなり近い数字であると理解しております。

また、北海道からの助成金額においても、富良野市はトータルで約681万円が道から助成されており、これは1人当たり約48万円を受け取っている計算になります。これは、上富良野が昨年度、約578万円を12名で受け取っていたのと比較すると、こちらの上富良野は1人当たり約48万円受け取っているということで、かなり富良野の数字というのを参考に上富良野の姿を導き出すことができるのかなと考えますが、先ほどのアンケートの経緯もあったので、その数字を参考して議論することが問題ないか、町長に先にお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 富良野市の数字がどうい

数字なのか分かりません。先ほどおっしゃったとおり、申請した人の数だけで、実人数はもっと多いのではないかということもあるので、この数字が正しいかどうかというのは、私はちょっと判断できませんけれども、質問を続けてもらっても今のところは支障ありません。どうぞ続けてください。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） あくまで参考にということで、富良野市の数字等を参酌したいと思います。

もう少し踏み込んで、富良野市に助成の実態をお伺いすると、富良野市に関しては、平成28年に経済的な負担軽減を目的に、他の自治体等を調べつつ、助成をスタートさせたということです。

子ども・子育て計画にのっとった支援の内容は、採卵を含む不妊治療に対しては上限15万円。こちらは、北海道から最大30万円当たっていたものです。あとは、採卵を含まない不妊治療に関しては5万円を上限に助成を行っていたということで、保健医療課で担当されていて、そちらで、申請に来られた方等のデータを基に、詳細なデータを持ち合わせているということでした。

令和3年度には、約14名の、延べ件数29件に対して、約278万円を富良野市としては助成をしているというふうに聞きました。この金額は、1人当たり約20万円を富良野市から助成として受け取っている数字になります。

これをベースに考えると、上富良野町に住んでいて、不妊治療に取り組まれると夫婦と、富良野に住んでいて、不妊治療に取り組まれる夫婦の間で、既に自己負担額が年間で20万円ぐらい違うという実態が浮き彫りになっておりますが、上富良野に住んでいると20万円自己負担が多いということは、余計に不妊治療に取り組む方々に対して負担が大きいのかなと思っておりますが、その負担に関しては、町長はどのようにお考えになるか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度については負担が大きかったということです。令和4年からはどうなるか、富良野の方向性も、15万円の補助がどうなるかというのは、まだ情報は入ってきていませんが、過去は、小林議員が言うように、上富に住んでいる人のほうが、補助がない分、負担が多かったというのは間違いのないのではないかと、上富は補助がありませんでしたので、そう思います。今後については、富良野市の状況も分かりませんので、今後も上富と富良野に差があるのかというのは何とも、こうだということは明言はできないと思います。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この数字に関しては、後ほど少し参考させていただくのですが、一旦、次の質問に関する再質問に移らせていただきたいと思います。

これまで不妊治療に関して、政策として検討を行ってきた経緯はあるのかという質問ですが、今の町長の御答弁の内容からも、これまでは治療費が高額で、夫婦の経済的負担が大きいということは認識していたが、もし相談を受けた場合は、あくまで北海道が実施してきた助成制度を説明するにとどまり、町独自の支援が必要との政策検討は行ってこなかったという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

答弁で述べさせてもらったとおり、今まではそのような経緯になっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） こちらもしつこいようですが、これまでは、当町で不妊治療に取り組む夫婦と、あとは、そのように独自の助成をしている町村に住む夫婦の間では、実際、経済的な負担に大きな差があったという御認識も持たれてはいたということでよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

他の市町村、独自の助成制度を持っている市町村とは、上富はありませんでしたので、負担の差といいますか、金額の差といいますか、自己負担の差はあったでしょう、そう思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、町長の認識も確認できたところで、四つ目の質問に関する再質問に移りたいと思います。

四つ目の、不妊治療に対して、まさにこれからの話です。今後、町独自の助成を含む支援等を行っていく方向性があるのかという私の質問に対してですが、こちらに関しては、町長は、経済的な負担は、一旦、保険適用により解消されたが、精神的な負担等に関しては、相談を受けた場合は、負担を軽減できるように努めるというふうに答えたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

答弁のとおりです。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、実際に保険が適用されたことによって、本当に経済的な負担は軽減されたのかということに関してちょっと検証してみたいと思いました。

それで、先ほど来から使わせていただいている富良野市に詳細なデータがありますので、その数字を参考にさせていただきました。

富良野市は、昨年、令和3年度には、実数で14名の方が不妊治療に取り組まれていた中で、総額で約1,122万円を治療費として負担されていたというふうに伺いました。この1,122万円というものを3割負担で考えると336万円になります。336万円に対して、昨年度の富良野市だったら278万円を助成しているの、最終的な14名の自己負担額としては、トータルで58万円になり、これは14人で割り返すと、1人当たり平均、1年間で約4万円という数字になります。これは保険適用がされる前の数字とほぼ同じ数字になっております。

一方で、富良野市の数字に、大体85%掛けた数字が上富良野とほぼイコールになる数字と捉えておりますので、総額で富良野市が1,122万円を負担したのに対して、恐らく上富良野では、12名で掛けた総額が大体953万円という数字になります。その3割は286万円となり、こちらは自己負担額が1人当たり年間23万円という数字が導き出されます。つまり、保険が適用される前と後で、実際に負担している金額が、上富良野町は富良野市より約20万円高いという現状はほぼ変わっていない数字と捉えることができると思います。その事実に関して、町長はどのようにお考えになるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

細かい高額医療のはね返りとか、いろいろ計算すると、もっと違うのかなと思いますが、富良野が令和3年から引き続いて独自の助成をするのであれば、当然差は発生するのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まさにその点の問題が僕も気になっておまして、富良野市がこのまま続けるのであれば、ほぼイーブンでいきますが、逆に支援の手を止めれば自己負担は増額となるということだったので、どうするおつもりですかということをお伺いいたします。

以前お伺いしたときに、まだ対策は考えなければならないということをおっしゃっていました。

そこで、同様に上川管内の近隣の市町村に関してヒアリングをしたところ、急いで決めなければならないことなので、5月末までには決めたいと思うということを美瑛町の担当の方がおっしゃっており、先日、私もホームページで確認したところ、美瑛町では、採卵を伴う治療に関しては15万円、伴わない胚移植のみには7万5,000円、一般不妊治療に関しては年間5万円という、保険が適用される前とほぼイコールの助成を行ってございました。

東川町においては、第1子のみ全額助成をする。ただし、所得制限があるというような内容であり、おおむねこれまで助成されていた自治体に関しては、支援の手を止めることなく、ほぼイーブンの内容で助成をしていくのかなというふうに考えております。

そこで、近隣の町村は、保険適用後も引き続き絶え間ない支援を続け、ほぼ同額の金額の助成を決定してきているが、それでも町長は、不妊治療に対して、保険が適用されたことで、経済的な負担の権限という課題に終止符が打たれたとお考えになっているかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

経済的問題には終止符が打たれたと思っております。明らかに高額な不妊治療を保険適用で3割負担できるようになりましたので、これは経済的な問題としては、全て問題が解決したとは言いませんが、一定程度のピリオドというか、解決策としては示されてきたのかなと思っております。

ただ、小林議員がおっしゃるとおり、先ほども小林議員の数字、上富が1人当たり23万円、ほかの市町村だと、富良野がそのまま続けると4万円とか、20万円ぐらいの差があるのではないかと御指摘ですが、要するに他の市町村と比べてどうなのかという視点は、それがメインではなくて、まず、23万円という負担が、各市町村に支援がある、なしを無視して、23万円という自己負担が経済的な負担としてどうなのかと、昔と比べて格段に負担は減ったと思います。保険適用になって、23万円、ひよっとすると高額医療でもっと減額されるかと思っております。これは個人の年収によりますが、相当割合としては、不妊治療にかかる経費としてはかなり軽減されて、そういう意味で経済的な問題は解決されたと認識しております。

個々の町によって違うのは、それぞれ政策、子育て

ての何に力を入れるのかということの、政策の色を出す部分ですので、その結果が数十万円違うというのは、これはやむを得ない。全国統一するわけにはいきませんので、大きく見るポイントとしては、この23万円というのが、年収から比べて許容できる範囲なのかというのが非常に重要なことだと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ただいまの町長の考えをお伺いして、総体的に見れば確かに上川管内においても、上富良野野は不妊治療に取り組む夫婦に対して余りフレンドリーであるとは言いつらい状況ではありますが、その他の様々な政策等を含めれば、決して悪くない町ですということ町長は言いたいのかなと思いつながり聞いていました。

ただ、先ほどからお話している、例えば自己負担額が近隣の市町村と比べて、23万円というのが高いのか安いのかというのは、もちろん個人の年収にもよりますし、一概にどちらということではできないと思います。

ただ、人によっては金額がネックで、子どもを望んでいるが諦めてしまうことであつたりとか、再度不妊治療にチャレンジしたいけれども、諦めてしまうことなどもあると思います。その辺は、主観で結構ですので、町長はこの金額が個人の意思決定に影響がある金額であるとお考えになるか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

不妊治療に関しては、非常に今、経済負担ばかりに注目が集まりがちなのですが、それ以外のことが非常に当事者としてはしんどいという声はよく耳にします。例えば当事者の身体的な負担とか精神的な負担、時間的負担、そういった山積みされた経済以外の問題が置き去りにされていると、まさに負担が幾らだったか、そういうことばかりが全てのように語られていますが、実は不妊治療は、そういう女性、男性も含めて、必ず成功する、成功率は低いので、男性も含めて、精神的な負担、経済以上にひょっとしたら厳しいのかもしれない。そういうものをトータルで考えて、不妊治療のことを語らないと、どうしても隣の町と比べてとか、そういうふうになってしまいますので、私は、町としては23万円は、もちろん低所得の方であれば高額療養費でほとんどは返ってきますし、高所得の人は確定申告に使えます。そういう経済的なこともありますけれども、

それ以外に精神的なケアとか相談業務といいますか、そういうことのほうが、今まで置き去りにされがちのところにもっと力を入れるべきなのだろうと。私の経験上も、先ほど言いましたが、周りにいっぱい知り合いがいますので、そういうところが政策として欠落しないように注意していきたいなという思いが強いです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長としては、経済的な負担より精神的な負担を軽減できるようなことで、上富良野はその責務を果たしてきたいということだったかと思いますが、先ほど町長もおっしゃられていたように、とてもこれは繊細な話題であり、相談する側にとってもいろいろなりリスクが伴ってくることであります。なので、僕としては、行政の役割としては、その精神的な負担に介入するよりも、経済的な負担を軽減してあげられることのほうが、相談者の方の直接的な利益につながるのではないかなと考えております。

また、経済的な負担というのが精神的な負担に大きくつながるようなことだと考えておりますが、では、経済的な負担が精神的な負担になっているという相談を受けた場合、どのように御対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

経済的な負担が精神的な負担、仮定の話にケースを当てはめて答えるのはなかなか難しいのですが、私は、経済的負担が一切解決されたといいますか、もっと精神的な負担、時間的負担というのは、5番目の質問にもありますが、休みとか、そういう問題だと思いますが、経済的な負担は、突き詰めて話すと、23万円がどうなのかというと、それは安いほうが、所得の多い人も低い人も、絶対数値が下がれば、経済的負担は下がるのは当然なのですが、総体的に、23万円がどうなのかという議論をしないと、許容される水準なのかという論議をしないと、ただの値段の話になってしまって、当然、子育てですから、少子化対策は不妊治療だけではありません。町としては、不妊治療以外にも、子どもを産んだ方が育てるために、いろいろなところに政策として予算を投入していますので、それらを一つのものとして、個別のものを比べても收拾がつかなくなると思いますか、トータルで上富良野の子育て政策を見ていただきたいというのが私の言わんとするところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長もお金お金と言われて嫌気が差してきたのかなと思いますので、この点に関しては、そろそろこの辺でと思うのですが、私が一貫してお話ししていたのは、町長も前段の話で、正直何に手を出していいか分からないという、具体的な方策がなかなか見えてこない中で、そもそも子どもを授かりたいと思っている方に、もっと安心して産めますという手を差し伸べるという至極具体的な提案をしていると僕自身も思っておりますし、むしろ町長も、ほかのいろいろな施策がある中で、ボトムアップしてこられた中でも、なかなか何をしたいか分からないということだったかと思うので、ぜひこの点に関しては、近隣の市町村のデータ等も引き続き参考にしながら、上富良野町民が背負っている自己負担額が高いのか安いのかということに対して、町長御自身の答えを出されて、この後、政策に反映されていくかどうかを御検討いただければと思っております。

6番目の質問に移らせていただきます。

こちらは、まさにお金を支援するかどうかだけの問題ではなく、上富良野町職員が不妊治療に取り組む際は、どのような制度を受けられるかという質問になりますが、この質問をする私の気持ちとしては、大切な上富良野町職員が不妊治療と仕事の両立で、離職してしまうということがあってほしくないという思いから、また、仕事との両立で苦勞し、本当は出産を望んでいるのに出産を諦めてしまうということがあってほしくないという思いがあります。この点に関しては、町長も同じお考えか、お伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

おっしゃるとおり、不妊治療のために職を辞したり、必要以上に時間を取るのに苦勞したり、そういう不利益がないように、職場の制度は、特別休暇ということで設計されておりますので、上富良野町の職場としては、不妊治療を職場の環境で諦めたり、職場の環境でできなかったり、そういうことは今のところないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今回、一旦、人事院勧告を参照して、制度を本年度より施行しているとの御回答でした。

ただ、さきに御答弁いただいたように、現状、とてもデリケートな問題であると捉えている方も少な

くなく、制度を整えただけでうまく機能するとも考えていません。

今回、一般質問するに当たって、関係所管に様々なヒアリングをしている中でも、この制度が既に施行されているということを上司に当たる課長職の方々も余り把握されていなかったように見受けられました。今後どのようにこの制度を周知徹底し、制度を使いやすい職場づくりを行っていくべきとお考えになるか、お伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、できたばかりの制度で、周知が徹底していない部分もあったと思います。今後は、管理職のみならず全職員に対して、できるだけ積極的に、こういうものがあるということは周知していきたいと思えます。

ただ、小林議員もおっしゃるとおり、非常にデリケートな問題で、本人が特別休暇を申請しないで、普通の有休で申請してきたりすることも考えていますし、それを、特別休暇なのだからと、根掘り葉掘り聞くわけにもいきませんので、なかなか難しい問題なのですが、不妊治療に対する偏見みたいなものが昔からあったのか、負い目みたいなものがあったのか、科学的根拠のないようなものを払拭するような努力も我々必要なのだろうと。職場内外問わず、一般社会においても、不合理な偏見を根絶するというのも一つ大切なことなのだろうと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この点に関しては、当然デリケートな話題ではあるのですが、この制度を受け取る側の皆様が余り過度に、デリケートな問題であると意識し過ぎることによって、当事者が逆に言いづらくなるということもあるかと思えますので、その辺の距離感とかを大事に、ぜひ部下の方々を大切にいただければと思えますので、この場で皆さんにお願い申し上げたいと思えます。

では、最後に総括して、今後、上富良野の少子化対策として、不妊治療に対してのサポートを強化していくかどうかの質問をさせていただきたいと考えておりますが、少しだけ、私ごとにはなりますが、今回この質問をしようと思った経緯について説明させていただきます。

今回、不妊治療というテーマに関心を持ったのは、まさに僕たち夫婦が不妊治療を受けた当事者であったからです。治療を通して、容赦のない高額な医療費の請求におののき、また、失敗を繰り返す中

で、不安や焦り、悲しみ。また、妻は、採卵前には10日間も連続して富良野や旭川の病院に通いながら、注射を受けなくてはならないなど、仕事と両立することの難しさなど多くの壁に直面しました。そんな中で、何度ももう諦めようかとか、子どもがいない生活も幸せだよねというお話もしてきました。

そんな中、旭川にある病院の診療室において、看護師の方が不妊治療で受けられる助成についても詳しく説明してくださいました。その際に、近隣の市町村で助成制度を行っている自治体の一覧を見せてくれたのですが、その紙の端っこのほうに赤ペンで、上富良野はなしと書いてありました。その紙を見て、もし同じく不妊に悩む上富良野町民の方がこの紙を見たとき、どのような気持ちになるかを想像すると何とも言えない気持ちになりました。もちろん病院側に悪意はなく、恐らくよく聞かれるから、便宜上、そう書かざるを得なかったのかと推測します。

私は、上富良野の町民が、この町に住んでいてよかったですと感じるのは、このような状況に直面した際に、自分の町の行政がしっかりとサポートしてくれていると感じたときなのではないかと思います。

そこで、斉藤町長に再度お伺いします。今後、不妊に悩む夫婦に対する経済的なサポートを可能な限り早急に行っていくお考えがあるか、町長の所信をお伺いし、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

金銭的なサポート、助成制度は、令和4年度から保険適用になったことで、現在のところ町独自の制度は考えておりません。

ただ、先ほど申し上げたように、私どもの担当職員、力不足かもしれませんが、関係機関とも協力し合って、精神的なサポート、肉体的なサポートは、もちろん不妊治療を受けたい人が来てくれないと、なかなか相談にもならないのですが、来てくれるように、少しでも力になれるように、経済的な23万円か4万円かという話より、不妊治療を継続していくかどうか、不妊治療をもう一度やってみよう、続けていこうという決断をするに当たっては、金銭的なサポートももちろんそうなのですが、精神的、肉体的なサポートもそろっていないと、決して幸せになれないと、町も治療されている御夫婦も、そう思っておりますので、できる限りといいますか、相手に委ねられている部分もありますが、もしそういう方が来られたのであれば、できる限りサポート、そして、もっと高度なサポートが必要な場合がございます。

いましたら、関連の相談施設の御紹介とか、そういうサポートも続けたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村上和子君） それでは、会議を再開いたします。

12番小田島久尚君の発言を許します。

○12番（小田島久尚君） 鈴木教育長、御就任おめでとうございます。今後とも教育行政に御尽力していただくことをよろしくお願いいたします。

それでは、私は、さきに通告した2項目について質問をいたします。

1項目めの学校給食についてですが、食品やエネルギーなどの価格が上昇しており、家計への負担が増えている状況であります。今後さらなる食品の価格上昇も見込まれる中、給食費の値上げを心配する声も聞いております。

給食費の値上げについて、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、2項目めの定住・移住促進対策についてですが、人口減少に歯止めをかけるため、定住・移住促進対策として、結婚祝い金や出産祝い金、住宅取得費補助などを実施している自治体があります。このような施策を取り入れる考えがあるのか、町長にお伺いします。

以上、2項目について、教育長、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 12番小田島議員の学校給食費についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町の学校給食費につきましては、令和3年4月から小学生1食280円、中学生1食330円、高校生1食300円を負担していただいております。

令和3年度の学校給食費の見直しについては、令和2年度の消費者物価指数7.9%を算定根拠として、小学生で1食20円、中学生で1食24円、高校生で1食30円を引き上げたところであります。

今年度の学校給食に係る食材費につきましては、令和4年4月から5月の2か月間において、前年度同時期と比較したところ、給食の献立や給食提供数

は異なりますが、現時点では大きな影響は出ていないところであります。

議員御質問のとおり、食材費に係る食品や調味料等の価格動向については、令和4年5月に総務省より公表されている消費者物価指数、4月分の食料費目では2.9%の上昇が見られるところであり、食材費を保護者負担とする学校給食法の規定に基づき、給食費を全額、食材購入費に充てておりますことから、今年度の運営に当たりましては、余談を許さない状況であると認識しております。

しかし、給食費の見直しにつきましては、今年、2年目を迎えたばかりであり、改正に当たりましては、慎重な審議を要することから、今後の食材費に係る経費の推移を注視しつつ、学校給食を担う富良野広域連合及び関係機関と連携し、調査・検証を進めてまいります。現時点におきましては、給食費の改定について検討には至っておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の定住・移住促進対策についての御質問にお答えさせていただきます。

町の定住・移住施策については、第2次定住・移住促進計画に基づき、取組を進めております。議員御質問にある結婚や出産祝い金、住宅取得費補助事業については、他の自治体の事例も承知しており、それぞれの施策の中で事業に取り組んでいるものと理解しておりますが、本町では、新たに町内で働き始めた方を対象とした奨学金返還支援補助金や空き家・空き地情報バンク、住宅リフォーム等助成金と既存住宅耐震改修費補助金の交付を通じ、賃貸や売買による空き家等の利活用、快適で安全な住環境の整備を進めることで、円滑化移住開始のための条件整備を推進しています。

定住・移住施策は、直接的な経済支援はもとより、福祉や教育、建設、農業、観光、商工業など、様々な分野で複合的に関わりがあり、あらゆる分野において、町の魅力を上げるべく、各施策の熟度を高める取組を進めることが重要と認識しており、引き続き必要な施策について研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 1項目めの学校給食について再質問させていただきます。

昨年、給食費の改定をして、1食20円から30円の幅で各学校、生徒の割合で引き上げたということで、現時点で大きな影響はないとか、改定に至る検討には至っていないという回答をいただきました。

これについては、給食費を上げないというお考えでいいのか、今年度、来年度、もし明確な答えが、時期等があればお伺いします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 12番小田島議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

昨年の給食費の改定につきましては、令和2年度の学校給食センター運営委員会にお諮りしまして、この金額の改定に至ったところでございます。この運営委員会の議案の中で、当面3年間程度はこの金額を、推移を検討すべきではないかという意見も付されておりますので、町としましては、エネルギー、食料品等の高騰は、そのときにはまだ出てはおりませんでした。運営委員会の意見も重要な参考としまして、現在、今年度においては、給食費の改定をすぐ行うという考え方は現時点では持ち合わせておりません。

ただし、今後、富良野広域連合の中で、給食センターの運営については進めておりますので、そちらのほうとも十分意見交換をしながら、今後の進捗については進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ありがとうございます。

今、今年度は上げないということは確認をさせていただいたと思います。これで保護者の皆さんも一安心されたものと思っています。ありがとうございます。

しかし、今、教育長もおっしゃっていましたが、物価の高騰、食材費の上昇が見込まれる現状で、給食費の見直しの算定根拠として、消費者物価指数が使われていますが、今後、消費者物価指数が何%ぐらい上昇したら見直しをしなければならないか、まずは試算されているのか、これから検討するのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

現在、まだ試算には至ってございませんが、既に小田島議員から御質問をいただいたことを起端としまして、教育委員会としては、今、試算に着手したところでございます。既に7.9%で、先ほど申し上げた単価アップを図った経過がございますことから、今現在の消費者物価指数2.9%であればどれぐらいになるのか、まだ今後以降も上がるというのも情報入手してまいりますことから、どの時点でどの金額の算定に入るのかも見極めながら、今後、事

務の精査について進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 2 番小田島久尚君。

○1 2 番（小田島久尚君） ありがとうございます。

しかしながら、今後、給食費の見直しを迫られるような状況、物価高が続くことになれば、町民生活全体、一般家庭にも非常に大きな影響を及ぼす状況になっていると思われまます。逆に、給食費を上げようとする。

そういう場合に、物価も上がる、給食費も保護者に負担をお願いするというののないように、給食費の見直しを検討するような状況になった場合は、町が上昇部分を負担する等の検討をしていただきたいと私は考えています。子育て世代の経済的負担を少しでも軽減すべきと、そういう施策で軽減していったほうが良いと私は考えますが、教育長はどのようにお考えか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 1 2 番小田島議員の御質問にお答えさせていただきます。

給食費の改定につきましては、令和3年度からの給食費の前の改定は、平成26年から7年間据え置いてございました。その7年間において、物価が安定したから給食費は改定に至らなかったかもしれませんが、7年ぶりの改定ということで、先ほど物価指数の算定根拠に基づきまして、小学校、中学校、高校において値上げをしたところでございますが、学校給食センター運営委員会の審議の中でも御意見を賜りましたとおり、約3年間程度は何とかこの給食費で見通しを立ててもらいたいというような委員からの意見も当時にはありましたので、その意見も踏まえ、かといって、高騰となるいろいろな食材費、調味料等の値上げも勘案し、その財政負担は、基本的には、先ほど答弁でも申し上げましたように、学校給食の食材に関わる分は、保護者の負担を学校給食法では規定しておりますので、それを基本とし、町としてどのような体制を整えるのかは、これまで町としても一般財源として170万円ほど、1食10円ほど町から独自でもう既に補助して、町の施策を運営しておりますので、それ以上にするのか、この高騰分をどうするのかは、今後、町の中で十分審議をしていかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 2 番小田島久尚君。

○1 2 番（小田島久尚君） ありがとうございます。

一番は、現状の学校給食の質・量を低下させないで提供していくということが大事なのだと思います。食材費は上がって、それが低下することのないようお願いをいたします。

次に、2項目めの定住・移住促進対策について。

定住・移住対策の取組について御説明をいただきました。現在、幅広い分野で多岐にわたる取組をしていることは評価したいと思います。

しかし、第2次上富良野町定住・移住促進計画は平成31年に改正されたものであり、現在行われている各施策においても、この計画に基づいて進められているものと思います。

昨年、過疎地域に指定をされました。そのことで、人口減少対策や定住・移住対策を今まで以上に打ち出す必要があるものと考えますが、町長のお考えはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1 2 番小田島議員の御質問にお答えしたいと思います。

過疎地域に指定されましたが、それにかかわらず人口減少は続いておりますので、少子高齢化も続いておりますので、そういった意味では、移住・定住は、過疎に指定される以前から上富良野としては積極的に取り組んでいる施策だと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 2 番小田島久尚君。

○1 2 番（小田島久尚君） その取組について、定住・移住の施策の支援型、今回お聞きしたところですが、そういう内容がどういうものなのか自分も分からなくて調べたところ、群馬県35市町村の定住・移住支援策一覧表というのが出てきました。今日も一般質問で多く出されていた通学費補助とか医療費無償化みたいなものも、群馬県の各市町村では、定住・移住支援策という項目になっています。定住・移住施策はいつも幅広くて、何をすればうまくいくという施策ではなくて、幅広い取組が大事だということは分かっていますが、ここで調べた結果、群馬県35市町村の取組を見たところ、子ども医療費の無料、我が町も今年度から取組に入ったということで評価しております。保育料の補助、これは35市町村全部が取り組まれています。出産祝い金が24市町村、給食費の補助が23市町村というような取組がありました。住宅支援では、住宅取得費補助、28市町村ということで、北海道と群馬県は状況も違います。我が町と群馬県の市町村の状況というのは、違いはもちろんありますが、こういう支援型の施策をやっている県があるということを私は確認をしたところであります。

そこで、特に定住に直接結びつくのはどうということだろうということで、住宅支援に力を入れるべきではないかと私は今考えております。現在、建築資材も高騰しています。公共施設は、やはり完成時期等が決まっているので、補正をして期日までに完成を目指すことができますが、個人の住宅では簡単にはいかないのが普通だと思います。住宅の購入を先延ばししたり、現状では、住宅費の補助があったり、土地が安い町に建てようかと、計画を考え直す人も出てくるものと考えます。いろいろな補助の中で、住宅取得費の補助をすることによって、定住促進対策になるとともに、建築業界への振興策にもなると思いますが、その点、住宅支援に対する施策を取り入れるか、お考えがあるかを町長にお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えさせていただきます。

数ある施策の中で、祝い金ですとか、他市町村にはあるのですが、その中で、議員おっしゃるように、住宅への補助、新築、リフォームも含めて、空き家なんかの売買なんかも含めて、移住・定住には必ず家、借家にしてもそうですが、家というのはつきもので、家と職業は必要かと思しますので、住宅に関する施策というのは結構重要なのだろうと思っております。

ただ、その内容をどうしようかというのは、現在行っているのは住宅リフォーム等の助成と耐震改修の助成なのですが、近隣を見渡せば、新築の補助とかリフォームする場合でも補助額が上富と同じとは限りません。多額の場合もありますし、いろいろあって、予算の確保の問題、効果がどれぐらいあるのか、需要がどのくらいあるのか、そういうものを見極めながら、現在は住宅リフォームと耐震の補助を、住宅に関してはやっているわけなのですが、今後につきましては、動向については、非常に重要なポイントだと思いますので、住宅に関する施策については、調査・研究して進めていきたいと思っております。

付け加えて、空き家バンクにつきましては、私の記憶では、今年の3月、佐藤議員の一般質問で、空き家のデータ化ということを一般質問で受けましたので、すぐできる分野からということで、固定資産税の発送に併せて、空き家バンクに登録しませんかということで、まだ今年から始めたばかりですので、データの収集はまだまだなのですが、こういうのも併せて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ありがとうございます。

リフォームというのは分かるのですが、空き家とかというのは、どちらかというと移住というのですか、ほかから来て古い家に入るときに、リフォームとかをしたいという方には魅力的な施策だと私も思っています。

ただ、町内在住の人がアパートから一戸建てを建てたいという後押しは、やはり住宅取得費の補助というのが魅力なのだろうということで、提案をさせてもらっているところです。

建築業者の方にもいろいろ話を聞いてきましたが、コロナ禍で住宅は今厳しいということで、住宅取得費補助などがあれば、ちょっと影響は出てくるのではないかと、建てる意欲がということで、住宅建築も増えるのを期待しているということでお伺いしています。ぜひ住宅取得費補助、最後にもう一度お願いをして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えしたいと思います。

住宅というキーワードといいますか、住宅に関する施策は、新築の取得費を含めて、いろいろ幅広く、有効であると思しますので、それらは今後とも調査・研究をして進めていきます。

移住・定住に一番肝心なのは、特に、移住・定住に成功している町というのは、近くに東川がございまして、東川がすごく人口を伸ばして。要するに何が書かれていたかということ、住みたい町になることが大切だということで、なかなか難しい命題ではあるのですが、住みたい町とは何だということで、東川に関しては、デザインであったり、景観、伏流水なんかもあって、住みやすい町なのだと思います。

顧みて、我が町上富良野は、住宅も含めて、住みたい町になるためにはどういった施策がいいのか。先ほど議員もおっしゃられたとおり、移住・定住というのは、いろいろな施策、子育てという施策も、子育てには分類されていますが、裏を返せば移住にすごく影響しています。子どもの医療費なんかも、子育て事業ですが、二枚看板みたいなもので、移住・定住のきっかけの重要な要素になってきますので、この施策はこの分野という固定概念を持たずに、あらゆる施策にリンクしておりますので、複合的に、皆さんが住みたいと思える上富良野というのはどういった町なのか、子育てのこともありますし、景観、せっかく十勝岳、温泉もあって、ラベンダーも丘陵地帯もありますので、これらを生かして、それに既

存のといえますか、まさに行政的なリフォームとか、そういうものをオンしながら、うまく定住・移住につなげたらと、私も含めて職員一丸となって頑張っていきたいと、知恵を出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、12番小田島久尚君の一般質問を終了いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告しております1項目2点について、町長の見解を求めます。

まず、ジェットコースターの路についての駐車場の設置はということであります。

上富良野町の西山地区に、上富良野八景の一つ、ジェットコースターの路があります。この路は1999年、上富良野町民によって選定され、北28号から国道237号までの約3キロの起伏のある直線道路であります。

このジェットコースターの路は、町としても自慢すべき景観が楽しめる場所であり、2年くらい前まではレンタカー、観光バス、インバウンドで多くの外国人も大雪山国立公園のすばらしい景色を堪能しておりました。コロナの影響で訪れる観光客もまばらでありましたが、今年の春先から少しずつではありますが、レンタカーによる観光客が戻りつつあります。

多くの観光客が来てくれることは有り難いことなのですが、このことにより、地域住民としては、交通安全上の問題があります。それは、ジェットコースターの路は起伏の多い道であり、一番起伏の高い見通しの悪いところに八景の案内標識があることにより、そこに車を止め、景色を眺めたり写真を撮ったりしております。観光協会でも駐車禁止の立て看板は設置してくれておりますが、観光客は全くお構いなしで、道路の両側に車を止めている状態です。このようなことが続くことは好ましくないため、対策を考えていただきたく、2点についてお伺いをいたします。

1点目、今まで駐車帯、駐車場設置についての経過についてお伺いします。

2点目、八景の案内標識の場所の移動の考えはあるかをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員のジェットコースターの路の駐車場設置に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の今まで駐車帯、駐車場設置についての経緯についてであります。平成11年の選定以降、その優れた眺望を最大限に生かすため、平成

16年にシーニックバイウエイの取組の一環として、展望デッキを現八景標柱付近に設置し、平成19年に解体撤去した跡地を中心に、教台が駐車可能なスペースが残存し、現在も駐車帯として利用されているところでございます。

まとまった台数の駐車可能な駐車場の整備については、道路沿いの土地の確保や農地の転用、これからかかる経費や維持管理など、諸課題があることから、具体的な検討には至っていない現状でございます。

次に、2点目の八景の案内標識の場所の移動の考えであります。同一の道路上であっても、道路のうねりの見え方、その場所から見える景色など、現在の場所がビューポイントとして優れていると考えられ、移動については、これらを十分考慮する必要があり、また、昨今の新型コロナ禍の影響で、大型観光バスから個人型旅行への転換が大いに進むことが予想され、ジェットコースターの路を訪れる車両の台数は増加が予想されるとともに、観光入り込みの底上げに大きな期待が持たれるところであることから、路上駐車、農地への立入り、生活道路としての安全通行などの課題を解決するための方策を熟慮し、近隣住民と十分協議を図りながら、八景の設置者でありますかみふらの十勝岳観光協会と連携しながら、ジェットコースターの路の在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 上富良野町の八景、この八景は八つあるわけですが、この八つともどれをとっても引けを取らない、非常に町としては観光資源になり得るところだと、私を含めてほかの皆さんも思っていると思います。そういった八景の中で、特に、先ほども言いましたけれども、一番危ないところというか、一番見通しの悪いところに車を止められるということが一番のネックになっている。そこで、そういう問題が19年以降からずっとあるわけですが、そういったことに対して、今まで特別な対策はされていないと。これからまたいろいろ聞いていきますけれども、そういったことが町としては対策を打っていないということで。

この八景については、上富良野町の観光振興計画にも、こういった資源を利用しながら、観光客を誘致したいということはおたわれておりますし、そういった中で、これは平成31年から5年間の計画ですけれども、最終的な方向性というところで、不便さとか、不足、過少が指摘されている2次交通、案内板やサイン、駐車場などの機能整備、そういった

環境整備は計画的に行い、弱みを強みに変える取り組みを課題としているということがうたわれています。

町長、ここで聞きたいのは、こういった観光振興計画の方向性と、それから今言っている八景の中、特にジェットコースターの路の安全性のことを考えたときに、どのように思われているか、まず確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

ジェットコースターの路の安全性、交通事故の危険性と言ったほうがいいかもしれません。その解消策と振興計画の絡みですが、私は何らかの対策、事故が起きてからでは遅い、それを未然に防ぐ対策、交通事故のみならず、あそこは、道路から入ったらすぐ私有地といえますか、畑ですので、畑への侵入を含めて、何らかの対策が必要なのだろうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 今、町長が言われましたように、あそこは駐車禁止の場所ではないのですよね、基本的に。たまたま観光協会が、いろいろ交通上の関係があって、ここに車を止めては危ないから駐車は禁止ですという感じの看板は立ててくれます。そして、両側の上り口には「スローダウン」、スピードを落とせという看板も立ててくれます。ところがそれを見ていない。見ていないというか、それを無視しているというか、そんなものは関係なしにスピードは出す、駐車はする、道路の真ん中で写真は撮る。これは日常茶飯事です。

一番最悪なのは、例えば江幌のほうから里仁のほうへ向かうときに、車が止まっているのは確認できます。向こう側にも車が止まっています。それも確認できます。ところが向こう側とこっち側から、車が止まっているといいながら、真ん中を走ったときに真ん中でぶつかりそうになる。これって通った者でなければ分からないのです。それを、危ないね、危ないねと言っているうちはまだいいのです。だけど、現実の問題として、本当に危ない思いをしているのは地域住民、それから観光で来ている車の方もそういう目に遭っています。

そのときに、やはり町としては、美瑛町なんかよく見てもらえば分かるのですけれども、そういう観光スポットには必ず駐車場がついています。上富だって、たまたま私はジェットコースターの路のことを言っていますけれども、ジェットコースターの

路でなくても危ないところはあります。それらの対策というのは、私たちにしてみたら何も進展がない。それから、検討も余りされていないという状況を、今、質問の中で伺ったのですが、これは検討という段階ではなくて、それらを既に行っているか行っていないかという状況になるのです。ということは、観光客の人にしてみれば、何でこういういい景色のあるところで、車を止められるところをつくってくれないのだというふうに思うかもしれない。思っていると思います。そのことに対して、町は検討するというか、もう既にそういう動きをしていかなければならないと思っていますけれども、町長、もう一度お願いします。駐車場設置についての考え、もう一度お願いします。

観光客に対するおもてなしです。上富良野町に来たときに、あそこの場所の八景のここに行ったときに、ゆっくり堪能できてよかった。ところが、あそこ車で次から次と来られたら、早く出ていかなかったらほかの人の邪魔になると思ったら、十分堪能したり、写真を撮らないで行ってしまう。行かなければならないような状況になるのです。ということは、観光客の人にしてみれば、何でこういういい景色のあるところで、車を止められるところをつくってくれないのだというふうに思うかもしれない。思っていると思います。そのことに対して、町は検討するというか、もう既にそういう動きをしていかなければならないと思っていますけれども、町長、もう一度お願いします。駐車場設置についての考え、もう一度お願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおり危険ですし、観光客、そしてそこに住んでおられる方、皆さん、日常生活においても非常に危ないというのは認識しております。

今までは、議員おっしゃるとおり、なかなか動きが目に見えて、見えづらかったと思いますが、改めて、問題を解決するように進めていきたいと思っております。問題の解決の方法は、駐車場なのか、それとも路肩を広げるのか、それは全く白紙で。

いずれにしても、道路用地のほかは私有地ですので、相手方がございますので、今日行って明日というようなスピードでできるという保証もございませんので、いつまでというのはなかなか言いづらいたのですが、スピード感を持って、そういう動きに、今おっしゃられたのもありますし、そういう危機意識は私も持っていましたので、動きに必ずつなげていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ジェットコースターの路の八景のある場所については、地先の人は農地を持っています。農地を持っている方が、今までに、あなたの土地を駐車場として譲ってくれないかという話があったのかという確認をしました。そういう話は

ありません。ただ、農地に入られたら困るからいろいろと策を講じて、畑には入らないでくださいとか、そういう看板とロープはしてくれただけでも、この土地を買いだいたいからどうのこうのという話は一切ありませんという話は聞いています。

先ほど答弁いただいたように、全く進んでいないわけですが、ずっと。例えば、土地の価格が高いから買えないとか、ここの場所に駐車場をつくったら、いろいろ差し支えるからどうのこうの、何か条件があるなら別です。だけど、そういう話はないと。上富良野町の観光資源の目玉のところですよ。幾らお金がかかるか私は分かりません。だけどこれも投資です、基本的には。

だから基本的には、そういったもので観光客が来てくれる、上富良野町を知ってもらおう。こんなすばらしい景色のところだったら何時間でもいたいなというような人も中にはいます。そうしたら、先ほど同僚議員が言われたように、上富良野町に住んでみたいというふうにする人がいるかもしれない。そういった方策にもつながるのです。こういった景観とか、八景の場所のいい景色を堪能された方の何分の1か分かりませんが、そういう人はいるかもしれない。そういったことに対する対策とか、おもてなしの心が町にあるとすれば、そういうふうにしていかなければならないのかなというふうに思っています。それが全く今までなかったのが非常に残念です。

基本的なことから言わせてもらおうと、あの場所の八景の標柱の場所は私は反対です。なぜかという、先ほどから言っているように、一番危ない場所だからです。標柱の場所を移動すればいい。標柱を移動したら、そんないいところあるわけないと、あれが一番だと言うかもしれません。それは、町の対応がまだきちっとできていないから分からない。あの手前にそれと変わらないところが2か所あるのです。それは売ってくれるか売ってくれないかは別です。そういう一番危険ではない場所のところ、八景の標柱の場所に移動するというのも一つの方法なのです。結局、2点目の質問と被ってきます。そういうことも対策として考えていない。

どうですか、これからのことについて、標柱を移動するのは、観光協会がどうのこうのというよりも、町も指導的立場で、こういうふうにしたらどうだと。町の積極的な動きが、観光協会だってそれについてきてくれると思います。景色が特別あそこよりはここは全然駄目だということであれば、それは駄目だと思います。勝とも劣らない場所がちゃんとあるのです。そういう場所も検討しながら、早急に対応すべきだと私は思っています。

農地転用はどうか、町が買うのですよ、駐車場といったら。個人が買うわけじゃない。何でそんな心配しなければならない。私はそう思います。どうなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

安全対策は進めていきたいと先ほど申しましたが、どこに何をつくるか、駐車場なのかどうかというのは全く白紙で、そういう何かはしなければならぬのだからと、安全対策、それは思っております。

あと、標柱です。八景の柱は違うところに立てるのも案かもしれませんが、結局、標柱を見に来ているわけではなくて、景色、写真を撮りに来ているので、結局あそこ頂上付近には人がたまるのだからというふうには想像しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 町長、それ私の考えと全く違います。標柱があるということは、ここが八景の一番いいところだという感覚で立てているから、観光客もそこへ来て、その標柱を目安に写真を撮ったり山を見るのです。それが基本なのです。あそこに標柱がなかったら、止まるかもしれない。止まるかもしれないけれども、あれほど止まらないかもしれない。だから標柱の移動というのは、さっきから言っているとおり、あの場所と変わらないところがあるのです、実際。だから町の考え次第で、それはできる可能性がある。そういう危険な場所に標柱を立てたり案内板を立てるということ自体がちょっと問題があるのではないかと私を言っているのです。どうなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

中瀬議員と私は認識は違います。正直に申し上げます。標柱がなくてもあそこには止まります。あそこが景色が一番いいからなのです。標柱があるからではなく、あそこは写真を撮るスポットだから、どうしてもあそこには止まると思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 町長と私の考え方は違うということなので、違うのは違うので仕方ないでしょう。それは町長の考えですから、それ以上のことは私は言いませんけれども、だとすれば、あそこは一

番いいところなのだと。その場所に車がちゃんと止まれるような土地を確保するべきではないですか。そうすることによって、町長の言う、あそこが一番ベストの、写真を撮る場所だと今言われたわけですから、それに向かって、あそこに駐車帯をつくる、駐車場をつくる、そういう方向性に持っていかばいいのではないですか、そういう考えでどうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

全く今の点は中瀬議員と同じで、あそこに人が集まるのだから、あその安全対策が必要なので、標柱の有無ではなくて、人が集まるから、その安全対策を取るとするのは、ここは一致していると思います。

ただ、どういう施設をつくるかというのは、駐車場がいいのか、もうちょっと道路が広くて、駐車できる程度でいいのかというのは、全く今は白紙ですので、今後検討して、できる限り早く安全対策が取れるようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 今、町長が答えられたことは、観光協会を説得する、いわゆる町としてはこうしていきたいという形で、観光協会の理解が得られると思いますか、そういうふうにしていこうという気持ちがあれば大丈夫だと思われて、今のことを言われたということで理解していいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光協会の選定した八景のあの場所をボツにしたり、そういうことではありませんので、あの場所の安全対策のことですので、どのような施設をつくるかによって、景観が阻害されたり、細かな問題は発生してくる可能性はありますが、あその危険を除去するために、安全対策を図るために何らかの施設をつくるということに関しては、観光協会の方の理解も得られると私は思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 町長の熱意が通れば、そういうふうになるかしれませんけれども、残念なことを教えます。あその地権者は売らないと言っています。なぜかといったら、土地が作りづらくなる。5反も6反も買ってくれるなら別だと。1反、

2反買われて、あそのところが変な形になったら作りづらくなるから私は売らないと。ただし、法外な価格で買ってくれるなら別ですという話は聞いています。私が農家をやっているうちは、そういったことで土地を売る考えはありませんと聞いています。それは、町長と観光協会が説得に説得を重ねて、その地権者を落とせればいいでしょうけれども、そういった話もあります。

ですから、第1案だけでなく第2案とか、そういった方法も考えながら、観光客のおもてなしに対して、駐車場に対しての考えを、これから観光協会ともいろいろ協議をしながら、駐車場問題については、でき得る限りいい方向で実現できるようにしていただきたい。

最後に、町長の今後に向けて、駐車場についてはこういうふうにしたいということを知り、終わりにしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

情報をいただきましてありがとうございます。

中瀬議員のおっしゃるとおり、第1案、第2案、何ができるのか、どういうものかというの、いろいろ考えて、ジェットコースターの路というのは、ロケといますか、被写体としても、インスタでも多く、全国的な観光地といますか、景色になっておりますので、ここの安全対策というのは非常に急がれるものと認識しておりますので、今、中瀬議員の御助言も参考に、非常に助かる部分もありますので、お力になっていただきながら、一日も早く安全が確保されるように私も努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

◎上富良野町ゼロカーボンシティ宣言

○議長（村上和子君） 町長から、上富良野ゼロカーボンシティ宣言についての発言の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 議長の発言の許可をいただきました。

ゼロカーボンシティ宣言について、口述させていただきます。

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に関する

意識も急速に高まりつつあります。

我が国においても各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻発化・激甚化しています。自然災害から我々の生命と財産を守り、かけがえのない私たちの故郷を未来に引き継いでいくために、上富良野町としても世界の一員であるという自覚の下、町民の皆様や事業所の皆様と一体となり、脱炭素社会の実現を目指す取組を進めることを決意し、今議会において、ゼロカーボンシティ宣言を表明する所存でございます。

お手元に配付いたしました「上富良野町ゼロカーボンシティ宣言」を朗読し、表明させていただきたいと思います。

上富良野町ゼロカーボンシティ宣言。

近年、地球温暖化が要因と見られる気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、干ばつなどの異常気象が多発し、我が国においても各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻発化・激甚化しています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、気候変動のリスクはさらに高まることが予測され、その対策は喫緊の課題となっています。

2015年に採択されたパリ協定では、産業革命以前からの平均気温上昇を2度未満とし、1.5度に抑える努力をすることが世界全体の長期目標とされています。

日本においては、2020年10月の首相所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

加えて、2021年10月には、地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされました。

北海道においても、国の方針と同様、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げています。

上富良野町は、これまでも地球温暖化防止実行計画・区域施策編に基づき、本町における環境問題の解決に向けた施策等の推進を図ってまいりましたが、地域の皆様と一層の連携を図りながら、国や北海道の目標達成の一助となるべく、また、国際社会の一員として、自然エネルギーの活用や省エネルギーの対策など、環境に配慮した取組をこれまで以上に進め、持続可能なまちづくりを実現していく必要があります。

上富良野町は、2050年までに二酸化炭素排出

量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことをここに宣言いたします。

令和4年6月22日。上富良野町長、斉藤繁。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時28分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年6月22日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 金子 益三

署名議員 中澤 良隆

令和4年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和4年6月23日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第 1号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)
- 第 4 議案第 2号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 5 議案第 3号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第 4号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第 5号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第 6号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第 7号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第 8号 令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第 9号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第13 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第14 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第15 議案第13号 財産の取得について（福祉バス）
- 第16 議案第14号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 発議案第1号 議員派遣について
- 第19 発議案第2号 議員派遣について
- 第20 発議案第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見について
- 第21 発議案第4号 北海道農業の基幹作物でん菜の生産を守ることを求める意見について
- 第22 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 北條隆男君 |
| 3番 | 高松克年君 | 4番 | 中瀬実君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 中澤良隆君 |
| 7番 | 米沢義英君 | 8番 | 荒生博一君 |
| 9番 | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君 |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 齊藤繁君 | 副町長 | 佐藤雅喜君 |
| 教育長 | 鈴木真弓君 | 代表監査委員 | 中田繁利君 |
| 農業委員会会長 | 井村昭次君 | 会計管理者 | 及川光一君 |
| 総務課長 | 北川徳幸君 | IT・組織機構担当課長 | 宮下正美君 |
| 企画商工観光課長 | 狩野寿志君 | 町民生活課総合窓口班主幹 | 高橋静香君 |
| 保健福祉課長 | 深山悟君 | 保健福祉課健康づくり担当課長 | 星野章君 |
| 農業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大谷隆樹君 | 建設水道課長 | 菊地敏君 |
| 教育振興課長 | 谷口裕二君 | ラベンダーハイツ所長 | 鎌田理恵君 |
| 町立病院事務長 | 長岡圭一君 | | |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 星野耕司君 | 次長 | 飯村明史君 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 | | |

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和4年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

さきに御案内しました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は、後ほどお配りいたしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申出がありました。

本日の説明員ですが、町民生活課長が都合により欠席となり、総合窓口班主幹、高橋静香が出席しておりますので、御報告いたします。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 米 沢 義 英 君

8番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について、質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告をしてありました6項目について、町長に答弁を求めます。

第1番目には、高齢者対策についてであります。

全国で高齢者の人口が増える傾向にあります。また、同時に上富良野町においても同様の傾向があります。令和3年度以降については、前期高齢者は減少傾向にありますが、後期高齢者については増加傾向にあり、また高齢化率も上昇が続くことが予想されています。

近頃では、介護疲れなどが要因で事件や事故が起きているというのが状況でもあります。また、町においても老々介護、認知症の親など、家族が支えるなどの実態もあり、町においても高齢者、その家族が安心して地域で暮らせる支援策が一層強く求められていると考えますが、次の項目について町長の答弁を求めます。

1番目には、今後、高齢化率が高くなる中で、認知症高齢者対策や介護者に対する支援策が必要と考えます。町においては、高齢者計画や介護計画に基づいて支援策を取られておりますが、具体的な対策等について伺います。

二つ目には、あらゆる状態の高齢者が、家族が地域で安心して暮らせるための支援策は絶対欠かせないと考えます。そのためには、地域包括センター機能の強化や、権利擁護や各種の相談などの対応をしなければならぬ専門性が求められる場所であり、現在の人員では、多様な相談に応じきれていないように考えられます。多様な相談に対応するためには職員の確保がどうしても必要と考えますが、町長に答弁を求めます。

次に、高齢者への補聴器助成について伺います。

高齢化により耳の聞こえが悪くなり、仕事や社会生活に支障が出る人もいっているとされています。また、そのまま放置しておけば、生活障がいだけでなく、認知症、認知発症のリスクとなる可能性も報告されております。介護予防や生活の質を維持していく上でも補聴器の早期利用が解決方法になるとも考えています。また、他の市町村では、障害者手帳を実際に持っていないくても、別途基準を設けて支給する、助成する自治体も出ておりますが、この点についての町長の答弁を求めます。

以前、この点について町長に質問しましたが、あくまでも町は、身体障がい者等の手帳所持者のみを対象とすると述べておりますが、この点については変わらないのか、答弁を求めます。

次に、高校生への支援制度について伺います。

上富良野高校へ進学する生徒には、高校維持存続のための政策として入学時における制服購入補助などがありますが、校区外に通学する生徒にはありません。高校に通学するには制服購入や定期代などの

負担は高額になります。他の高校へ通学する子供たちにも上富良野高校のような支援を望む声がありますが、今後の対応についても町長の答弁を求めます。

以前、この点についても質問しましたが、上富良野高校を維持するための施策であり、別途対策を求めるとすれば、上富良野高校に入学する人が少なくなるのではないかというようなニュアンスの御答弁もされておりますが、町長の見解を求めます。

次に、暮らしと営業を守る対策についてお伺いいたします。

コロナ禍で急激な物価高から、町民の営業と暮らしを守ることが求められています。この間だけでも、ガソリン、電気、生鮮食料品、農業資材や飼料等が上がり、暮らしが大変な状況にあるという状況が伺えます。町においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして、子育て世帯や高齢者世帯、営業や暮らし、農業を守るためにも、今後、具体的な対策が必要だというふうに考えております。今回の補正予算の中には具体的な対策が盛り込まれておりませんので、今後、どのような対策をされるのか、具体的な町長の答弁を求めます。

次に、道路の改修等についてを伺います。

南町2丁目1条通りと交差する道道上富良野旭中富良野線の交差点は、冬期間にはカーブを曲がるのが本当にできない状況が見受けられます。同時に、ガードレール等に衝突する事故が発生しているとても危険な交差点で、早期に改修が必要と考えております。この間、以前にこの点質問しましたが、関係機関などにも改修を呼びかけるなどして協議を重ねながら対策を講じることが町に求められていると思いますが、町の進捗状況等について答弁を求めます。

次に、泥流地帯の映画化についてを伺います。

町では、三浦綾子の文学「泥流地帯」を活用して、泥流地帯の映画化が進められておりますが、この間のコロナ禍で映画化が進まない状況が見受けられます。今後、どのような状況の中でこの映画化が進められようとしているのか、現状と課題など、併せて進捗状況等について町長の見解を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の6項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の高齢者対策に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の認知症高齢者対策と介護者に対する支援については、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により、認知症施策推進大綱に掲げる①普

及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の五つの柱を踏まえた取組を推進しており、健康診査等、家族等の住民からの情報をはじめ、特に町独自で行っている高齢者実態調査を基にした認知症高齢者の把握により、受診勧奨や必要に応じた介護サービスの提供を行っております。

具体的な取組としては、認知症に対する理解の促進として、認知症カフェの開催支援による本人発信支援、老人会等での介護予防学習会や認知症予防学習会の開催、認知症サポーター等の養成を行っており、早期発見や早期対応の体制整備としては、地域ケア会議に認知症施策を協議する専門部会を設置して相談体制を充実、認知症初期集中支援チームの設置による困難課題の対応、認知症の人や家族への支援としては、徘徊高齢者等探索ネットワーク事業連絡会議による関係機関の情報共有と連携体制の強化、地域密着型サービス事業所の運営推進協議会での意見交換により安定した質の高いサービスの提供体制の整備に努めています。

また、認知症総合支援事業の評価については、介護保険事業運営協議会や地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議認知症支援体制検討部会において事業内容や説明・報告・意見交換を行うほか、PDCAサイクルに基づいて課題・目標、結果を報告し、よりよい活動に向けた意見交換を行っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の地域包括センター機能の強化と人員確保の質問についてお答えいたします。

現在、包括支援センターが高齢者の総合的な相談窓口となっており、体制充実による適正な包括的支援事業を実施するため、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種の配置を行い、高齢者の地域での暮らしを支えるため、あらゆる相談に対応しておりますが、将来的な高齢化に対応した専門職の人員確保については、高齢者人口の推移や要支援・要介護認定者の状況、介護サービス受給者の状況などを見極めながら、必要な支援を維持できるよう適正な配置に努めてまいります。

また、権利擁護に関する相談については、令和2年6月より権利擁護センターを社会福祉協議会への委託により設置し、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業を実施しているところであります。

次に2点目の高齢者の補聴器助成についての御質問にお答えいたします。

現在、本町におきましては、4月1日現在、聴覚

障害により身体障害者手帳を交付されている方が58名おられ、そのうち70歳以上の方が45名で約8割を占めております。

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度を活用いただき補聴器購入した場合は、町民税非課税世帯を除き、本人負担は基準額の1割となっておりますので、日常生活におけるコミュニケーションを維持するためにも、医師の適切な診察を受け、専門的な指導の下に購入するよう補装具交付の進められているところであります。

難聴により相談に来られた方に対しましては、原因が加齢とは限らず、別の疾病の可能性も考えられることから、まずは医師の診察を受けていただくよう指導をしております。

特に別の疾病が原因となっている場合、安易に補聴器を選択することにより、治療・治癒の機会を失うという重大な結果に結びつきますことから、医師の診察が最優先と考えています。

補聴器が有効な場合であっても、対象とする聞こえづらさの基準、回復の状態には個人差もあり、一律に補助対象とするには客観的な基準の設定など、課題が多いものと考えます。

加齢による難聴への補聴器購入補助は全国的な課題であり、道内で7自治体が独自の助成制度を創設しておりますが、対象年齢や聴力レベルが様々であり、町独自に補聴器購入に対する助成については、現在のところ持ち合わせておりませんことを御理解いただきたいと存じます。

次に、3点目の高校生への支援制度についての御質問にお答えいたします。

高校へ進学する全ての子どもたちに支援することはもちろんのこと、小学校、中学校への入学時における御家庭の負担軽減策についても、子育て支援策の重要な課題として認識しているところであります。

しかしながら本町では、地元の上富良野高校存続と魅力ある学校づくりのための生徒の確保は町の重要課題として、生徒と保護者に対する様々な支援策を上富良野高校教育振興協議会を通じて講じているところであります。

さきの同僚議員にお答えした通学費補助と同様に、地元で高校が存在する他市町村が実施している高校生への支援策も地元の高校に入学する生徒と保護者に対するものがほとんどであり、本町も同様に他校への進学に対する支援策は、現行の取組と相反する面もあることから、子どもたちが将来の夢を託す高校進学を選択校として魅力ある上富良野高校づくりに支援していくことが大切と考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、4点目の営業と暮らしを守る対策についての御質問にお答えいたします。

町はこれまでも感染拡大の防止、社会経済活動の回復及び住民生活の支援の両立を図るべく、新型コロナウイルス関連緊急対策として独自支援策につきまして、あらゆる状況を想定して実施してきております。その主な支援策といたしましては、コロナ禍における感染拡大防止策と医療等提供体制の整備、雇用の維持と事業継続、住民生活の支援と児童・生徒等への安全・安心な居場所づくりに資するための事業を行ってきているところであります。

また、さきの第3回町議会臨時会において、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現のため、かみふらのグルメクーポン事業、中小企業等新展開支援事業、宿泊誘客促進事業の3事業を実施するために要する費用について御決議いただいたところでありますが、現下の国際情勢やコロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている住民の方々や事業者の負担を軽減する支援を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加配分されることが決定されたところであります。

現在、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、独自支援策につきまして様々な視点から検討を重ねており、具体的な対応につきまして、国・道の支援策等を注視しながら、可能な限り住民の方々、何らかの業を営む個人または法人等にとって必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、5点目の道路の改修についての御質問にお答えいたします。

本路線の道道上富良野旭中富良野線と町道南町2条通りとの交差点付近の道道側のカーブについては、特に冬期間においては路面が凍り、車両が民家に突っ込むという事故が過去にはあり、危険な箇所として認識しております。

この間、町におきましては、北海道に「急カーブ注意」等の注意表示の設置や線形の局部改良の要望を行っているところでありますが、線形の改良はいまだ実現に至っていない状況にあります。今後におきましても引き続き線形改良の要望を行うとともに、冬期間における事故対策の要望にも努めてまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、6点目の「泥流地帯」の映画化についての御質問にお答えいたします。

令和2年に株式会社Zipangと制作・公開に係る連携協定を締結して以降、制作自体には具体的な進捗がなく、プロジェクトのPRや町内での機運醸成活動を主に取り組んでまいりましたが、映像業

界に一定の回復傾向が表れるとともにZipang社が関わる先行他作品の制作が完了したことから、ようやく映画「泥流地帯」についても制作委員会など制作体制の構築が進められ、今夏には正式な映画制作がスタート、同時に報道発表が行われる見込みであると伺っております。発表以降は順次具体的なスケジュールが示されることが考えられますので、併せて町内でのロケ支援等々の体制整備を進めていく考えでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 高齢者問題についてお伺いいたします。

近年、高齢者問題という形の中で、後期高齢者が増えるなど高齢化率が高くなるという状況が町でも見受けられます。同時に、最近では、いろいろな事件等が町内でも起きるという状況になり、それだけ地域における高齢化社会の状況を反映しているかどうかは別としても、非常に困難な状況に置かれている家族と家庭等が見られるというふうに思います。

介護保険の高齢者の福祉計画の中で、在宅介護の実態調査計画、これから課題というのが分かりやすく書かれております。その中には、主な介護者は子どもだと、58.8%。同時に年齢構成を見ますと、60代が29%と、60代以上が58%以上になるという形の中に、非常に高齢者が高齢者を支える、もしくは子どもが高齢者を支えるというような生活実態が見受けられます。

そこでお伺いしたいのですが、やはり今後、町における対策として認知症、同時に併せてこういった高齢者の家族を支える、こういった支援体制というのがより強く求められているのではないかと。さらに、私言うように、機械的にこの問題というのは解決するものではありませんが、幅広くいろいろな包括的なシステムの中で支えながら、一つ一つをお互い支え合うということがなくして問題の解決というか、改善の方向には進まないと思っておりますので、この点、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

確かに高齢化率が上昇、高齢者の絶対数といえますか、人数も、人口も上昇しております、そういう絶対数が増える中で要介護、介護を必要とする方が今後、特に団塊の世代の方が後期高齢者を迎える時期になってくるとピークを迎えるだろうという認識はあります。そんな中で、議員おっしゃるとおり、誰が介護しているのかというのは、在宅である

場合は配偶者の方とかお子様、お子様もかなり高齢の60歳の、50代、60代の方が70代、80代の御両親を見るという、介護するという、なかなか厳しいといえますか、大変であるというふうには認識しております。特に、介護される御両親の方が認知症などになった場合は、さらにこの苦労が大きくなるのかなというふうに考えております。

そんな中で、やはり町としては、包括支援センターを中心に関係機関、もちろん包括支援だけで全てを介護を支えていけませんので、計画にも書いてありましたとおり、皆さんで自治会や老人クラブ、介護予防、その他関係機関を含めて、みんなでまず認知予防を進めていくということと、同時に将来的に認知になる方は、認知といえますか要介護になる方は、絶対的にゼロにはならないと思います。その場合も、徘徊などの問題、いろいろ発生してくるかと思えます。その場合も、やはり関係機関、包括介護を中心として関係機関の連携をしっかりと図って対処していかなければならない問題だと認識しております。

介護包括センターの人員についても、それら状況に応じて、柔軟的にといえますか、必要な人数はしっかりと確保してこの問題に対処していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 全体的に、この1、2番目の設問なのですが、答弁されたように、この高齢者を支えるという点でも、非常に多岐にわたってその内容がやはり行われているということで、私もこの答弁書を見て、かなり広範の問題を対処するための対策や計画、目標を持ちながら進められているということが非常によく分かります。同時に問題は、ここで問題というのは、これだけの仕事をやるということになりますと、かみんに行ってみますと、職員の方が一生懸命仕事をされております、当然。というふうに評価しております。また同時に、行って分かるのですが、やはり表情がないです。余裕がないというのですか、仕事に余裕がないと。それだけ恐らく追い込まれているか、大変な環境の中で仕事をされているのではないかと。ある人、こんなこと言っていました。窓口に行ったのだけれども、気づかずに仕事してますから、そんなにすぐというわけにはどこの部署もいかないのですけれども、けれども奥から出てきて対応してくれてましたという形の、あくまでも個人的な感想ですから、これが絶対的ということではありませんが、そういう状況だということです。

それで、私は、今回のこの間の一連の不祥事が起きた背景にも、こういった根本的な問題があるのではないかというふうに見ております。事件というのは偶発的に起こるのではなくて、そこに必ず動機や原因があって、偶発的に起きたように見えるけれども、必ず根本的な問題があるということが科学的に証明されております。

ここで伺いたいのですが、これをそれぞれの、認知症にしても高齢者支援対策にしても、要は地域ケア会議、地域の包括センター、こういったところが中心になって、多様な要望、相談、後継者、権利擁護の問題から始まって、知的障がいの問題から始まって、そういった問題を受け答えする貴重な場所で、病院につないだり、それぞれの施設につないだりとかするという非常に重要な場所なのです。ここで見受けられるのは、包括センターに確かに基準の定められた職員は配置されております。しかし同時に、これで足りるのかという話なのです、僕、今回したいのは、さらに。この配置された職員の中にも、高齢者班と兼務している職員がたくさんいるわけです、中に入るわけです。伺いたいのですが、これは地域包括センターの職員で、高齢者対策を、それぞれ1人、4人か3人で地域を分けて受け持っていると思いますが、それぞれ何人ぐらい平均受け持っておられますか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

地域包括センターのスタッフの中で、それぞれ何人受け持っているかという質問でございます。今は、地域包括支援センターのほうにつきましては、保健師と社会福祉士と主任介護支援専門員の3名が中心になっておりまして、おおむね1,000から1,200、1人頭1,000から1,200の高齢者のケアをしているという実態でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 1人約1,000から1,200ぐらいだということになりますと、結局、本当にこういう体制で見守りができるのかということの疑問が出てくるわけです。広範囲にわたって1人が1,000人、単純にですよ、施設に入っている方もいますから、いろいろ単純な計算はできませんけれども、1,000人としたら、そこに例えばこんな多くの問題を抱えた高齢者、あるいは介護者等が出てきた場合に、それにやはり地域ケア会議、あるいは包括会議の中で対処しなければならないということで、最近是非常に複雑な相談が増えてきているわけですから、当然、そちらにやはり労力が取られ

て、地域の高齢者等をなかなか見ることができなくなるという可能性も出てきているのだらうというふうに思います。そのことを町長、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

包括センターが高齢者の行政といいますか、福祉の司令塔といいますか、中心になっているというのは議員の御発言のとおりでありまして、重要なポストであります。そこで、議員おっしゃるとおり大変忙しく、忙しいのですが、職員の皆さんは頑張ってもらっております。余裕がないのか、一生懸命仕事に集中してるのか、ちょっとその辺は見方によりますが、一生懸命働いてくれて、地域のためにやってくれているのは、間違いありません。

3職種の方が、それぞれ専門3職種が中心となってやっておりますが、1人当たり、先ほど課長から報告があったとおり約1,000人、単純に1,000人ということで受け持っております。

御指摘のとおり、単純に元気な方もおります。施設に入っている方とかいて、単純に1,000人がどうとは語れないのですが、その中でやはり要介護の人が、同じ1,000人でも増加傾向にあれば当然大変になってきますので、その1,000人、単純に1,000人の内容によっては、内容によってといいますか、情勢によっては、人員配置は適正なものにしていかなければ、職員も大変ですし、住民の方、住民サービスも低下しますので、そのことは常に念頭において人員配置は考えていくつもり、今も考えておりますが、将来についても十分それは検討していきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 非常に多岐にわたった複雑な相談もやはり対応されているという状況になっております。ケアプランの点検も含めて、問題は、町長、本当に、包括だけではありません。保健福祉見ましたら、いろいろと人員配置の問題はあるというふうに私は思っていますが、今回、この部分で言えば包括の問題取り上げておりますが、しっかりとやはり人員確保というのが必要だというふうに私は思います。高齢者班と兼務したりだとか、なかなかの人のいわゆる定数の問題があって、この間聞いていましたら、定数の問題があるから単純に人は増やせないのだというようなことを盛んに言っているけれども、しかし増やさないでいて住民の困った問題に対応できない、あるいはいろいろな問題が起きたときに、困難事例にやはり専門に取りかからなけれ

ばならないという状況の中でほかの事例が起きたときには、なかなかそういったところにも万遍に対応できないというような現象も起きる可能性もあると思います。そういう意味で、町長、こういった部署に対する人員を増やすという考え、持っているのか。持っているとしたら、早急に新年度から対策を取って実施しなければならないというふうに思いますが、この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

人員を増やさないと住民サービスが滞ってしまうのではないかと。確かに人がいないとできない部分は、マンパワーというのは必要です。一方、議員もおっしゃったとおり、定数という問題もあります。これはもう事実としてありますので、これはもう、定数の問題はありますし、役場のやはり部署、保健福祉もありますし、他の行政分野もありますので、その辺は、その辺はといいますか、その定数の中で、定数を増やすということももちろん不可能ではありませんので、行政の分野、重要度などバランスを考えて、役場全体でどういうふうな定数でどういうふうな配置をするかというのは、柔軟に考えていきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 結局、明確な答弁を避けるのですかね。定数の問題、いろいろバランスがあるということで、考えているというだけで、具体的にどうするのかという答弁が返ってこないのです。いろいろ角度から見たら、さらにあの地域の中に入っていってみます。地域の中に入っていきますと、非常に生活に子どもが仕事なくて、あるいは拾い仕事しながら困難な親を抱えているという家庭も見受けられます。やはりそういう実態が上富良野町にも、たくさん御存じのようにあるのです。そうしますと、もう既にそういったところをきめ細やかにある程度フォローする形の中で、高齢者支援やその家族に対する生活支援をしなければならない状況がもう実態としてかなりあると思うのです。それは、私以上に皆さん方は専門家、プロですから、状況も踏まえた対策という形でやって、対応も取られているというふうに思いますが、まだまだやはり見受け、やはり見落としてるようなところもかなりあるのではないかとこのように思います。

それで町長、こういったところに対する職員の配置、兼務しながらも仕事をこなすと。確かにそれでやれというのだったら、職員は当然プロですから、

今までもやってきたわけですから、やってやれないということにないと思う。ただ、質の問題が出てくるのです、そこに。ただ仕事をこなしているということではないと思いますけれども、余裕がないということになれば、やはり本来見落としてはならないものが見落とされるというような、そういう状況も出てくるのだというふうに思います。そういうことを少しでも未然に防ぐためにも、この包括のやはり人員を確保して、少なくとも人員を確保することが必要だと思いますが、これだけ言っても町長、人員確保はしないですか。今後、バランスを考えながら検討するという答弁に終始しますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

人員を確保するという意味、増やすということは明確に、将来のことですので、どういう状況になったらどういうふうにするというのは明確には答えられない部分は、正直あります。ただ、包括センターの仕事の内容を決して軽んじているわけではございません。重要なポストだと認識しておりますので、必要なとき、必要な状況になれば、それは適切に対処していくということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 必要な状況、必要な、もう既に状況に入っているのです、町長。もう既に入っているのです。そのことを意識されないということ自体が私は問題だというふうに思っています。このいわゆる6次職員の定数化計画の中に、必要最小限の人員ということが書かれています。確かに業務の効率化など行って、ITを利用しながら人員を削減するのだということをおっしゃっているけれども、人と対面する場所など、必ずしもITだけで人員削減ではない。人と対面するというのが地方自治体ですから、そういうこと含めた場合に、やはり大事なこの包括、福祉を担う部署ですから、きっちりこういったところに対して、早急に人員の確保をどうするのかというところをはっきり町長、示すべきだと思います。もうその時期でない、他のバランスも考えながら行くと、そういう時期が来たら検討するということを言っているけれども、もうそういう時期なのだという事なのです、町長。どうなのですか。きちんと答えて下さい。逃げないでください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

決して答弁を逃げていないわけではございません。ただ、明確に言えるものと言えないものがあるという事です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私、この問題は言えないものではなくて言えるものだと。やはり介護の今の状況を見たときに、高齢者の実態を見たときに、上富良野町には絶対必要な部署でありますし、同時に人の配置を手厚く行いながら、やはりこういった包括的な支援をできるような体制づくりをやはり町として真剣に取り組まなければならない、そういう問題だというふうに思っております。早急に、幾ら言っても押し問答になりますが、しかし緊急性が絶対あるというふうに思っておりますので、町長が認識していられるのかどうか分かりませんが、事態は深刻な方向に今動きつつあるということだけを述べて、ぜひこの定数の問題については、新年度からきっちりと人員を確保できる対策をぜひ取っていただきたいということを述べて、次に移っていきます。

次に、高齢者の補聴器の問題であります。これは前回も質問しました。確かに病院等行きながら、耳鼻科の専門等に行きながら対応をするということの当然あるというふうに思いますが、同時にやはり町独自として、かなりの補聴器を買うということになれば、やはり費用もかさむわけですから、そういった病院等行って、併せてこういった必要人には町独自の対策をやはり行うべきでないかというふうに考えております。他の自治体を見ますと、非課税世帯限度だとか、いわゆる聞こえのレベルによって支給している自治体もあります。そういうものも踏まえて、十分検討する必要があるというふうに思いますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

検討する必要があるのではないかという御質問かと思いますが、はい、町独自の補助にすることに対して、検討は必要であろうかと思いますが、なかなか難しい、答弁もさせていただきましたが、なかなか難しい問題もあります。一般的に70デシベル、いろいろ基準はあるのですが、70デシベル以上ではないと聞こえないという方が身障者、一応そこに線が引かれていますが、それ以下の人に対する補聴器ということになるかと思いますが、今、支給している自治体もその基準がばらばらで、どれが正しいのか、どのくらい聞こえれば認知症の予防

になるのかとか、そういう科学的な知見とか、科学的とは言わず経験則上のそういうものが積み重なるとなかなかその補助、独自の基準を設けるとするのは難しいのかなというふうに思いますし、一方、補聴器だけの問題ではなくて、いろいろこういう日常の身の回りのものについては、補聴器に類するものといいますか、似たような感じで、入れ歯とか杖とか眼鏡なんかも、これは一部保険適用になる部分と適用にならない部分がありまして、全く同じようなことなのですが、補聴器に限らずこの辺をどうするかというのが常に考えてというか、検討しておりますし、何をどうしたらいいのかというのは、明確な、現在のところ、特に補聴器に関しては、御質問にある補聴器に関しては、明確な基準がなかなか難しいので、今のところは、現在のところは、補助に対して、補助案といいますか、現在のところは持ち合わせていないということになりますが、検討は、検討というか、常にアンテナは張っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、この補聴器だけではなくて、町長が言うように、そういう課題があるとなれば、そういう課題と併せてぜひ検討していただきたいというふうに述べさせていただきます。

次は高校生の支援の問題ですが、昨日から同僚の議員も質問をしておりました。これを実施するという事になれば、地元の高校に通学する人が少なくなるのではないかなというニュアンスでしたが、しかしこれは限定的なものだというふうに思います。やはり教育環境を見れば、当然、義務教育から離れますから、政策的に対応しなくてもいいということになればそうなのかもしれませんが、しかし一方で、やはりこの町に住んでいて、この町で、町の高校には支援があるけれども、他の校区外に通う子どもたちに支援がないということになれば、当然親としたら、やはりおかしいなど。普通に、何の疑問もなく思うのは当然だというふうに思うのです。この間、いろいろ調べましたら、本当に一時金という形の入学における支援をされている自治体もありますし、そういう形の中で今後ぜひ継続的に検討していただきたいと思いますが、答弁お願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

町としては、上高の魅力ですとか、魅力ある学校づくりとか、存続のためにお金を補助、政策として

お金を使っておりまして、決して高校の通学のためにかかる経費を助けて、結果的に助かっているのですが、そういう意味合いでは、別の意味合いなのですが、何々を補助、高校に係る経費の何々を補助しているというわけではなく、上高に限っては上高の存続のためにやっているのですが、議員おっしゃるように、もらうほうとしては、そういう色はなかなか分かりづらいので、上高だけという声があるのは、そういうことはあると思います。ただ、議員おっしゃったように、限定的、他校に通う生徒に通学費を出す、補助することが上高の募集に対して限定的という御意見でしたが、昨日も述べさせてもらったのですが、今年の入学者数は22名で、20名を切る、2年続けて切ると統廃合の対象になるといふに道教委のほうからそういう情報がありましたので、たとえ限定的であっても、ここ1名、2名というのが非常に重くて、上富良野町として上富良野高校を存続していこうと思えば、やはり、この限定的かもしれませんが、私は影響あると思ってますが、1人、2人の生徒の確保も非常に重要なものであるということ、そういうふう認識しておりますので、なかなか現時点では上高の支援策と相反する、相反するような政策は打てないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひここも検討していただきたいというふうに思います。

次に、営業と暮らしを守る対策についてお伺いたします。

非常にこの最近、物価が上がるという状況の中で、年金が一方で下がるという状況が見受けられて、非常に町の人たちも怒っております。そういう意味では、本当にこの物価高というのは大変なことだと思います。

こんな1例がありました。話してましたら、年金の支給額の案内が来た。国民年金で、そこから介護保険だとか何ら引かれたら、手取りが5万円ぐらいしかなくなってしまうと。その中で生活するのは本当に大変なのだよねという、けれども頑張りますよという、そんな話なのですけれども、本当にどんなにか苦しい思いで生活しているのかなと思って、話聞いておりました。それぐらいです。

また同時に、営業されている方については、1週間前に仕入れた価格がもう今回、2割、3割上がってきているのだと。仮に価格転化しようと思っても、やはりお客さんのこと考えたら内部で努力するしかないねということ頑張っているのですと。農

家の人に聞きましたら、この秋から飼料だとか肥料代がもう既に資材も含めて上がってきて、8割だとか何割上がれば、もろに生産に影響するという形の話があります。

そういった状況を踏まえて、感染対応の地域創生臨時交付金が追加交付されて、約7,000万円上富良野町にも来るかなというふうに思います。そういう意味では、こういったところに対する具体的な対策は、より一層必要です。特に、やはりいろいろな統計見ますと、所得の少ない人ほど大変。独り親家庭も含めて、そういう実態があります。そういう意味では、今回の補正予算には、国からの臨時的なものはのっておりますが、これらに対して具体的な補正予算というのは、上がっておりません。やろうと思えば、この間の決算で繰り越したのや、いわゆる基金などを取り崩してやろうと思えば、すぐできるものもたくさんあるというふうに思いますが、町長は今後、こういった問題に対していつ頃、どういう形でこの交付金を使って対策を取ろうとしているのか、具体的に答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

可能な限り、決まっていることは具体的にお答えしたいと思いますが、国の分は今回の補正に載ってありますが、約7,700万円ですか、の分については、今月中に取りまとめて、何をやるかというのをしっかり決定して、それから次の7月に向けて補正を準備して、すぐ補正したからといって、事業、そこから準備していきますので、少なくとも秋口ぐらいからは、施策というか、やろうと思うことが複数ありますので、複数のうち、早いものは秋口から、来年の3月ぐらいまでに順次、来年の3月までは低所得者ですとか物価高騰で苦しむ事業者の方向けの救済策を順次、順次といいますか、定例会には間に合いませんでしたが、7月の補正に向けて今取りまとめている最中でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 時間がまいりましたが。

どうぞ、7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 非常に事態は本当に深刻な状況になっておりますので、いろいろと段取りもあるかというふうに思いますが、ぜひ素早く対応して、暮らしが大変な状況に置かれている町民、多くの町民に対して支援策をぜひ行っていただきたいと思っております。

最後になりますが、泥流地帯のプロジェクトという形で、この夏頃に具体的な方向性が見出されるということの話ではありますが、どういう方向になるの

か、具体的な話が来ているのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

具体的ということなので、ちょっと代わって私のほうから答弁することをお許しいただきたいと思っております。

御存じのとおり、映画の制作についてはZ i p a n gという会社と協定結んでおりまして、そちらのほうから地域おこし企業人も来て、いろいろな取組をしてきたところでございます。答弁書にも書いてあるとおり、予定されている監督さんが手がけていた映画がやっと、泥流地帯の前から手がけていた、やっと今回終わったというような状況になっておりまして、それから今度、Z i p a n gという会社が映画を作るといふ、いろいろな映像を撮るとか、そういういろいろな会社でもって一つのグループを作って、ここにも書いてあります制作の体制を整えているところなのだということなどでございます。ですから、この夏にどういう形で公表するか、プレス発表するか分かりませんが、委員会、制作委員会ができましたという段階で発表するのか、それとも撮影が始まりますよということで発表になるか、まだちょっと詳細、まだ分かりませんが、そういうところまでやっとこぎつけてきたと。映像業界のほうについても、少しずつ動きがよくなっているようでございますし、その連携している会社が一仕事終わったということで、これからは比較的淡々と物事が進むものだとということで期待しているところだということ御理解賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目6点について、1項目の3点を齊藤町長に、2項目めの3点を鈴木教育長にお伺いいたします。

それではまず1項目め、ラベンダーハイツの将来像について。

昭和59年4月1日に開設された上富良野町ラベンダーハイツは、今年で開設38年になります。RC（鉄筋コンクリート）の耐用年数は、一般的に47年ですが、寿命は65年以上とも100年以上とも言われております。

齊藤町長就任後、これまでの間、議会でのラベンダーハイツに関する質疑では、将来像について、任期の間は前町長の方針を受け継いで公設公営でしっかりとサービスを提供していきたいとの御答弁

でありました。

また、過日示されました町立病院の基本計画におきましては、同一敷地内に将来的にはラベンダーハイツを移設することで、治療・療育・介護をワンストップで利便性を図っていききたいとの方向性を示しておりましたが、具体的な時期、規模については言及しておりません。

そこでラベンダーハイツの将来像に関して、以下3点お伺いいたします。

1点目、町長は、ラベンダーハイツはRC（鉄筋コンクリート）の建物であり、ボイラーも既に交換済みであるため、10年以上は現在の建物を修繕しながら使用していきたいとことであります。今後、現在の建物で機能改善を図っていく場合、時代のニーズに合わせ、多床室から個室化する計画など検討をしていく考えがあるかお伺いいたします。

2点目、町長は前町長の方針を受け継いで公設公営でしっかりとサービスを提供していきたいとことですが、公設公営を続けるに際しての齊藤町長の考える主な理由についてお伺いいたします。

3点目、これまでの議論の中でも、一般会計からの経営安定化対策分の繰出金がこのまま継続的に行われますと、10年間で5億円、20年間で10億円、さらにこれから先、昭和59年の建物に対しての長寿命化にかかる維持・修繕費用は計り知れません。

執行者として町民の皆様に対し、将来の見通しを早期に立て、お示しをし、具体的なラベンダーハイツの将来に向けた計画を策定することで、今後かかるであろう無駄な支出が抑えられると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に2項目め、上富良野町パークゴルフ場についてお伺いいたします。

パークゴルフの歴史は、昭和58年に幕別町で考案され、普及が図られました。その後、昭和61年に当町、教育委員会及び体育指導委員会におきまして、軽スポーツの振興を図る目的でパークゴルフ導入が決定され、社会教育推進計画に盛り込まれました。同年9月には、教育委員会職員と体育指導員の手造りで、島津公園内に9ホールのコースが造成されました。

このコースが平成3年に18ホールに増設され、若い方からお年寄りまで誰にでも親しむことができ、歩くことで有酸素運動としての健康増進にも一役買っていることなどから、多くのパークゴルフ愛好者でにぎわい、上富良野町パークゴルフ協会が設立されました。

平成10年には、体育指導委員会と上富良野町パークゴルフ協会より、パークゴルフ場新設の要望

書が町長、教育長、町議会議長に提出され、5年後の平成15年に待望の現在の上富良野町パークゴルフ場が新設されました。

来年の令和5年には、上富良野パークゴルフ場が新設され20年目の節目の年を迎えます。そこで、教育長に以下3点について伺います。

1点目、近年、管理について大きな不満が寄せられています。利用者からは、特に芝の状態が悪いなど不満の声が聞かれます。不満解消に向け、コース管理整備についてどのような取組がなされているのか伺います。

2点目、ここ数年、利用者の減少が続いている中、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2度にわたりパークゴルフ場が使用できなくなるなど、経営面でも大きな打撃を受けております。行政として利用者の増に向けた取組をどのようにすべきと考えているのか。また、利用者の拡大がなされない状況をどのように受け止めているのか伺います。

3点目、現状のクレームが続く状況下では、なかなか新規利用者増は見込めません。新設当初の魅力的なコースにするためには、長期的な具体的整備計画の策定が必要と考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員のラベンダーハイツの将来像に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の建物の機能改善を図る際の多床室から個室化への計画検討についてですが、ラベンダーハイツは昭和59年に建設し、38年が経過していることから、平成31年度以降、屋上防水・屋根改修工事、温水暖房機改修等実施し、今後は空調設備工事、給排水管設備更新工事を計画し、施設の長寿命化を図り、設備等の保守点検を行い、入所者・利用者の生活に支障を来さないよう努め、安心・安全なサービスの提供ができるよう維持管理に努めているところであります。

また、ラベンダーハイツは、50人の入所者を受け入れるために必要な居室面積上、多床室として設置基準を満たし、指定を受けております。現在、町が取り組んでおります第8期介護保険事業計画では、介護保険施設の令和7年度のサービス見込み量として特別養護老人ホーム50人、介護医療院40人とお示しし、さらに令和22年度の推計値では、利用人数が増加すると見込んでいるところでございます。第9期介護保険事業計画では、令和6年4月から令和9年3月の作成の中で、人口や高齢者数の将

来推計やそれに向けた施設整備の必要量の検討を行い、その中で必要な床数の検討を行ってまいりたいと思っておりますが、現状の面積では個室化をすることは入所定員を減らすこととなり、50床を確保するために、多床室でのサービスの提供を継続してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の公設公営を続けるに際しての考えについてであります。歴代の町長と同様に、比較的手厚い介護を必要とする高齢者の方に対し、ついすみかとなる特別養護老人ホームは必要な施設であります。その機能を持つ事業所は、町内ではラベンダーハイツのみでございます。

先ほど御説明した介護保険事業計画の中でも特別養護老人ホーム必要量をお示ししておりますが、町内で同様の事業を行う事業所がないことから、その役割も今後も引き続き責任を持って町が担ってまいりたいと考えております。これまでどおり住み慣れた地域の中で、安心して生活を継続していただくための高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に努めてまいりますので御理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目のラベンダーハイツの将来を見据えた計画の策定についてですが、ラベンダーハイツにつきましては平成30年度から一般会計からの経営安定化対策分、施設設備分等の繰入れをさせていただき、施設機能を立て直し、安定的な施設運営や経営に努めているところでございます。

現在、施設機能の維持に加え、介護・看護人材の確保が大変厳しい状況にあり、必要な介護を提供し続けるためには、処遇改善手当を含め給与・報酬水準や安定した職場環境の整備が不可欠で、経営安定化対策分、施設設備整備分の一般会計からの繰出金は施設の存続のために必要なものと考えております。

一方で町の人口や高齢者の将来推計や床数が増加する介護医療院の利用状況も見据えながら、ラベンダーハイツの将来像を検討する必要があるものとの認識を持っております。

第6次総合計画基本計画（平成31年4月～令和11年3月）期間中にラベンダーハイツの課題を整理し、第9期介護保険事業計画及び第10期介護保険事業計画（令和9年4月～令和12年3月）を踏まえ、第7次総合計画基本計画策定に向けてラベンダーハイツの在り方を検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の上富良野町パークゴルフ場に関する3点の御質問にお答えいたします。

現在の上富良野町パークゴルフ場につきましては、議員より設置について御説明いただいたとおり、平成15年4月に開設した3コース27ホール、全長1,472メートルの国際パークゴルフ協会認定のコースとして開設し、町民及び地域住民の皆様にご利用され、19年目を迎えております。

1点目のパークゴルフ場のコースに関わる管理についてであります。平成18年度から指定管理制度に基づき、指定管理者選考により決定し、管理運営に関する協定書業務仕様書等に基づき施設管理を行い、令和4年度から令和8年度までの5か年間に つきましても、引き続き同一業者を指定し、管理運営を行っているところであります。

利用者からの意見等につきましては、指定管理者が設置する意見箱への投函実績はなしと報告を受けておりますが、利用する団体からは、スポーツ協会を通じて、令和2年度に芝の剥がれや株化による凹凸を解消するよう芝の張り替え等による全面改修の整備要望をいただいております。要望に対しましては、教育委員会と指定管理者、パークゴルフ協会役員と意見交換を行い、全面改修については早急な対応は困難であることを共有したところであります。

新たな指定管理となる今年度に入り、利用団体及び利用者の方からの声をお聞きした中で、パークゴルフ協会、コスモス会、パークゴルフを楽しむ会の皆様の御協力により、コース内のたんぼぼ抜き作業を実施していただくなど、パークゴルフコースへの愛着を感じさせていただいたところであります。今後においても、関係者皆様と意見交換を適時実施しながら、コース整備に関してできることは速やかに対応してまいります。

次に、2点目のパークゴルフ利用者を増やすことに向けた取組につきましては、指定管理者やパークゴルフ協会等による初心者向けパークゴルフ教室や各種大会などを毎年実施して開催していただいております。利用者増に努めてきておりますが、富良野圏域や旭川周辺にパークゴルフコースが整備されてきたことから、圏域外利用者は大きく減少しており、町内利用者が主となっている利用状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、緊急事態宣言による公共施設の利用制限として、パークゴルフ場も令和2年度に27日間、3年度に69日間の利用を休止し、利用者の活動意欲を妨げたことによる利用控えもあると感じております。

パークゴルフは1人でも楽しむことができますが、2人以上の仲間の方とコースを回り楽しまれておりますことから、いま一度利用者の方々がお誘いいただき、経験のない初めての方にも利用しやすいコースとなっておりますことを、利用団体、指定管

理者とともに連携し周知してまいります。

今年度はウィズコロナとして、感染予防対策を徹底しながら利用継続を図り、健康づくり・スポーツ推進を進めてまいります。

3点目のパークゴルフ場の整備計画につきましては、さきにお答えしたとおり、コースの芝の状態も踏まえまして、引き続き利用者の声を把握し、指定管理者、専門事業者への聞き取りや周辺地域のコース視察など、コース整備の在り方を調査検討する中で、早期に対応できることと長期的に整備することを整理し、利用者に親しまれるよりよいコース整備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、ラベンダーハイツについて1点確認させていただきます。

現在の建物においては、第8期の介護保険事業計画等々の特養の利用者数50をもし個室化した場合賄いきれない、入所者を減らして経営にならざるを得ないという観点と、様々な理由から個室化の対応は厳しいという御答弁でありました。現在、こういったまもなく団塊の世代を迎える方々、非常に個室化のニーズがあるということは、町長、認識があるかどうか、まずお答えください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

はい、そういう、一般的に世の中そういうニーズで、そういう流れになっているというのは、報道等、いろいろ承知しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ニーズがあるということ承知いただいているということで、近年、隣町の〇〇苑というところでは、40床の完全個室化の4ユニットのこういった特養が新設されまして、今お聞きしますと、やはり常に満床を維持しているということで、個室化にしても、ある程度の数を確保することにより、経営に関しては通常どおり賄うことができるというふうには聞き及んでおります。

1点目の現在の施設への個室化が無理ということであれば、この件に関しては、もう新しく建物を建てない限り解消しない問題と認識し、次の2点目に関してお伺いさせていただきます。

歴代の町長と同様というフレーズで御答弁をいただきましたけれども、遡ること2008年になりますが、平成20年予算特別委員会での前々町長の

尾岸町長の答弁、また考え方を拝見させていただきますと、尾岸町長は当時から、もう平成20年の時点で当初予算を上程するに当たり、もう平成20年で予備費をたった10万円しか持つことができないぐらい、介護報酬の改定等、様々な要因から、この後必ずやこういった特養を町で維持することは得策ではないと。よって、時の町長になりますが、考え方としては、保育所とそれから特養、これは将来的に民間に移譲すべきだということを申しております。また、一方で、我々議会側からも様々な先進市町村行政調査等々により、やはり公設公営というこの特養を支えている自治体は、年々全国的にも減少傾向にあり、3年ほど前のデータによると、もう抱えている自治体数は約1割を切ってきている。これは当然、問題として町長とも認識しております民間との給与差額、これが大きくネックになっているということは、我々議員も、また理事者である町長部局の皆さんも承知している問題だということで捉えておりますが、町長の主な公設公営を続ける理由についてということで質問させていただきましたが、この答弁書を見る限り、ついの住みかというフレーズは、残念ながら前町長頑なに申し続けた同じフレーズということで、再度確認いたします。町長の考える公設公営を続ける理由について具体的な説明を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

当時、保育所と特別養護老人ホームを民営化しようとしたというのが、はっきり、当時まだ職員でしたけれども、そういう情報はないのですが、結果的に保育所は、当時も民営のといえますか、民間の幼稚園等がありましたので、それはスムーズにいったのだと思いますが、特養に関して私がやはり懸念するのは、他の、唯一の特別養護老人ホームでありまして、民間がないということで、これがなくなるといいますか、町が手を引くと高齢者の方、またこれから高齢者になろうとしている方々、町民の不安を払拭、不安といえますか、現在入っている人はもろ、直接に不利益を被ってしまうのです。そういうことは避けて、しっかりそこは公設公営で、安心・安全の暮らしを守るといのが特別養護老人ホーム公設公営で持ちたいという私ども、思いです。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今、斉藤町長独自の公設公営論というのは、これで、では、全てということでよろしかったですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

はい、そうです。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） そうですね、では、ここでもし民間にアウトソーシングするような考えは、これまでから歴代の町長からも引き継いだ中で、答弁にも書かれておりますけれども、一定額の一般財源からの繰入金なくしては営業ができないという、もうそういったいわゆる介護報酬をそのまま賄い金として施設を運営しなければいけないという介護保険事業者の、これはやらなければいけないということではあるのですが、このような、ずっと続けて、お金を入れ続けて施設を維持しなければいけないということに対して、公設公営で維持し続けるデメリット、大きく町長も感じられていると思います。そのような中、みじんも民間へのアウトソーシングへ向けた施策展開などは、現在も考えられてないということでもよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

アウトソーシングですので、経営そのものをアウトソーシングするということは、職員も直接雇っていますので、そういうことは考えたことありませんが、今もそうですが、給食業務とか、その他の外出しできる部分については、合理化といえますか、経費削減のためには、今後も努力していかなければならないのだというふうには認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 質問にも書かせていただきましたが、昨年、町民にリリースされた町立病院の基本計画には、ラベンダーハイツの将来予定地という明記がありましたため、多くの町民の方、私の周りの方々もそうでした。令和7年の病院開設時に、一緒にハイツもここにできるのかい、これは、実際の町民の声です。また、もしそうでなかった場合としても、予定地ということですので、きっと町民の皆様は、近未来にそこにハイツが移設されるのだねということで多くの方々が理解されているのだねということで、いまだにこの件に関しましては、町民の方々から、特にこの後、団塊の世代を迎える諸先輩から多く同じような質問が寄せられます。

将来、今、こちらの御答弁に示されている斉藤町長のお考えによりますと、やはりRCの建物ということで十三、四、五年は持つ。その中で、ボイラー等々の修繕をこれまでの間行ってきており、今後、この建物を維持し続け、将来、現在今、6総の途中

も、折り返してまもなく向かいますけれども、令和10年度ということで、令和11年の3月までの計画満了の間際にこういった様々な今後考えられるであろう特養の入所者数等々を勘案した中で、ハイツの将来像を立てていきたいということは、やはり令和11年以降でなければ、ハイツの移設はないのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

結果から申し上げますと、令和、今の総合計画が終わるまでといいますか、近々で、近々ハイツが移動するという計画はございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、6総の計画、年度中にはハイツは新しく建たない。これはもう斉藤町長の執行方針ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

はい、よほどのことといいますか、例えば地震とかで、そういう天変地異みたいな災害等ない限りは計画もしていませんので、このまま現在のラベンダーハイツということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、令和11年度以降、7総のときに、もしハイツの新設が位置づけされるようなことがあった場合は、さきに申し上げた個室化等々のことも十分検討材料にいただき、斉藤町長の任期は、昨年度の予特では、私の任期は4年間、その間にはしっかりとした方向は定まらないという御答弁でしたけれども、今現在、町長の任期中に、11年後に位置づけをするということでしたので、しっかりとこういった地域の方々の声を聞く中で、もし斉藤町長もこれから2期、3期お続けになられる可能性もゼロではありませんので、しっかりとこのラベンダーハイツ問題、胸にとどめていただき、もし新設がなされる場合には、そういった一定程度、町民のニーズに合わせた機能を設置していただくということでお願い申し上げ、次の2項目めの上富良野町パークゴルフ場についての質問と変えさせていただきます。

御答弁では、指定管理の制度に基づき、しっかりと管理運営を行っているということで、それ相応に

仕様書というのがあるわけですから、その要綱に沿って管理をいただいているけれども、このように芝の状態は改善されないということは、これはもう、今考えれば、指定管理の方の問題ではなく、芝そのものもう状態が不健康であるということで、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も4月就任し、早々にパークゴルフ場の現場には駆けつけたところでございます。昨日、カップのホールを、グリーンの中にあるカップをちょっと中の土がどうなっているか、ちょっと何箇所か開けて、指定管理者とうちの職員が立ち会いの下、中を見させてもらいました。すると、やはり私も想定していたとおり、火山灰とその上にある黒土の部分が、やはりもう芝が育っていないところは黒土がない状況は目視されました。いいところは、きちんと土と株の根が張っている状況があるということで、これはもう、対応を指定管理のこれまで出している芝刈りと芽土かけ、播種、肥料、水やり、この徹底をだけではもうできない状況ではないかというふうには、素人ながらも感じているところでございます。これについては、答弁でも申し上げましたとおり、指定管理者も含めまして、やはりひどいところについては早急に、答弁でも申し上げたように速やかにできること、あと長期的にやらなければいけないところになるのか。全てのコースが全部駄目だというわけではないということも現実確認してまいりましたので、まず悪いところを先に直していくような方法は考えられないのか、これについては指定管理者と、あと利用者の方がそこにいますので、それについて十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 人工芝の寿命は、一般的に5年から10年と言われておりまして、天然芝等々は、管理をしっかりと行えば永久に使用できる、多分これは、一般の家庭の一軒家の庭先のことだと考えております。ゴルフ場のような広いグリーンであれば、カップの位置を交互にずらすことにより、同じ方が同じ場所踏み入れないという対策は講ずることはできますが、現在のパークゴルフ場においては、例えばグリーンにカップの穴が3か所ありますけれども、たったこんな額の広さのグリーンのカップの位置を変えたところで、人の踏みつけというのは、全面やはりグリーンが踏まれるということで、

多分、この芝の問題に関しては、その一般的な寿命論というのは成り立たず、やはり来年、もう20年目を迎えるということで、もう全体的な修繕が必要入っているというので、私も4日前に現場に足を踏み入れ、ちょうど天気予報も絡んでたのでしようけれども、あまり利用者の方がなく、1時間20分ほどで3コース27ホール、現場を回らせていただきまして、やはりグリーン状況、それから芝の状況、特に間もなくカップだよというところのグリーンにおいては、通常、私も三、四年前であれば軽く打つことで真っすぐカップインされたのですが、芝のところどころの穴がそれを邪魔して、まるっきりカップに向けた方向ではない、全然違う方向に球が行ってしまうということは、やはりこれはもう、設置者として芝の状態は限界なのだなということも、自身、プレイをして感じたところであります。

多分、これまでの間、指定管理の仕様書の中には、エアレーションとかというような作業工程というのは管理の条項の中に入っていたのでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

町が指定管理者と提携している業務の中にエアレーションは含まれておりません。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） やはり芝を長く持続可能な限り使用していくという中では、しっかりと根をつけて、エアレーション等のそういったメンテナンスも必要だということで、これにおいては、この後、もう指定管理が今年から新しくなりますので、今後の仕様書の要綱の中に書き添えていただくような御意見を申し上げて、次に2点目のパークゴルフ利用者を増やすことに向けた取組に関してですけれども、御答弁では、富良野圏域や旭川周辺にパークゴルフコースが整備されてきたことから、いわゆる利用者が減ったというのは、あくまでもこれは、ほとんど感ずるに言い訳に過ぎないと思います。しっかりとしたコースが整備されていれば、上富良野町は道内のやはり中心に位置するというので、様々な人で遠征訪れる方、ついでに、ではパークゴルフ場があるから寄ってみようかなどといった方が利用者の多くを占めていると考えております。特に、一般の方々も、ちょっとした旅先の時間の空いた時間にパークゴルフ場があるからということで、本当にここ10年間、いろいろな道内の新しいパークゴルフ場、しっかりと維持がなされていれば、お客様はついてきます。この間、私が訪れたときに、受付の方に、お客様から苦情等々、どのようなお声を聞いて

おりますかということでお尋ねしましたら、町外利用者は500円お金払うわけですけれども、500円払ってこんな状態のコースだったら金返せみたいな、そういうことも指定管理者の受付の職員の方が言われているような、残念な状況が本当に現状、続いております。やはり設置者として、指定管理者に、特に職員の方々にそのようなクレームを毎日受け続けて、ストレスを与えるような環境というのは早期に改善すべきだと思いますが、これに関して御答弁願います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

パークゴルフ場の利用者につきましては、うちの町もピーク時から見ますと、今は半減して、状況になってます。特に町内の主な利用者の方は、引き続き何とか御利用いただいているというふうに、シーズン券の利用についても約30人ほどは減ってはきておりますが、何とか皆さん、愛好者の方が中心に利用はされてますが、今、議員がおっしゃったとおり、圏域外の方の利用が大幅に、もう今、ピーク時から見ますと1割いない状態になってます。ちょっと状態を私も確認しましたら、私が昔担当していた頃は、修学旅行生なんかも呼び込みながら、団体の利用のツアーの中にも、うちの正面のパークゴルフ場からラベンダーを見ながら、十勝岳の景色も楽しみながらの、そのような観光のコースにも昔は入っていたというふうにも聞いておりますことから、ぜひそういう方たちにも利用していただけるためには、先ほど議員が、当日利用したときに聞いた覚えのないよう、そのような利用者の方が満足して、やはりお金を支払った対価として楽しんでいけるようなコースにすべきことは、町としても指定管理者にきちんと指導しながら維持管理をしていくように、町としても責任を持って務めてきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 町内利用者がほとんどという実態、それから年間1万円のシーズン券を購入されてきた方、微増ではあるものの、やはりあのコースに愛着を感じ、1日2回プレイする方、本当に多くいらっしゃいます。そういった方々も、もう見切りをつけられるようなことがあってはなりませんし、また新規顧客開発というのも同時にやっていく必要性はあると考えております。例えば親子連れの方、週末たまに見かけます。もし、このような減少傾向に歯止めをかけるべく、新たな政策展開としては、例えば1年に数回、子供の日なんていうものを

設けて、親子のプレイヤーを一定額、使用料を免除するとか、様々な策を講じ、新規顧客を開発する必要があるかと思いますが、そういった設置者から具体的な提案というのは、指定管理者になされているのかどうか確認します。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、令和4年度からの新規に指定管理に際して、そのような提案は、町のほうからはしてはいなかったようでございますが、私ども、今回、このパークゴルフ場の実態も、自ら指定管理者、あと各利用する皆様とお話をする上で、やはり町が整備している、設置している施設としまして、町民の皆様にあされる、利用されるコースでなければならないことから、それについては十分、今までは割と高齢者の方が実利用者ではありましたが、今、議員のほうからも御提案いただいたように、親子連れ、あとまた若い方でもプレイを楽しめるような、そういう内容も、今後、指定管理者と、また各団体とも協議をしながら、そのような内容も検討していければと、私自身、今、感じておりますので、それについては内部で十分これから協議してまいりたいと考えております。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 最後に、3点目の今後の整備計画について。御答弁では、コース整備の在り方を調査検討する中で、早期に対応できることと長期的に整備することを整理し、利用者に親しまれるよりよいコース整備に取り組みたい、進めてまいりたいということで、これはポジティブに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどからも御質問いただいているように、今の芝の3コースの状態を鑑みますと、1コースだけは大丈夫で2コースが悪いとか、そういうものではなく、3コース全体的に凹凸並びに様々なちょっと課題があるというふうに言われております。特にグリーンにおいては、ハウダイということでも平らなところでないものですから、特にそのグリーン周りのところの土の状態もよくなく、あとあそこは大変水を吸わないので水が流れる、水をまいてもなかなか吸い込みがよくないという様々な、設置のときからの様々な課題がある状態を私ども職員も認識し、指定管理者、あと愛好者の方とも十分話し合いをしながら、今後の整備については、まずで

きることは、年内にできることがまずあるのか、それは年内にやれるのか、それは予算も伴いますので、どうするのかということがまず1点と、それと指定管理者と、今、愛好者の方たちからも、これがこうの方がいい、ああしたほうがいいというちょっと意見を、実はアンケートでもいろいろとお答えいただいておりますので、それについてはやれることを速やかにやること、そして、令和2年にも実はパークゴルフ協会からも要望が出ていましたとおり、本当にパークゴルフ場整備を長期的視野に立って整備をしていかなければならないような事態にあるとしましたら、3コースのうち1コースずつを少し整備に時間を要するような考え方もできないのか。これについては、大変利用制限をすることになりますので、これについては、十分、今現在利用していただいている団体のほうとも、十分協議をしながら整理していかなければいけない案件になるかと思っておりますので、その辺も含めまして、長期的な整備については、これはもう設置者と利用者、指定管理者だけではなくて、教育委員会の計画にもあります。その中でもこのパークゴルフ場の整備については位置づけられておりますので、そことの審議も図りながら、十分内容を練ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今、教育長からは、要は3コース、順に1コースずつ修繕を行なから、最終的に全てを整えるのに長期的というのは、3年とか4年とかというようなロングスパンということで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 大変申し訳ございませんが、私も今、素人で申し上げているところも一部ありますので、当時、令和2年度のときにも、そのような代用についても意見交換をしたような中身から今お答えさせていただいている状況でございます。ただ、芝のどういう状態を整備をしていくかの方法にもよりますので、よく私も聞いておりますのは、1コースを何日間かお休みをするパターンで整備をしていくこともできますし、1年間、そのコースを全面解除しなければならぬような整備もあるかと思っておりますので、その内容については、もう少し具体的に実態を確認しながら、私どもも整備計画を立てながら、それにつきましては、内容については精査していきたいと思っておりますので、今の段階では、すみませんがちょっとそれに対しては十分なお答えはできないことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、現段階では、その修繕が大規模修繕になるのか、中規模、小規模、考え方は様々ですけれども、例えばコースありますが、フェアウェイとグリーン以外の、ただ歩くようなところは整理の対象にしないとか、様々な低予算化を図ることもできると思いますので、今後そういった整備計画、また、整備内容については、この後に愛好者の方々、そして設置者及び指定管理者の方としっかりと協議した中で方向性を決めるということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

はい、ただいま、このパークゴルフ場につきましては、今、教育委員会と指定管理者、あと町内にある各団体、あと個人の利用者の方からも十分意見を聞き、今年度、うちの社会教育施設の整備を担当する社会教育員の会議の委員の皆様にも現場を見ていただきながら、十分その中でも意見等を、客観的な御意見等もいただきながら、十分、今後、整備計画については、反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 最後に、こよなく愛するパークゴルフ愛好家の方々在今后、開設当時の、20年前に遡りますけれども、魅力的なコース造りをしっかりとした計画をもって進めていくという強い御答弁を求め、質問と代えさせていただきます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

本当にこのパークゴルフにつきましては、議員がの冒頭、御質問の中で、経過について御説明いただきましたとおり、本当に町民の皆様が軽スポーツの普及ということで、パークゴルフ協会が設立され、30年、今、活動に至っているというふうに私も報告を受けております。その中で、このパークゴルフ場の要望をされ、町としまでも町民の皆様にも愛され、利用していただいているコースでございます。今、本当に利用者の方が少し減ってきておりますが、今使っていただいている方に引き続き使っていただける施設コースを目指すこと、そして、その方たちが、ここのコースいいコースだから一緒に行きましょうと誘い合えるコース、これにすることがやはり着実な、私は利用ではないかと思っております。

あと、圏域外からの利用者につきましては、そういう気運が高まりますと、皆様それぞれを分かって利用していただけるものになると思いますので、ぜひ

高齢者だけではなくて、広い世代の方に利用していただけるような施設の運営ということで、今後、教育委員会と指定管理者等と、あと皆様で十分協議しながら整備体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、11時30分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和3年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計におきましては、4億5,375万9,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差し引いた3億9,375万9,000円を増額するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度への繰越し手続をすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分として一般会計で繰戻しを受けるため、各特別会計繰入金総額で1,913万6,000円の補正をしております。

2点目は、携帯電話伝送路支障移転工事の実施に係る事業費の補正についてであります。携帯電話の伝送路につきましては、平成21年度において町内の不感地区の解消のため、携帯電話基地局の開設に必要な伝送路の整備を行ったところですが、このたび北海道が実施している道道吹上上富良野線整備において、当該伝送路について支障となったため、移設のための経費の補正をしております。

3点目は、泥流地帯映画化事業に係る事業費の補

正についてです。令和3年度におきまして、企業版ふるさと納税としていただいた御寄附を財源といたしまして、映画制作負担金を補正するものでございます。

4点目は、7月中旬より予定しております4回目のコロナワクチン接種に係る所要の経費の補正でございます。

5点目につきましては、国及び北海道の補正予算活用いたしまして、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業及び食費等の物価高騰に直面する低所得の育て世帯に対する子育て世帯至急特別給付金給付事業に係る事業費の補正をお願いするものでございます。

6点目は、クリーンセンターの焼却施設及びリサイクル施設の設備について、経年劣化等によりまして施設の稼働に支障を来しているため、その修繕費の補正をお願いするところでございます。

7点目は、国の補助を活用いたしまして、地域が目指すべき将来の農地の集約に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けまして、生産の効率化に取り組むために必要な農業用機械、施設の導入を目的とした農地利用効率化支援事業を実施するため所要の経費を補正するものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素といたしまして、また、他の既決予算についても、一部事業内容の変更等に伴う補正を行い、財源調整を図った上で財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、今後の町立病院改築整備事業及び子どもセンター整備事業など、大型事業の財源及び将来の起債償還費に対応するため、公共施設整備基金及び減債基金にそれぞれ1億円を積み立てるとともに、今後の緊急的な財政需要に備えまして、一定額を予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,315万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2億4,581万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金、2,288万7,000円。

16款道支出金、739万5,000円。

18款寄附金、9,000円の減。

19款繰入金、1,913万6,000円。

20款繰越金、3億9,375万9,000円。

21款諸収入、1万4,000円の減。

歳入合計、4億4,315万4,000円となります。

2ページを御覧ください。

2、歳出。

2款総務費、1億3,300万円。

3款民生費、2,602万円。

4款衛生費、1,373万3,000円。

6款農林業費、638万3,000円。

7款商工費、1万4,000円の減。

8款土木費、1万6,000円の減。

9款教育費、425万1,000円。

10款公債費、1億円。

11款給与費、ゼロ円。

12款予備費、1億5,979万7,000円。

歳出合計、4億4,315万4,000円となっております。

以上で、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） すみません、ちょっと分からないので教えていただきたいのですけれども、今説明がありました歳出の中の20ページの総務費の2款1項9目に関わるところで、地方振興費の中で泥流地帯の映画化に関わりまして制作の交付金ということで負担金ということで400万円拠出されておるところでございます。今の総務課長の説明の中で、令和3年度に企業版ふるさと納税で頂いたものの中からこちらに制作を出すというところ、お伺いしたいのが、これはどちらの企業から頂いたもので、どこの制作のところにもまず拠出されるのかということをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 金子議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、昨年、企業版ふるさと納税といたしまして、映画制作費にということで企業版ふるさと税で寄附をもらったところでございます。もらってました企業につきましては、主にテレビ制作の映像企画コンテンツを担っている会社と、あとはもう一つは、アニメドラマなど、そういうのをコンテンツ企画するプロデュースする会社、そういう会社の2名の方が、今回、こういう泥流地帯の映画化に際しまして映画制作をする会社に対して寄附を行いたいということで、町のふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用して寄附をするという形で昨年頂いたものを今回繰り越しまして、一応負担金という形で、こちらのほうで今、いろいろ予算計上しまして、そのお金を映画制作の会社Z i p a n gのほうに負担金として実施するという形で予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ということは、ふるさと納税を頂いた企業からその関連企業に出すということではなくて、全くこう違うところから集まったものの中のところを映画の制作の会社に渡すということによろしいですか。何か、私もちょっとはつきり詳しいのは分からないので、法的な問題でもし問題がなければ全くいいのですけれども、後々何かちょっとめたら困るので、今ちょっと伺っているのですけれども、企業版ふるさと納税の在り方としては、やはりその企業が納めることによって、当然税の控除が受けられるというメリットがありますから、その見返り的なものは駄目ですよという法的な縛りがあるって、例えばうちの企業がどこかにやったら、それはその、例えばどこでもいい、青森県のある町にうちの会社がふるさと納税した、企業版ふるさと納税したものは、そこはそのホームページで株式会社金子から企業版ふるさと納税もらいましたよというものとのかについては全く問題がないとかということが注釈であったのですけれども、それは事によって、例えば企業版ふるさと納税をした会社が、その自治体と何らかの金銭的なメリットが受けるようなことというのは駄目だということがあったものですから、もしそういったものに抵触してないのであればいいのですけれども、そういったおそれがあるのかなのか、改めて伺いたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員今おっしゃったように、その見返りといいますが、経済的な見返りは禁止ということで、僕らも総務のほうから、ふるさと納税に関しましてそういうのは禁止されているところがございます。今回のふるさと納税、企業版ふるさと納税で御費用頂いて、それをあと、うちのほうから負担金として企業制作の会社に支払ということは、何ら問題はないということで確認をしているところでございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 同じく泥流地帯映画化事業の400万円についてなのですが、映画制作の負担金ということで御説明ありましたが、この映画制作に関しては、何か上限8,000万円という、当初そういったお話があったと思うのですが、この400万円は、その上限8,000万円にカウントされるのか、全く別のものなのかお伺いたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

8,000万円というのは、協定の中に出ている、要するに映画制作にかかわらず後方支援という形の8,000万円です。これは映画制作会社のほうに制作のほうで使ってくれということで、400万円を負担金として支出するものでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） といいますと、やはり最初の協定を組んだときに8,000万円はあったのですけれども、それ以外に関わる部分に関しては、上限というのは全く設定されていないという話でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

この400万円については映画制作のほう、8,000万円というのは、いわゆる後方支援ですとか、後方支援と言いまして、ロケ隊が来たときの宿泊先のあっせんですとか、お食事のあっせんですとか、そういう形で使う8,000万円としてなっています。この400万円については映画に使うお金ですから、拠出される2億円云々というお金の中に入れていただくということをお話をしております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今の併せてお伺いいたしま

す。

ミックスという形の新たな事業を継承した会社という形になっているのか、Z i p a n g と共同の開発するという形になっているのだと思いますが、この実績等はどういう会社なのか、一向にちょっと内容が分からないものですから、ちょっとお伺いいたしますが、この子会社なのか、別会社なのか分かりません。実体がちょっと分からないので、その点、どういう実績があって、どういう形でなっているのかお伺いいたします。

再度確認いたしますが、この夏予定に報道発表、政策決定という形になっておりますから、この詳細についてはまだ、先ほど聞いたらまだ分からないような話でしたので分かりませんが、この夏ということになれば、この7月という形になるのか、その詳細については、町がいつ頃伝わってくるのか。そういったところについてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、新しく地域活性化起業人の形になった会社につきましては、Z i p a n g とは全く関係のない会社でございます。事業実績としては、いろいろと食品、地域の食材を活用したような食品レシピ等の開発とか地域活性化とか、そういった部分を担っている会社でございます。基本的には一部、ロケ部分でのいろいろな権利関係や何かでの協力はいただきますけれども、主に泥流地帯の映画化に関わることではニップスではなくて、Z i p a n g でやるのだというふうに認識していただきたいなと思っております。一応、地域公式行事ということで、今二者、4月から二者ということでやっておりますけれども、そのニップスの会社のほうでは、ロケサポートするときの権利関係の処理や何かにはアドバイスはいただくとかということと、それから地域活性化のほうでのまた新たな事業展開をするということなどについての活動していただいております。今度、ロケサポートの一つの、例えばドラマだ、CMだ、何だの中に、今度、泥流地帯の映画というものが、新たに制作するが決まればここに入ってくるということであれば、ロケサポートのほうでの今度映画制作へのサポートということになりますので、そういったときには、また泥流地帯に関わるということでございます。今もいろいろなドラマや何か来てますけれども、そういったもの全般をサポートしていくのがロケサポの仕事でありまして、泥流地帯のほうは泥流地帯の映画化ということで、一定程度役割分担をしていただく中で、協力で

きる部分については、協力しながら取り行っていたとくということに、今後、映画の部分が入ってくればなるのかなというようなことで御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長、代わりましてよろしくお伺いいたします。総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、令和3年度決算に伴いまして、一般会計繰出金につきまして、所要の補正をお願いするものであります。

3点目は、保険税均等割軽減措置によるシステム改修費について所要の補正をお願いするものであります。

4点目は、会計年度任用職員の期末手当の支給率の改正に伴いまして、その支給額について所要の補正をお願いするものであります。また、収支残額の5,300万5,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていた

できます。

なお、議決項目の部分について説明をさせていただきまして、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第2号を御覧いただきたいと思います。

議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,536万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,936万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款道支出金、74万3,000円。

6款繰越金、5,462万6,000円。

歳入合計は、5,536万9,000円でありませ

す。

2、歳出。

1款総務費、76万8,000円。

5款保健事業費、2万5,000円の減。

8款諸支出金、162万1,000円。

9款予備費、5,300万5,000円。

歳出合計は、5,536万9,000円でありませ

す。

以上で、議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

再開は、1時でございます。よろしくお願いいたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和3年度決算に伴う繰越金につきまして、所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、令和3年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計の繰出金の額について、所要の補正をするものであります。

3点目は、会計年度任用職員の期末手当支給率の改正に伴う支給額について所要の補正をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明させていただきまして、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

それでは、議案第3号を御覧いただきたいと思います。

議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,245万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金、1万4,000円の減。

4款繰越金、135万1,000円。

歳入合計は、133万7,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、1万4,000円の減。

2款広域連合納付金、45万2,000円。

3款諸支出金、89万9,000円。

歳出合計は、133万7,000円であります。

以上で、議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入につきまして本特別会計の令和3年度決算確定により、繰越額が確定したことから、既決予算に7,397万2,000円を追加するものであります。

2点目は、歳出におきまして、令和3年度一般会計から繰入れした介護給付費、地域支援事業費及び職員給与費、事務費の精算により確定しました584万5,000円を一般会計に繰り出すものであります。

3点目は、4月1日から施行されました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正により、期末手当支給率の引下げ分につきまして、所要の補正をお願いするものであります。

4点目は、会計年度任用職員、介護予防支援員だったのですけれども、の任用につきまして、4月から任用を予定しておりましたが、5月からの任用となったため、該当する報酬と職員手当等について所要の補正をお願いするものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に6,881万2,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみを説明させていただき、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,397万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,098万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3 款国庫支出金、26 万円の減。
4 款道支出金、13 万円の減。
7 款繰入金、14 万円の減。
8 款繰越金、7,450 万 2,000 円。
歳入合計、7,397 万 2,000 円。

2、歳出。

1 款総務費、1 万円の減。
3 款地域支援事業費、67 万 5,000 円の減。
6 款諸支出金、584 万 5,000 円。
7 款予備費、6,881 万 2,000 円。
歳出合計、7,397 万 2,000 円。

以上、議案第 4 号令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第 4 号令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 5 号

○議長（村上和子君） 日程第 7 議案第 5 号令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま上程いただきました議案第 5 号令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、令和 3 年度事業会計の決算に伴う繰越金の補正であります。

2 点目は、寄附債の 13 万円について、一般会計より繰入れを行うとともに、介護業務用備品購入を

図るよう、所要の補正を行うものであります。

3 点目は、介護職員処遇改善支援事業に伴う職員人件費及び会計年度任用職員であります介護士の報酬について追加するよう、所要の補正を行うものであります。

4 点目は、会計年度職員の期末手当支給率改正に伴う所要の補正を行うものであります。

以上の内容を基に財源調整を図り、繰越金の余剰額は今後の財政需要に備えるため、予備費に計上するものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 5 号を御覧ください。

令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,453 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,436 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款サービス収入、148 万円。

4 款道支出金、143 万 7,000 円。

7 款繰入金、13 万円。

8 款繰越金、1,149 万 1,000 円。

歳入合計、1,453 万 8,000 円。

2、歳出。

1 款総務費、108 万円。

2 款サービス事業費、164 万 2,000 円。

6 款予備費、1,181 万 6,000 円。

歳出合計、1,453 万 8,000 円。

以上で、議案第 5 号令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長(村上和子君) 日程第8 議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、本特別会計令和3年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算に776万7,000円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和4年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものであり、所要の補正をお願いするものであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,985万2,000円とす

る。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3 款繰越金、776万7,000円。

2、歳出。

3 款繰出金、776万7,000円。

以上で、議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

申し訳ございません。説明漏れがございました。

第1表なのですが、歳入の合計額、776万7,000円。2、歳出の合計額、776万7,000円。

以上であります。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長(村上和子君) 日程第9 議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまし

て、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、本特別会計令和3年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算に300万4,000円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和4年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものであり、所要の補正をお願いするものであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきましては、議決項目部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,995万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金、300万4,000円。

歳入合計、300万4,000円。

2、歳出。

3款繰出金、300万4,000円。

歳出合計、300万4,000円。

以上で、議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） これをもって、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、会計年度任用職員の給与改定に伴います職員給与費の減額補正を行うものであります。減額した補正額につきましては、予備費に充当し、予算総額の増減は伴わない内容となっております。

それでは以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第8号を御覧ください。

令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別の名称及び補正の予定額のみ申し上げます。

第1款水道事業費用。

第1項営業費用、1万5,000円の減。

第4項予備費、1万5,000円。

第3条、予算第6条第1項中、2,764万8,000円を2,763万3,000円に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(村上和子君) 日程第11 議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただきました議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

1点目につきましては、処遇改善手当の補正です。町立病院に勤務する対象の看護職員及び介護職員の処遇改善手当につきまして、増額補正をお願いします。

2点目につきましては、会計年度職員に対する期末手当の補正です。期末手当の支給率の改定に伴いまして、減額補正をするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和4年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、283万9,000円。

第1項医業収益、84万6,000円。

第2項医業外収益、199万3,000円。

支出。

第1款病院事業費用、283万9,000円。

第1項医業費用、145万9,000円。

第3項介護保険施設事業費用、98万円。

第5項予備費、40万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条第1項中、6億6,920万8,000円を6億7,164万7,000円に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

◎日程第13 議案第11号

◎日程第14 議案第12号

○議長(村上和子君) 日程第12 議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第13 議案第11号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第14 議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま一括上程され

ました議案第10号北海道市町村総合事務組規約の変更について、議案第11号北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてにつきまして、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合、北海道市町村退職手当組合及び北海道町村議会議員公務災害補償組合に令和4年4月1日付をもちまして、上川中部福祉事務組合が加入されましたので、当該組合を構成団体として追加するためには、地方自治法の規定によりまして構成町村議会での議決が必要となることから、本議会を提出するものであります。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

まず、議案第10号を御覧ください。

議案第10号北海道市町村総合事務組規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のよう変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

次に、議案第11号を御覧ください。

議案第11号北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律

第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第12号を御覧いただきたいと思えます。

議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第10号北海道市町村総合事務組規約の変更について、議案第11号北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償組合の規約の変更についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第10号について質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号北海道市町村総合事務組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第11号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長(村上和子君) 日程第15 議案第13号財産の取得について(福祉バス)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) ただいま上程いただきました議案第13号財産の取得について(福祉バス)につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、財産取得といたしまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受けまして、福祉バスを取得するものであります。

目的といたしましては、福祉バスは、老人、児童及び障がい者等の福祉活動または社会参加の推進を図り、本町の福祉活動の増進を目的として運行するものでございます。

現有車両は、平成13年の取得から21年を経過し、走行距離も24万キロメートルを超え、トランクルームの底も腐食するなど老朽化が著しく、故障による修理期間も長期間を有することで利用に支障

を来していますことから、更新をするものでございます。

購入車両の概要につきましては、現有車両の使用状況により、同様の中型バス、乗車定員42名とし、走行性が高くかつ安全性が高い車種の選定を基本といたしまして、オートマチックトランスミッション装備と補助ブレーキとして、特に連続降板時に急激な減速を防ぐことができますリタード装置、あとは高齢者、幼児の乗降がしやすい車高調整機能を装備したものとなっております。

上程をいただきました本件財産の取得につきましては、去る5月31日に指名競争入札を行った結果、北海道日野自動車株式会社旭川支店が3,160万円で落札し、消費税を加えまして本議案の3,476万円の契約金額となったところでございます。

それでは以下、議案を朗読し、提案の理由に代えさせていただきます。

議案第13号を御覧ください。

議案第13号財産の取得について。

福祉バスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるる。

1、取得の目的、福祉バス。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、3,476万円。

4、取得の相手方、旭川市永山2条14丁目2番21号。北海道日野自動車株式会社旭川支店、支店長高橋尚孝。

5、納期、令和5年3月17日。

以上、議案第13号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第13号について質疑に入ります。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) ちょっと確認をさせていただきます。今、たまたま競争入札で金額が提示されたけれども、当初の予定よりは見積りが、当初は見積りが高かったということなののでしょうか。ちょっとその辺のところ、教えていただきたい。

○議長(村上和子君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

入札の当初は、見積書を取って予算を令和4年度

計上させていただきました。入札の予定価格をつくるときに、参考見積りを取りまして、予定価格を決定して、それで入札を行った結果、執行率が今回の日野自動車で87.1%という落札率でございます、それで予算に比較して大幅に減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号財産の取得について（福祉バス）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第16 議案第14号財産の取得について（ロータリ除雪車）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第14号財産の取得について（ロータリ除雪車）、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、財産取得といたしまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、小型ロータリ除雪車を取得するものであります。

目的といたしましては、冬期間の歩道の除雪を行い、歩行障がい軽減することを目的とするものであります。

車両の概要につきましては、今回取得する小型ロータリ除雪車は、最大除雪幅1.0メートルであり、作業操作性が容易で、狭隘な歩道にも対応できるものとなっております。

上程いただきました本件財産の取得につきましては、去る6月21日に指名競争入札を行った結果、北海道川崎建機株式会社旭川支店が1,100万円で落札し、消費税を加えまして本議案の1,210万円の契約金額となったところであります。

それでは以下、議案を朗読し、提案の理由の説明といたします。

議案第14号財産の取得について。

ロータリ除雪車を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、ロータリ除雪車。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、1,210万円。

4、取得の相手方、旭川市永山2条9丁目1番3号。北海道川崎建機株式会社旭川支店、支店長熊谷伸哉。

5、納期、令和5年3月15日。

以上で、議案第14号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第14号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第14号財産の取得について（ロータリ除雪車）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 諮問第1号

○議長（村上和子君） 日程第17 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町では、4名の方に人権擁護委員をお務めいただいているところであります。その人権擁護委員の中で、西川秋雄氏が令和4年9月30日をもって任期満了を迎えるところであります。

西川秋雄氏におかれましては、これまで2期6年にわたり御活躍をいただいたところであり、御本人からは、後進に道を譲りたいとの強い意向がありましたことから、今期の任期満了をもちまして退任されることを了承したところであります。

そのことから、西川秋雄氏の後任の人権擁護委員といたしまして、鎌田孝徳氏を推薦いたしたく御提案申し上げるところであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

1、住所、上富良野町■■■■■■■■■■■■■■■。

2、氏名、鎌田孝徳。

以上でございます。なお、経歴等は別にお配りしたものに記載しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

鎌田孝徳氏におかれましては、人格・見識ともに優れた方でございます。御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり選任に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第18 発議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第18 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ただいま上程いただきました発議案第1号議員派遣について、趣旨を御説明申し上げます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年6月23日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一、上富良野町議会議員、金子益三。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

（1）目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、札幌市、白老町。

（3）期間、令和4年7月6日から7月7日、2日間。

（4）派遣議員、全議員14名。

2、北海道町村議会議長会主催の議員広報研修会。

（1）目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、札幌市。

（3）期間、令和4年8月23日、1日間。

（4）派遣議員、議会広報特別委員6名。

（5）その他、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により派遣を判断する。

以上であります。お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第19 発議案第2号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました

た発議案第2号議員派遣につきまして、その内容を説明いたします。

当初、厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査といたしまして、先進市町村視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス蔓延等によりまして、閉会中の継続調査報告期間内に視察が不可能となったために、改めて厚生文教常任委員会が所管として持つ行政案件、子どもセンター、発達支援センター並びに今後改修が見込まれます最終処分場についての先進地を改めて選択いたしまして、今後の事業の参考並びに厚生文教常任委員の資質向上のために議員派遣をいたすところでございます。

それでは、以下、朗読をもちまして、発議案第2号の説明といたします。

発議案第2号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

令和4年6月23日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、厚生文教常任委員会委員長、金子益三。議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、先進市町村行政視察研修。

(1) 目的、厚生文教常任委員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、池田町、遠軽町、美幌町、士別市。

(3) 期間、令和4年7月19日から22日までの4日間。

(4) 派遣議員、厚生文教常任委員会7名。

(5) その他、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により派遣を判断する。

以上、御審議賜りまして、議案をお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

ここで、換気を入れさせていただきます。10分間、休憩といたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（村上和子君） 会議を再開いたします。

◎日程第20 発議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第20 発議案第3号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第3号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見についての要旨を御説明申し上げます。

本件は、令和4年5月25日に農民運動北海道連合会から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、6月14日の委員会で慎重審議をいたしました。

委員会においては、減反政策を進めてきた水田活用の直接支払交付金の支払い条件に、今後、5年間米を作らなかつた水田を交付対象外とするなどの見直しを国が示したことで、道内はもとより全国から交付金対象外になると農業生産が後退する、土地改良を進めて水田でも畑でも使えるようにし、食料需給率を引き上げるべきなど、生産現場からは見直しを求める声相次いでいること、また世界的食料価格の高騰の中、ロシアのウクライナ侵攻で食料不足が深刻になることが危惧され、食料自給率が低い我が国の食への不安が広がっており、今必要なことは、生産者を励まし、生産を増やすことが重要であることから、採択すべきものとして議会運営委員会、全員協議会での審議を経て意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

発議案第3号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年6月22日提出。

上富良野町議会議員、村上和子様。
提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。
賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。
裏面を御覧ください。

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書。

コロナ禍の長期化で農産物需要が減少し、在庫増、価格低迷で生産者は大変苦しいなかで、国民の食料を支えているという思いで農作業に励んでいる。

昨年からの食料価格の上昇し、さらにロシアのウクライナ侵攻で食料不足、価格高騰が深刻になり、わが国でも食料価格の高騰は低所得者、ひとり親家族、年金生活者などの生活を直撃している。

また、肥料や飼料など生産資材の多くが輸入に依存し、追い打ちをかける円安で、生産資材の高騰と不足に生産者は直面している。

国がすすめる水田活用の直接支払交付金の見直しで、交付金対象から除外される水田が多く出ることが危惧されている。多くの国民のみなさんが輸入に依存した食に不安を抱いている。

いま必要なことは、生産者を励まして生産を増やし食料自給率を引き上げることである。よって、次の対策を強く要望する。

記。

1、水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。

2、肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。

3、食料自給率を確実に引き上げる価格保障・所得補償を行い、生産者を励ますこと。

4、ミニマムアクセス米など農産物の輸入を減らす外交協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日。

北海道空知郡上富良野町議会議員、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣。

以上で、発議案第3号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第21 発議案第4号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第4号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和4年5月25日に農民運動北海道連合会から、当該意見書の採択と提出の要望書を受領し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、6月14日の委員会で慎重審議いたしました。

委員会においては、てん菜は北海道農業の畑作の基幹作物として重要な役割を果たし、国産砂糖の需給率は40%のうちてん菜糖が8割を占めており、主産地の十勝、オホーツク地域をはじめ全道84市町村でてん菜は作付されており、これまでは輸入調整金制度によるてん菜生産者、製糖事業者への交付金等でてん菜生産が振興されてきました。てん菜糖交付金対象数量として、産糖量64万トンが枠となっているが、輸入調整金収支の累積赤字を理由に、産糖量64万トンの枠の2割程度削減の動きが強まり、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっていること、また世界的に食料不足と食料価格高騰で、食料危機の様相が広がり、輸入依存の我が国の食料の安定供給に不安が広がっており、食料自給率を引き上げるためには、砂糖の輸入を減らし国産砂糖を守る施策に転換することが必要と考えられることから、採択すべきものとして議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、議案を朗読し、説明申し上げます。

す。

発議案第4号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年6月22日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。

裏面を御覧ください。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書。

てん菜は、北海道農業の基幹作物として重要な役割をはたしている。北海道のてん菜糖は、国産砂糖の8割を占め、砂糖の自給率40%を支えている。国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度で、てん菜生産者、製糖事業者への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量として、てん菜産糖量64万トン枠としている。

輸入調整金収支の赤字を理由に、産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっている。

世界的な食料危機、食料高騰のなか、輸入に依存した食に不安が広がっている。砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守り本腰を入れて食料自給率を引き上げる政策に転換することが必要である。

よって、次の対策を強く要望する。

記。

1、食料の安定供給、食料自給率を引き上げるために、てん菜生産への支援を強めること。

2、製糖事業者への支援を強めること。

3、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣。

以上で、発議案第4号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村上和子君） 日程第22 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査といたすことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） これにて、令和4年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時23分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年6月23日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 荒 生 博 一